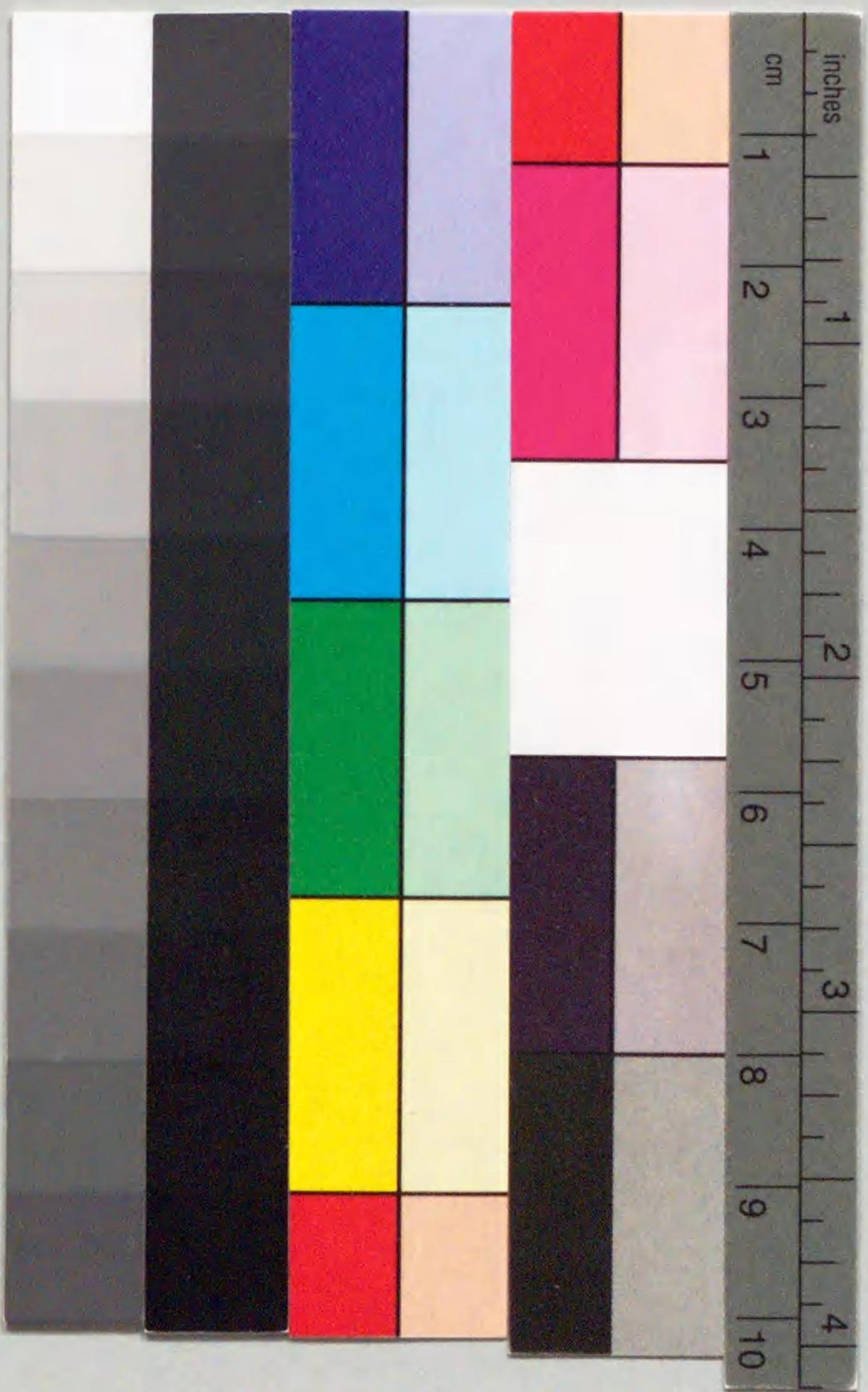


GB421
21
00727370



貴族院
函
号
冊

幕府瓦解史

熊田葦城著

後編

東京有朋堂發行



GB421
21



727370

凡例

- 一、本書は余の報知新聞紙上に掲載せるものを訂正し、及び補足せるものにして、石清水の行幸に始まりて、徳川氏の轉封に終る、乃ち幕府瓦解の顛末、收めて此中に在り。
- 一、幕末の精華たり、生采たる會津籠城の記事は、一切此書に記さず、是れ續いて『會津籠城史』を編述せんと欲するが爲めなり。
- 一、凡そ著書は勝者に厚くして、敗者に薄きの憾なきにあらず、此書は幕府瓦解の真相を描かんことを目的とするが故に、寧ろ敗者に厚くして、勝者に薄きの感あるべし、是れ本書の特色なるか、將た缺點なるか、余自からこれを知らざるなり。
- 一、從來明治維新の事を記するもの、薩長の勤王を稱すると與に、會桑の奸賊を罵らざるはなし、然れども會桑二藩は、一意朝幕の爲めに盡すの外、寸毫も他意なく、其誠意誠心、遠く勤王諸藩の上に在り、此類の事、他にも甚だ多からん、彼書を讀むもの、宜しく此書を讀んで、楯の両面を知らざるべからず。
- 一、此書に引用せし書籍並に記録の類、頗る夥多にして、當に汗充のみならず、一々其

書目を掲載せんこと、甚だ煩雜なるを以て、一切省略に附せり。

大正四年九月

著者識

幕府瓦解史後編引

久しきものは倦み、倦むものは衰ふ、是れ勢なり。

勝つものは驕り、驕るものは亡ぶ、亦た是れ勢なり。

幕府の倦みて、驕るや久し、其前途唯衰亡あるのみ。

幕府衰亡の勢既に成る、故に之れを倒すは易く、之れを支ふるは難し。

薩長は其易きものを爲さんとす、故に勞少なくして、能く功を成す。

會桑は其難きものを爲さんとす、故に勞多くして、却て罪を招く。

然らば則ち薩長は智にして、會桑は愚なるか。

否な、何ぞ然らん、唯其境遇、位地の之れをして然らしめたるのみ。

會桑をして薩長の位地に立たしむれば、亦た能く薩長の功を成さん。

薩長をして會桑の境遇に在らしむれば、亦た終に會桑の罪を招かん。

勝つもの以て誇るに足らず、敗るもの以て悲むに足らざるなり。

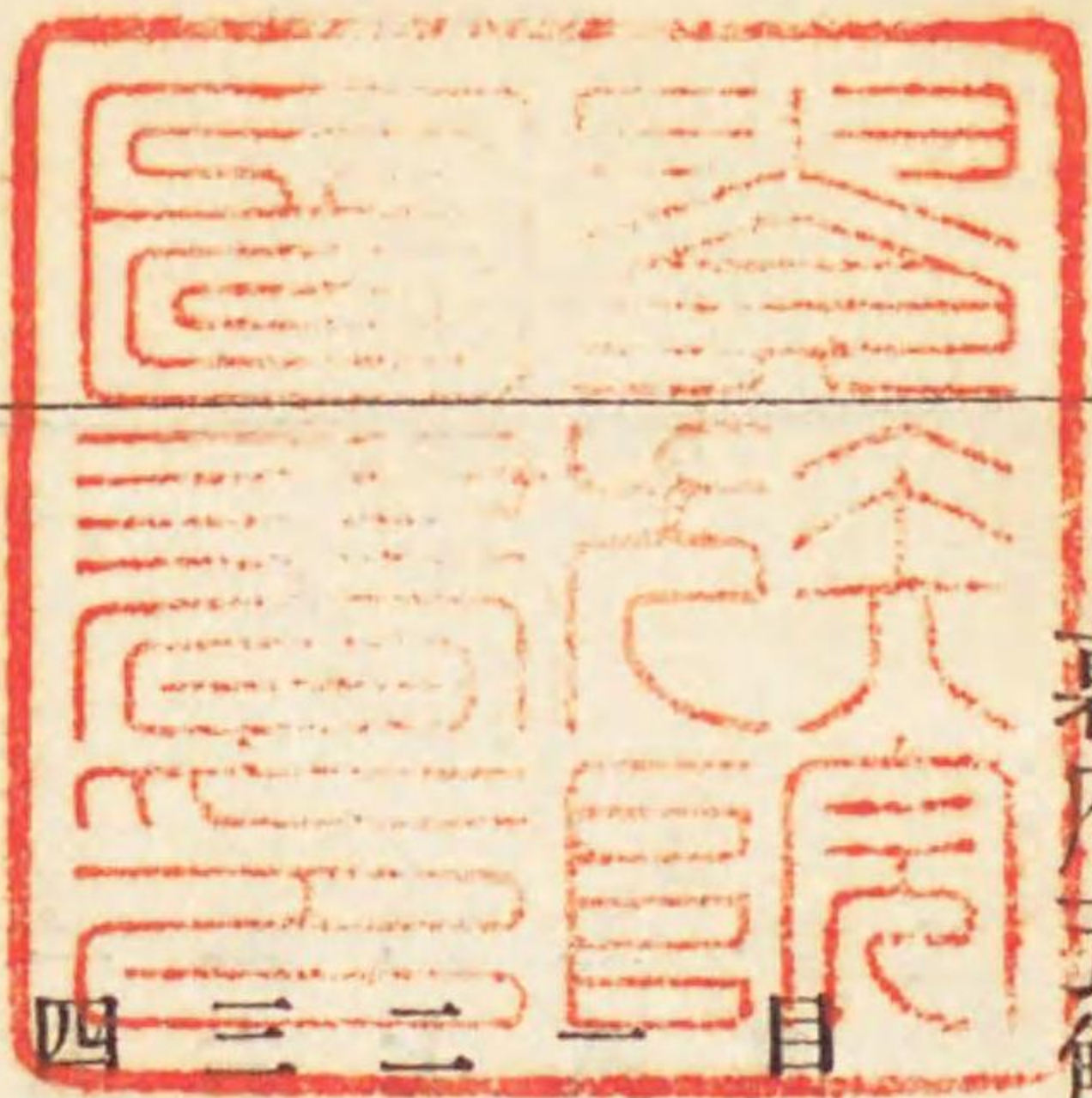
世には勝者を頌するもの多く、敗者を傷むもの少なし、余の後者に力むるもの、其れ亦

た薩長の位地を去つて、會桑の境遇を學ぶに似たらすや。
 夫れ六國亡びて二十年、秦も亦た亡ぶ。
 今や薩長權を執ること實に四十年、豈に久しくして倦み、倦みて衰ふるの勢なきか、又
 豈に勝ちて驕り、驕りて亡ぶるの勢なきか。
 嗚呼驕るもの久しからず、和漢皆然り。
 余や既に幕府瓦解史を著はす、其れ亦た終に薩長衰亡史を著はさざる可からざるか。

大正四年九月

葦城小史 識

幕府瓦解史下篇



目次

九	英國償金問題(二).....二四
八	英國償金問題(一).....二三
七	會津藩士の苦衷.....一九
六	奸徒の逮捕.....二六
五	公知の下阪.....二三
四	將軍の巡視.....一〇
三	後見職の東歸.....七
二	石清水の行幸(二).....四
一	石清水の行幸(一).....一

一〇 英國償金問題(三)……………二七

一一 英國償金問題(四)……………三〇

一二 英國償金問題(五)……………三三

一三 英國償金問題(六)……………三六

一四 長州の攘夷……………三八

一五 公知の暗殺……………四一

一六 兇漢の探偵……………四四

一七 嫌疑者の引致……………四七

一八 嫌疑者の自殺……………五〇

一九 圖書頭の上京(一)……………五二

二〇 圖書頭の上京(二)……………五五

二一 圖書頭の上京(三)……………五八

二二 將軍の下阪……………六一

二三 將軍の東歸……………六三

二四 供御の増進……………六六

二五 長人の砲撃……………六九

二六 中川宮の上表……………七二

二七 攘夷の奨勵……………七五

二八 守護職の權限……………七八

二九 容保の排斥(一)……………八三

三〇 容保の排斥(二)……………八五

三一 容保の排斥(三)……………八八

三二 容保の排斥(四)……………九一

三三 鹿兒島の戦争(一)……………九三

三四 鹿兒島の戦争(二)……………九七

三五 鹿兒島の戦争(三)……………九

三六 將軍の奏聞書……………一〇二

三七 親征論の勃興……………一〇五

三八 御親征問題(一)……………一〇八

三九 御親征問題(二)……………一一一

四〇 御親征問題(三)……………一一三

四一 御親征問題(四)……………一二六

四二 御親征問題(五)……………二八

四三 馬揃の天覽(一)……………二三

四四 馬揃の天覽(二)……………二五

四五 馬揃の天覽(三)……………二七

四六 再度の天覽(一)……………一三〇

四七 再度の天覽(二)……………一三三

四八 再度の天覽(三)……………一三六

四九 中川宮の排斥……………一三九

五〇 御親征の發令……………一四二

五一 天誅組の活躍(一)……………一四四

五二 天誅組の活躍(二)……………一四七

五三 天誅組の活躍(三)……………一五〇

五四 會士の提携……………一五三

五五 君側の掃清(一)……………一五五

五六 君側の掃清(二)……………一五八

五七 君側の掃清(三)……………一六二

五八 君側の掃清(四)……………二六六

五九 君側の掃清(五)……………二六九

六〇 政局の一變(一)……………二七二

六一 政局の一變(二)……………二七五

六二 政局の一變(三)……………二七六

六三 政局の一變(四)……………二八一

六四 政局の一變(五)……………二八四

六五 政局の一變(六)……………二八八

六六 政局の一變(七)……………二九一

六七 七卿の都落(一)……………二九三

六八 七卿の都落(二)……………二九六

六九 堂上の處分……………二九八

七〇 詔勅の眞偽……………三〇一

七一 天誅組の戦況(一)……………三〇四

七二 天誅組の戦況(二)……………三〇七

七三 天誅組の戦況(三)……………三二〇

七四 天誅組の戦況(四)……………三二三

七五 天誅組の戦況(五)……………三二六

七六 天誅組の戦況(六)……………三二九

七七 天誅組の戦況(七)……………三三一

七八 十津川の離叛……………三三四

七九 天誅組の退却……………三三七

八〇 天誅組の敗北……………三三〇

八一 攘夷の督促(一)……………三三二

八二	攘夷の督促(二).....二三五
八三	鎖港の談判.....二三八
八四	會薩の提携.....二四〇
八五	至尊の御信賴.....二四二
八六	生野の暴舉(一).....二四四
八七	生野の暴舉(二).....二四七
八八	生野の暴舉(三).....二五〇
八九	將軍の御召.....二五二
九〇	長州と七卿(一).....二五五
九一	長州と七卿(二).....二五八
九二	長人の虚構.....二六〇
九三	中川宮の冤罪(一).....二六三

九四	中川宮の冤罪(二).....二六五
九五	上洛の督促.....二六八
九六	長州の表裏.....二七〇
九七	將軍の上洛.....二七三
九八	將軍の參内.....二七七
九九	使節の差遣(一).....二七九
一〇〇	使節の差遣(二).....二八四
一〇一	宸翰の公示.....二八七
一〇二	宸翰の下賜.....二八九
一〇三	容保の奉答.....二九四
一〇四	容保の轉任.....二九六
一〇五	征長の決定.....二九九

一〇六	容保の就任	三〇一
一〇七	再度の宸翰	三〇三
一〇八	容保の内奏	三〇六
一〇九	閣老の反對	三一一
一一〇	將軍の奉答	三二三
一一一	兵制の改革	三二六
一一二	容保の病狀	三二九
一一三	容保の辭職(一)	三三二
一一四	容保の辭職(二)	三三四
一一五	容保の復任	三三六
一一六	所司代の更迭	三三九
一一七	容保の就任	三三一

一一八	常野の騷擾	三三六
一一九	將軍の東歸	三四〇
一二〇	容保の移居	三四三
一二一	暗殺の陰謀	三四六
一二二	池田屋の椿事	三四八
一二三	柴司の義死(一)	三五一
一二四	柴司の義死(二)	三五三
一二五	長州の憤起(一)	三五六
一二六	長州の憤起(二)	三五九
一二七	長州の逆襲(一)	三六二
一二八	長州の逆襲(二)	三六四
一二九	長州の逆襲(三)	三六八

一三〇	長州の逆襲(四)	三七〇
一三一	長州の逆襲(五)	三七三
一三二	長州の逆襲(六)	三七五
一三三	長州の逆襲(七)	三七八
一三四	長州の逆襲(八)	三八〇
一三五	長州の逆襲(九)	三八三
一三六	長州の逆襲(十)	三八五
一三七	討伐の決定	三八八
一三八	西軍の部署	三九一
一三九	長人の弾斥	三九七
一四〇	密計の失敗	三九九
一四一	長兵の侵撃(一)	四〇二

一四二	長兵の侵撃(二)	四〇四
一四三	長兵の侵撃(三)	四〇七
一四四	長兵の侵撃(四)	四一〇
一四五	長兵の侵撃(五)	四一三
一四六	長兵の侵撃(六)	四一七
一四七	長兵の侵撃(七)	四一九
一四八	長兵の侵撃(八)	四二三
一四九	長兵の侵撃(九)	四二八
一五〇	長兵の侵撃(十)	四三二
一五一	天王山の追撃	四三五
一五二	會津人の勇敢	四三九
一五三	長州の失敗	四四二

一五四 宮中の戒嚴……………四四四

一五五 征長の勅令……………四四六

一五六 容保の憂慮……………四四九

一五七 征長の軍備……………四五二

一五八 外艦の攻撃(一)……………四五四

一五九 外艦の攻撃(二)……………四五六

一六〇 長州の和議(一)……………四五八

一六一 長州の和議(二)……………四六一

一六二 筑波の戦況(一)……………四六三

一六三 筑波の戦況(二)……………四七〇

一六四 筑波の戦況(三)……………四七四

一六五 總督の變更……………四七六

一六六 容保の病狀……………四七九

一六七 征長の督促……………四八二

一六八 幕府の因循……………四八七

一六九 大阪の軍議……………四八九

一七〇 長藩の苦慮……………四九一

一七一 長藩の二派……………四九八

一七二 主戦派の參籠……………五〇〇

一七三 三大夫の自盡……………五〇三

一七四 諸卿の轉座……………五〇九

一七五 筑前藩の斡旋……………五一二

一七六 薩長和解問題(一)……………五二六

一七七 薩長和解問題(二)……………五二九

一七八 筑波軍の末路(一)……………五三二

一七九 筑波軍の末路(二)……………五三八

一八〇 筑波軍の末路(三)……………五三二

一八一 主戦黨の蹶起……………五四一

一八二 五卿の忠告……………五四四

一八三 退陣の命令……………五四七

一八四 總督の凱旋……………五四八

一八五 主戦派の連捷……………五五二

一八六 五卿の渡海……………五五四

一八七 將軍上洛問題……………五五七

一八八 二閣老の入京……………五六三

一八九 上洛の異論……………五六八

一九〇 上洛の決定……………五七三

一九一 容保の快癒……………五七六

一九二 上洛の辭令……………五七八

一九三 容保の諫争……………五八〇

一九四 長州の國情……………五八四

一九五 將軍の上洛……………五八八

一九六 長州の處分論……………五九〇

一九七 長州の戰意……………五九二

一九八 將軍の陸辭……………五九五

一九九 兵庫開港問題(一)……………五九八

二〇〇 兵庫開港問題(二)……………六〇一

二〇一 兵庫開港問題(三)……………六〇九

二〇二	兵庫開港問題(四)	六二二
二〇三	兵庫開港問題(五)	六二四
二〇四	將軍辭職問題(一)	六二六
二〇五	將軍辭職問題(二)	六二九
二〇六	將軍辭職問題(三)	六三二
二〇七	將軍東歸事件	六三五
二〇八	條約の勅許	六三九
二〇九	外使の肯諾	六三五
二一〇	辭職の斷念	六四五
二一一	長州の審問	六四七
二一二	長州の處分(一)	六五一
二一三	長州の處分(二)	六五四

二二四	長州の形勢	六五八
二二五	薩州の反對	六六〇
二二六	幕府の申渡	六六七
二二七	大島の戦況	六七三
二二八	安藝口の戦況	六七六
二二九	小倉の戦況	六八一
二二〇	石州口の戦況	六八三
二二一	濱田の落城	六八六
二二二	紀州兵の再捷	六八九
二二三	副總督の擅斷	六九二
二二四	將軍の薨去	六九四
二二五	長州人の移檄	七〇〇

二二六	五卿護送事件	七〇四
二二七	小倉の敗戦	七〇七
二二八	容保の奮起	七二二
二二九	大野の戦況	七二三
二三〇	慶喜の相續	七二五
二三一	二十二卿の彈劾	七二二
二三二	志士の活躍	七二八
二三三	岩倉入道の密謀	七三二
二三四	解戦の談判	七三四
二三五	小倉の解戦	七三九
二三六	慶喜の就職	七四四
二三七	主上の崩御	七五〇

二三八	先帝の大葬	七五三
二三九	容保の辭意	七五五
二四〇	兵庫開港問題	七六五
二四一	容保の榮任	七七一
二四二	討幕の運動	七七二
二四三	四侯の運動	七七六
二四四	容保の留京	七八三
二四五	討幕の密計	七八八
二四六	政權返上問題(一)	七九二
二四七	政權返上問題(二)	七九六
二四八	政權返上問題(三)	八〇〇
二四九	政權返上問題(四)	八〇五

二五〇	討幕の密勅	八〇九
二五一	大政奉還の上表	八二四
二五二	討幕の中止	八二七
二五三	軍職の辭任	八一九
二五四	幕吏の未練	八二〇
二五五	諸侯の動搖	八二四
二五六	諸藩の斡旋	八三〇
二五七	長兵の東上	八三四
二五八	兩士の暗殺	八四〇
二五九	大號令の密計	八四四
二六〇	朝廷の評定	八四八
二六一	岩倉邸の恐慌	八五〇

二六二	大號令の發表(上)	八五五
二六三	大號令の發表(下)	八六〇
二六四	小御所の大激論	八六四
二六五	洛中の動搖	八七一
二六六	降官納地問題	八七五
二六七	長兵の入京	八七八
二六八	二條城の激昂	八八〇
二六九	慶喜の下阪	八八五
二七〇	京都の戒心	八八九
二七一	納地問題の交渉(上)	八九〇
二七二	納地問題の交渉(下)	八九七
二七三	除奸の奏聞書	九〇三

二七四 兩藩士の下阪……………九〇七

二七五 納地問題の決定……………九一一

二七六 尾越兩侯の下阪……………九二〇

二七七 五卿の歸京……………九三二

二七八 江戸の物騒……………九三四

二七九 薩州邸の焼討……………九三六

二八〇 慶喜の憤激……………九三九

二八一 上京の趣意……………九四〇

二八二 青天の霹靂……………九四二

二八三 朝廷の震駭……………九四三

二八四 伏見鳥羽の戦争(一)……………九四四

二八五 伏見鳥羽の戦争(二)……………九四五

二八六 伏見鳥羽の戦争(三)……………九五二

二八七 伏見鳥羽の戦争(四)……………九五四

二八八 伏見鳥羽の戦争(五)……………九五八

二八九 伏見鳥羽の戦争(六)……………九六二

二九〇 八幡橋本の戦争……………九六五

二九一 慶喜の東歸(上)……………九六八

二九二 慶喜の東歸(下)……………九七一

二九三 軍艦の東歸……………九七四

二九四 容堂の密使……………九七七

二九五 會津兵の歸國……………九七九

二九六 慶喜の追討……………九八〇

二九七 大阪城の焼失……………九八三

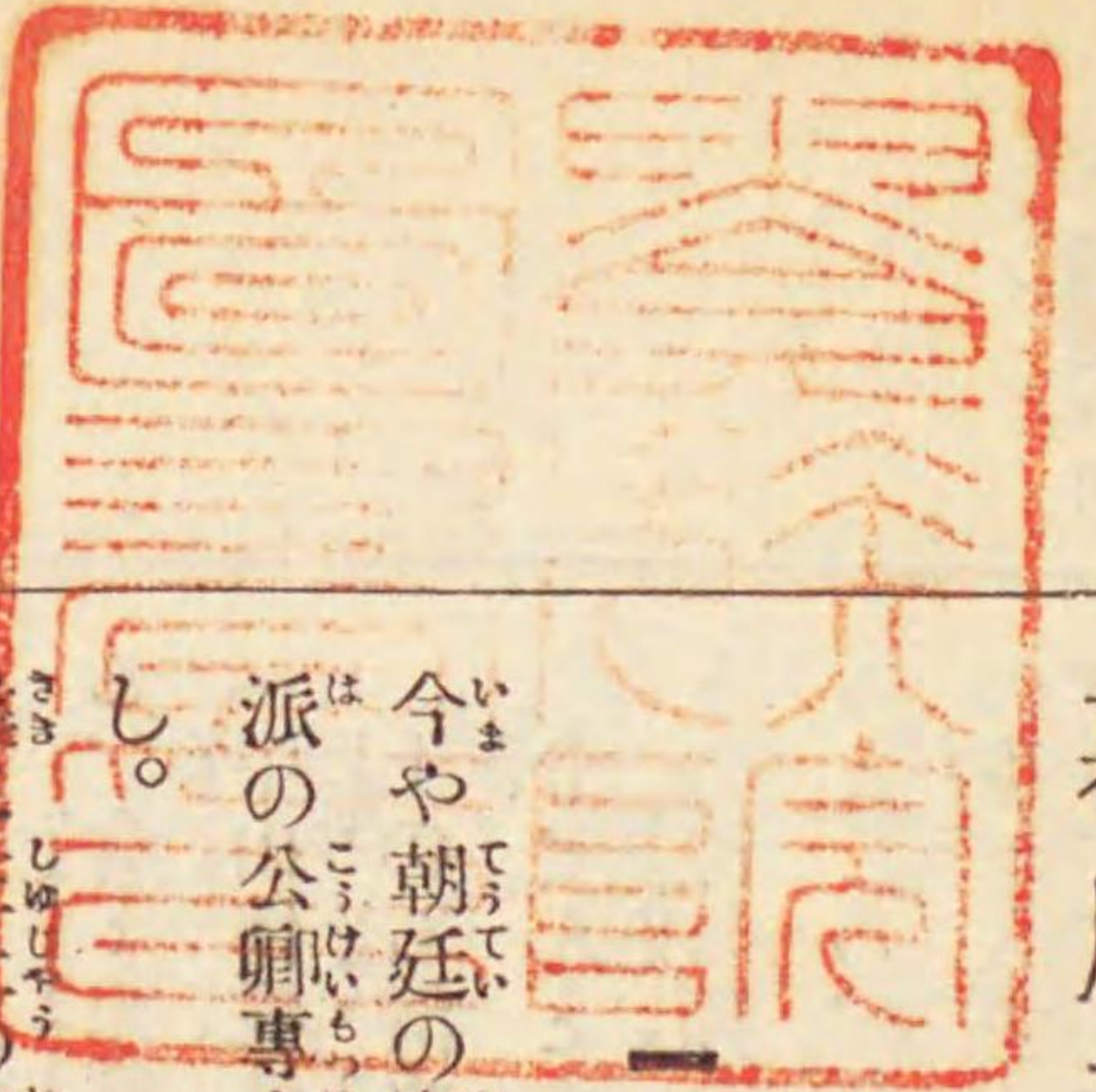
二九八	慶喜の歸城	九八六
二九九	彰義隊の編制	九八九
三〇〇	有司の憤起	九九三
三〇一	江戸城の大會議	九九五
三〇二	佛人の忠告	一〇〇〇
三〇三	會桑二侯の退去	一〇〇三
三〇四	京軍の東下	一〇〇七
三〇五	鐵舟の蹶起	一〇〇九
三〇六	薩邸の談判	一〇一九
三〇七	慶喜の寛典	一〇二五
三〇八	人心の動搖	一〇三二
三〇九	江戸の開城	一〇三四

三一〇	慶喜の退去	一〇三六
三一〇	總督府の進轉	一〇三八
三一〇	五條の御誓文	一〇四一
三一三	上野の戦争(上)	一〇四六
三一四	上野の戦争(下)	一〇四九
三一五	徳川氏の轉封	一〇五五

幕府瓦解史 下篇

熊田葦城著

石清水の行幸 (一)



今や朝廷の實權、殆ど激派公卿の手に落つ、上に主上あり、其下に關白ありと雖も、激派の公卿専ら擅横の處置を施し、縦に聖旨を矯め、朝意を曲けて、毫も顧慮する所なし。

曩に主上の賀茂に行幸して、攘夷の成功を祈らせ給ひてより、日未だ久しからず、三月二十八日、又重ねて四月四日を以て、石清水八幡に行幸あらせらるべき旨を仰出さる、此事亦た聖斷より出づるにあらず、實に三條中納言實美以下國事掛等の相謀りて發表せるもの。

中川宮を始めとして近衛前關白忠熙以下の之れに反對するもの漸く多く、廷議再び動搖して定まらず、既に四月四日の期日に達するも、尙ほ決定を見ること能はず。

▲文久三年

石清水の行幸

實美等大に焦慮し、長州の世子毛利長門守定廣等と謀り、百方行幸を請ひ奉つりて止まず、主上時に少しく御不例に涉らせらるゝにも關せず、終に更に十一日を以て、行幸せさせ給ふべき旨を仰出さる。

○中山侍從 忠光京都を脱す

是れより先き中山侍從忠光、三月十八日の夜を以て、京都を脱し、伏見より舟に乗じて、大阪に下り、他日の陳勝、吳廣たるべき根據地を選定せんと欲して、土州の志士吉村寅太郎等と與に、摩耶山に上り、攝海を巡り、更に河内、紀伊を歴覽して、大阪に歸り來る、會と京都に於て、

「中山侍從は長州に脱走して、毛利眞齋と稱し、長人及び激派の公卿と謀を通じ、主上の石清水に行幸せさせ給ふを機とし、將軍を害し、鳳輦を奪ひ奉つりて、天下に號令せんとするの陰謀を運らせり。」

との流言頻りに行はる、賀茂、石清水の行幸及び御親征の議は、曩に定廣の再度上奏するところ、今回の事亦た其最も熱心に主張するところなれば、此流言を事實と信ずるもの少からず。

○閣老有司 等將軍の供

閣老以下の諸有司、大に戒心を加へて、俄かに將軍の供奉を止めんとす、京都守護職松

奉を止めんとし容保之れを争ふ

平肥後守容保聞きて大に驚き、

「此未曾有の盛典に際し、區々たる流言に惑うて、供奉を辭し玉はんか、幕府の威嚴忽ち地に墜ちて、復た回復すべからざるに至らん、此事決して黙止すべからず。」

と思惟し、直に其實兄尾張前大納言慶勝を訪うて、俱に將軍を諫めんことを謀る、慶勝時に微恙に罹る、容保を病褥に延きて、其意見を聞き、

「卿の言ふところは是なり、此の如きの盛典は、武門に於て避くべきにあらず、我れも卿も俱に先君の喪に丁りて、供奉するを得ずと雖も、路次の警戒に就ては、我れも卿に力を戮はすべし。」

と答へて、其議を贊し、附家老成瀬隼人正正肥を召して、容保と與に二條城に往かしむ。容保直に二條城に登り、閣老に面して、將軍の供奉を回避するの不可なるを極論し、閣老も亦た終に之れに従ふ。

將軍家茂時に外邪に冒さる、夜半に至りて大に發熱し、苦惱特に甚だし、侍臣大に驚きて、供奉を辭せんことを勸むれば、家茂奮然として、

石清水の行幸

○將軍俄に外邪に罹るも尙ほ供奉せんとし諸臣之れを止む

○容保の用意周到

と告げて、聴かず、侍醫等大に苦慮して、百方之れを諫む、一橋中納言慶喜及び容保等報を得て、皆馳せ来る、慶喜亦た時に眼病に罹る、
 「將軍家に於ては危きを冒し玉ふべきにあらず、我れに於ては然らず、將軍家に代りて供奉に列すべし。」
 と述べて、亦た將軍の供奉を止む、容保、
 「將軍家の供奉に列し玉はざるは、千載の恨事なりと雖も、御惱烈しき上は是非に及ばず、此上は朝廷に奏聞して、供奉を辭し奉つり、且つ典藥頭を差向けられんことを請ひ奉つるべし。」
 と説きて、直に奏上するところあり、主上聞召されて、且つ驚き、且つ怪み給ふ、典藥頭の來りて家茂を一診し、其眞の疾病なることを復奏するに及びて、始めて御疑ひを霽らさせ給ふ。

二 石清水の行幸 (二)

○石清水の行幸

四月十一日卯の刻、聖駕宮闕を發して、男山八幡に行幸あらせ給ふ。

○容保父の喪に丁りて供奉せず
 ○激徒親王を奪ひて大事を擧げんとす
 ○親王殿下とは明治天皇なり

堺町御門より出でさせ給ひ、堺町通りを右へ、三條通りを左へ、油小路通りを進み、稻荷の旅所に於て御小休あり、其れより西へ、鳥羽街道、淀大橋堤通り、神幸通りを経て、八幡に御着輦、暫時御小休の後、玉歩ゆたかに社壇に進みて、攘夷の成功を御祈願あらせ給ふ。
 此日、供奉するもの、官家には一條左大臣忠香、徳大寺内大臣公純、近衛左大將忠房、廣幡大納言忠禮、大炊御門大納言家信以下雜人に至るまで、總て四千八百八十五人、武家に於ては一橋中納言慶喜、松平讃岐守頼聰、毛利長門守定廣、上杉彈正大弼齊憲、宗對馬守重正以下雜人に至るまで、總て五千九百七十八人、盛觀警へんに物なし。
 容保父の喪に丁るを以て供奉せず、家老横山主税をして兵を率ゐて警衛せしめ、仙臺藩の家老片倉小十郎亦た列外に在りて、警衛の任に當る。
 此日、二條右大臣齊敬宮中の御留守を承はる、會よ
 「過激の徒、大事を擧げんと欲し、宮中の間に乘じて、親王殿下を奪ひ奉らんとす。」
 との説あり、齊敬聞いて大に驚き、其臣高島右衛門尉を黒谷に遣はして、非常に備へんことを求む、容保乃ち秋月梯次郎、廣澤富次郎等をして、兵を率ゐて宮門の外面を警衛

石清水の行幸

せしむ。

主上御神事終りて、還幸あらせ給ふ、紫宸殿の御前に着御あらせて、御水を鳳輦の中に召させ給ふ、人々

「古例にもや。」

と思へば、左にあらず、全く御不例の御爲めなりと承はるに及びて、皆恐懼せざるはなし。

此日、慶喜供奉の列に在り、眼病篤しとの故を以て、俄に途中より引き還へす、既に將軍の供奉を辭するあり、今又慶喜の供奉を脱するあり、種々の風説紛然として湧き起る、就中

「八幡宮は源氏の氏神なるを以て、其寶前に於て節刀を賜はり、且つ攘夷の詔を下し給はんとせしに、將軍之れを恐れて供奉を辭し、慶喜之れに代りしに、亦た中途より遁け歸れり。」

との説最も高く、京童亦た

眞の御太刀はいらないものよどうで攘夷は出来やせぬ

○一橋刑部卿慶喜俄に供奉を辭す
○種々の風説紛然として起る

○三條橋畔に張紙して將軍を罵る

○萩と薄がもつれあふ

と諺ひて、幕府の怯懦を譏笑す。

會と三條橋畔に張紙して、家茂を罵り、慶喜及び板倉周防守勝靜、岡部駿河守等を嘲るものあり、容保命じて嚴に其犯人を物色せしむ。

長州侯毛利大膳大夫慶親時に京都に在り、急に歸國の途に就かんとす、容保留むれども聽かずして去る、人々其舉動を怪み、

「彼の張紙は長州藩士の所爲なり、大膳大夫の急に歸國せしは、正しく其犯跡を滅せんが爲めのみ。」

と疑ふもの多し、當時京童又、

けふの天氣がぶらつく故に萩と薄がもつれあふ

と諺ひ興す、萩は言ふまでもなく長藩、薄は武藏野にして幕府を指す、實にも萩と薄は風にも揉み合ひ、雨にも纏れ合ふ、月の光をこぼすは孰れの露ぞ。

三 後見職の東歸

水戸中納言慶篤攘夷の目代として東下せしと雖も、只手を束ねて日を送るのみ、未だ一

後見職の東歸

事をも行はず。

當時、水戸の藩士互に黨派を立て、牛李相和せず、加ふるに慶篤は資性溫柔にして、大事に當るの器にあらず、家老武田修理等書を一橋中納言慶喜に呈して、

「攘夷は天下の大事にして、水戸一藩の力の堪ふべきに非はず、願はくは江戸に歸りて、助力を與へ玉はんことを。」

との旨を請ふ、慶喜は慶篤の弟にして、能く其人となりを知る、修理の憂ふところは、即ち慶喜の危ぶむところ、此書を見ては心自から動かざる能はず。

特に其入京以來、事毎に朝廷の制肘するところとなりて、胸中の經略を施すこと能はず、居常快々の念なきにあらず。

是に至りて急に歸意を決し、書を朝廷に上つりて、東歸攘夷の事に當らんことを請ひ奉つり、朝廷亦直に允准あらせ給ふ、容保之れを聞きて大に驚き、直に慶喜を訪うて、

「將軍家は御聰明にこそ涉らせ玉へ、何分にも御弱年の御事に、特には激家の面々、虎視眈々として其隙を窺ふの時に非はずや、御一言の失も、御一事の誤も、或は爲めに不測の患害を貽すに至り非はん、御後見職たるもの、決して御左右を離れさせ玉

○一橋刑部
卿慶喜東歸
せんとし容
保之を諫む

ふべきに非はず、且つや攘夷の事たる、御尊兄水戸殿の在はしむ、御後見職亦た御東歸あるに於ては、命令二途に出づるの虞れ非まじきか、彼れを思ひ、此れを想ふに、

今日の御東下は、決して其時機に非はず、枉けて御滯京あらせ玉へ。」

と切言すれども、一たび決心しては、復た動かざる慶喜、

「御意見は然ることながら、今は既に東下に決す、勅命を以て止めさせ給ふとも、斷じて留まるべきにあらず。」

と答へて、更に聞き入れず、容保憂慮措かず、三條中納言實美に請うて、止めんとせしも、亦た効なし。

慶喜愈々東下に決す、實美の常に長人及び眞木和泉等に使喚せられて、過激の言論を弄し、延いては國家の大事を誤まらんことを慨し、宇内の形勢を示して、攘夷の僻見を覺らしめんと欲し、四月十八日、

「今度東下に付、願ひ奉り非は、攘夷の一舉、多年宸襟を悩ませられ儀に付、應接戦争の情實、親しく敷聞に入れ奉りたくは間、三條中納言、姊小路少將儀、昨年勅使として下向の事にもは間、一同東下、實驗仰付けられ様致度く、此段願ひ奉り

後見職の東歸

○一橋刑部
卿三條中納
言を誘うて
東下せんと
す中納言遂
巡して應ぜ

○賊あり一橋刑部卿を襲ふ

い、以上。」との書を鷹司關白輔熙に呈す、左れども實美、公知の二人、皆逡巡して之れに應ぜず。慶喜二十二日を以て京都を發し、途次土山驛に宿す、數賊あり、其隨行岡部駿河守を襲うて、其從者を傷つく、後に至りて此賊は公知の放つところ、慶喜を刺さんと欲して、誤まつて駿河守を襲へるものなるを知る。後見職既に去つて、輔佐其人なし、容保乃ち尾張前大納言慶勝を以て、將軍の輔翼となさんことを請ひ、朝廷之れを納れて、命を慶勝に下し給ふ、慶勝固辭して拜せず、容保の勸告するに及びて、始めて命を奉ず。

四 將軍の巡視

攘夷の一事は、激派公卿の幕府に對する唯一の攻具なり、一橋中納言慶喜の攘夷の事に當らんと稱して、東歸を請ふや、好機逸すべからず、四月十九日、傳奏を以て、「外夷拒絶の儀は、五月十日を以て必ず斷行すべきの由、先達て奏聞に就ては、宜しく

列藩に布告して、敵愾の氣を鼓舞あるべし、往年幕府の奏聞を経ずして、和親通商を許可せしこと、大に天下の人心を激して、終に今日の形勢を致せり、一橋中納言歸府の上は、斷然拒絶の實効を擧ぐべし。」との旨を傳ふ、時に慶喜尙ほ未だ出發せず、幕府相議して、

「攘夷期限の事、五月十日、相違なく拒絶決定仕り、間、奏聞に及び、猶列藩の者へ布告致すべく、事。」

と奏聞して、五月十日、愈々攘夷を執行すべき旨を答ふ、是に於てか攘夷の大任、繋つて水戸中納言慶篤及び慶喜兄弟の雙肩に在り。

我れに攘夷の期日決定せる折しも、英佛の軍艦攝海に來るべしとの風説頻りに行はる、今は愈々防禦の手段を施さざるべからず、家茂乃ち親から紀伊、攝津、淡路、播磨の海峽を巡視せんことを奏請し、朝廷亦た直に許可あらせ給ふ。

其翌二十一日、家茂二條城を發して、先づ石清水八幡宮に參拜し、水路淀川を下つて、大阪城に入る。

新選組の壯士二十餘人、駕に從はんことを請うて允さる、容保の家臣外島機兵衛、廣澤

○家茂將軍攝海巡視として京都を發す

將軍の巡視

富次郎の二人之れを率ゐて扈從す、何れも一定の服装を爲して、大刀を佩ぶ、狀貌雄偉にして、意氣特に豪壯たり。

二十二日、家茂瀛船に駕して、紀州に赴き、加太、和歌の浦より、淡路を過ぎ、明石を経て、兵庫に到る。

此行山水の游にあらず、白沙青松の勝をも見ず、山光濤影の奇をも賞せず、偏に形勝の地を検して、防衛の方を案ず。

次の日も、又次の日も、諸所の巡檢を怠らず、或は城に還り、或は船に泊し、時には徒步して、陸上を巡覽す、其輕裝、簡素、小諸侯の如し。

一日、家茂駕に乗じて、城を出づ、老幼男女の、路上に群集するを見て、左右を顧みつゝ、

「何とて此様に群集するぞ。」

と問ふ、侍臣

「尊顔を拜まんとて、群集するにては。」

と答ふれば、家茂、

○家茂將軍の心掛

○姉小路少將大阪に下る

「然らば斯くせん。」
駕を降り、馬に乗じて、緩々として行く、庶民皆涙を垂れて懽ぶ、家茂又金二萬兩を散じて、大阪の市民を賑はす。

家茂より後るゝこと二日、姉小路少將公知亦た突然大阪に下る、稱して攝海の守備巡視の爲めなりと稱すれども、實は他に大に理由あり。

五 公知の下阪

○獅子身中の虫

旗下の士の子弟に朝倉幸之助なるものあり、將軍の上洛に際して、扈從せんことを請ひしも、許されず、幸之助憤恨措かず、江戸を脱して、京都に上り、激派の門に出入して、虚妄の言を弄し、如何にもして幕府を苦しめんと計る。

姉小路少將公知平生好んで浮浪の徒と交はる、幸之助の巧言令色に惑はされて、之れを信ずること最も厚く、密に託するに幕情探問の事を以てす、家茂の大阪に下るや、幸之助直に公知の邸を訪ひて、

「此度將軍家の大阪に下られは、何故なりと思されんぞ、攝海の御巡視とは表面の口

公知の下阪

○激家の秘計

○勝麟太郎
とは伯爵勝安房の事

實、内實は軍艦に召されて、海路直に御東下相成るべき秘策に在る。との旨を報ずれば、幕臣の言ふところ、争でか之れを誣罔の言と思ふべき、「其は以ての外のことかな、能くも知らせ呉れたり。」と答へて、幸之助を還へし、急ぎ入朝して、同志の公卿に報ず。先きに將軍の勅許を得ずして東歸せんとするや、激家の公卿及び諸國の浪士等、「將軍家にして愈々出發あらば、違勅の廉を以て、官職を褫ぎ、直に兵士を發して、追討せん。」

との秘計を運らす、今又公知の報告を聞くに及んで、「然らば先づ其虚實を確かめ、若し愈々事實ならば、相當の處置を施さん。」と決し、公知其偵察の任に當りて、俄かに大阪に下る、攝海の守備視察と言ふは、是れこそホンの表面の理由に過ぎず。公知大阪に達すれば、將軍は兵庫に在り、乃ち又其地に到る。旗下の士勝麟太郎兵庫に在りて、海軍の事務を督す、公知誘はるる儘、其軍艦に乗じて、紀淡の海峡を巡檢す、時に風少しく吹き、雨又降りて、波濤時に舳側を拍つ、麟太郎導

○姉小路公知船體の動搖に困却す

○海上の處女、陸上の脱兎

きて、甲板の上に出で、

「あれなるは紀州の加太、これなるは淡路の由良に在り、あの向ふの島は」と一々指點しつと、地理を説明すること詳且つ密。

公知面色青ざめ、意氣消し去つて、言語をも發し得ず、平生大言壯語せる激家の巨擘も、今は意苦地なきこと夥多し、麟太郎其體を見て、

「イザ開戦とならば、激浪怒濤、甲板を洗ふ中に立つて奮闘すること、海戦の常に在り、斯ばかりの風波は疊の上も同然に在る。」

と語れば、公知益々怖れて、匆々陸上に引き還へす。海上の處女も、陸上にては脱兎の如し、公知大阪に歸り來るや、接伴の人々に對して、

「將軍來りて我れを訪はるべきか、我れ先づ往いて將軍を訪ふべきか。」と問ふなど、其眼中將軍なく、幕府なし、既にして公知登城して、將軍に謁す、家茂親しく其勞を慰しつと、

「此頃攝播紀淡の各地を巡視せしも、尙ほ見殘せる所あり、今一度巡覽せんと存するなり、如何に同船せられんや。」

と問へば、公知

「イヤ其儀ばかりは」

と答へもソコ／＼に辭し去る、聞くもの其怯を笑はざるはなし。

六 奸徒の逮捕

○奸人の奸策

朝倉幸之助我が策の成らんとするを見て大に喜び、更に近衛前關白忠熙の邸に到りて、將軍家の御下阪は、全く海路御歸府の御爲めに、某に御下命あらば、屹と引留め奉つりゆはん。」

と説き、將軍の歸東せざるを以て、己れの功勞となし、又一つには己れの欺罔を掩はん」と欲す、忠熙其奸計を知らず、

「大樹公の勅説に背きて歸東あらんこと然るべからず、早々大阪に馳せ下りて引き留むべし。」

と命じ、直に一書を裁して、之れを幸之助に附す、尾張前大納言慶勝之れを聞きて、大に憤慨し、書を忠熙に贈りて、

○夏虫火に入る

「天朝若し將軍の去留に御疑ひあらば、不肖慶勝輔翼の任に在り、宜しく慶勝にこそ仰せ下さるべけれ、名もなき匹夫幸之助に命ぜらるゝこと、如何なる仔細にゆや。」

と諫むれば、忠熙大に驚きて、其書を託するを悔ゆ。二十八日、幸之助下阪の暇を告げんと欲して、重ねて近衛家に到る、衣服の美、僕從の盛、頗る僭上を極む、幸之助取次を以て謁見を請ひ、且つ下阪の辭令書を得んことを求むれば、忠熙

「只今御用繁多なり、今少し待つべし。」

と答へて、客室に待たしめ、密に人を馳せて、慶勝に報ず、慶勝乃ち幸之助を逮捕せんことを町奉行に命ず

町奉行の與力、同心直に馳せて近衛家に到りしも、幸之助の從者多きを見て、敢て手を下さず、慶勝の手を経て、守護職の應援を求む。

慶勝時に來つて黒谷の館に在り、其旨を容保に謀れば、容保直に大野英馬、松坂三内に同心を附して派す、英馬等馳せて近衛家に到り、門外に在りて、幸之助の出るを待つ。今は囊中の鼠なり、其門を出づるを要して、盡く之れを捕へ、駕籠に乗せて、町奉行

○朝倉幸之助縛に就く

奸徒の逮捕

○容保奸人の三罪を數ふ

○主上の逆鱗

所に引致し來る、激派の公卿聞いて、大に怒り、傳奏野宮宰相中將定功の名を以て、「朝倉幸之助を逮捕せしは、如何なる罪科に由るか、關白の書付を有するものを、一應の取調もなくして逮捕せしは、如何なる仔細に據るか。」との旨を詰問し來る、容保乃ち

「第一大法を犯し、關所を破りし事、第二高職の者と稱し、高貴の門に出入して、朝威を憚らざる事、第三身分に應ぜず、格外の行粧をなせる事、彼れ此三罪あり、斯かる不法者に教旨を下し給はんこと、天朝の御爲めとも存じ奉つらず、且つ前以て御届けに及ばず、漏洩の恐れあり、故に取敢へず其横行を止めたる儀に由る。」との旨を答へ、慶勝亦た益々朝廷の所爲を慨嘆し、一篇の書を上つりて、

「此度の事は朝廷の御爲めと存じて仕つりぬもの、此儀朝儀に合せずばは、甘んじて其罪を蒙むりぬはん。」

との旨を奏すれば、主上始めて事の由を知ろし召されて、大に逆鱗あらせ給ひ、命じて關白及び議奏、傳奏の參朝を停め、且つ姉小路少將公知を召還せさせ給ふ。

七 會津藩士の苦衷

將軍家の攝海より直に東歸すべしとの事は、虚妄なること判然せしと雖も、當時尙ほ別に

「將軍家には大阪より御歸京後、直に御歸府あらせ玉ふべし。」

との説あり、愈々實事なりとは信ぜられずと雖も、又強がち虚説なりとも斷すべからず、會津藩士之れを聞きて、又かとはかりに眉を擧む、

「此事何とも言ひがたし、今の内に早く防止せんこそ好けれ。」

とは何れもの意見一致するところ、秋月悌次郎は直に將軍家の御側御用取次村松出羽守の許を訪ひて、

「將軍家には御歸洛後、直に御歸府あらせ玉ふの御結構なるやに承はる、是れ果して事實に由や。」

と問へば、出羽守

「否な、未だ左様の儀は承はらず。」

會津藩士の苦衷

○秋月悌次郎の勸説

と答ふ、梯次郎膝を進めて、

「此事若し齊東野人の造説ならば、復た何をか申さん、然れども多少根柢あるの風聞ならば、我等大に争はざるべからず、今や攘夷の令既に下りて、英佛の軍艦亦た攝海に來らんとするの説あり、主上の御軫念は申さずもかな、民心亦た恟々として其堵に安ぜず、將軍家假令ひ關東に在しますとも、特に上洛して禁裏を御直衛あらせ玉はんこそ當然にゆへ、然るに幸ひにして御上洛あり、宜しく鞠躬盡瘁、其職を盡し、其任を全うして、上は敷慮を安じ奉つり、下は民心を緩じ玉ふべきなり、何ぞ東歸を思はせ玉ふの時にゆはんや。

抑も攘夷は國家存亡の繫かるところ、誠に天下の一大事にこそゆへ、闔國の人心一和せずんば、争で實効を擧ぐることを得べきや、今や億兆の心、億兆にはあらずと雖も、去りとて又一心とは申すべからず、寧ろ民心離反の傾きあるの時にゆはずや、然るに聖旨に背きて、東歸あらせ玉はど、民心忽ちに沸騰して、其違勅を咎めゆはん、事此に至らば、幕府の安危すら且つ保すべからず、復た何に由りてか外夷を攘ふことを得べき、皇州の浮沈誠に此時にこそゆへ。

今日の急務は、禁裏の費額を饒かにし、京都の舊弊を革めて、天下の耳目を一新するより善きはゆはず、主上には將軍家を優遇あらせ給ひ、關白殿下及び中川宮亦た關東に左袒せらるゝが如し、獨り幕府に對して反抗せんと欲するものは、唯激家十三卿に過ぎぬはず、今若し禁裏の費額を饒かにして、尊奉の忱を表し奉つり、京都の舊弊を革めて、一和の實を擧げ玉はんか、民心の歸服するところ、外夷得て鎮撫すべく、激家亦た屏息せんこと疑ひを容れず、將軍家の御歸府あらせ玉はんこと、唯此時を以て然りとす、今日は決して其時にはゆはず。

顧ふに將軍家の御歸府を勧め奉つるは、扈從の臣なるが如し、畢竟英艦來泊の時、妻孥の安危を憂ふるが爲めにゆはん、宜しく其家族を安處に移して、扶助を與へさせ玉ふべし、此の如くすれば、誰れか復た家を思ふものゝゆはんや。」

と勸説すれば、出羽守

「如何にも申さるゝ通りなり、尾州の老公にも説きて、將軍家を御留めゆへ、去りながら決して他に漏らすことあるべからず。」

と答へて、此議を贊す、會津藩士の幕府を憂ふること、猶ほ其主の如し。

八 英國償金問題 (一)

○難問題又起る

○償金拒絶の朝命

○小笠原閣老難局に當る

此時に際して計らずも一難問題こそ湧起しつれ、英國償金事件是れなり。曩に水戸中納言慶篤の攘夷の目代として東下せし際は、英國の償金は幕府委任中の一として、其處置を幕府に一任せらる、是れ鷹司關白輔瀨の將軍家茂に語りしところを徴するも明かなり、故に償金を與ふると、與へざるとは、一に幕府の意見に在り。然るに激派の公卿之れを聞きて悦ばず、飽までも償金を拒絶せんことを主張して、之れを關白に迫る、是に於て朝議又一變して、償金を拒絶すべき旨を幕府に通ず。後見職一橋中納言慶喜は初めより償金拒絶の意見を抱き、且つ諸藩に對して、英國の要求は一も従ふべきものなしと令し、明かに償金拒絶の意を示す、故に此朝議を拒むこと能はず、閣老小笠原圖書頭長行の歸府に際して、償金拒絶の方針を以て、談判せんことを命ず。

長行其行ふべからざるを論じて、固辭すること再三、慶喜終に許さず、長行止むを得ずして命を奉ず。

當時江戸に於ては、英國代理公使ジョン・ニール大佐と交渉すること數回、其態度の強硬なるを見て、終に償金を支拂ふべきことを決す。

折柄長行京都より歸り來り、江戸の留守尾張中納言茂徳、攘夷の目代水戸中納言慶篤及び閣老井上河内守正直、松平豊前守忠義等と會して、償金并に攘夷の事を議す、江戸の意見は既に決定せり、茂徳、慶篤の二人、

「先づ償金を與へて、然る後ち攘夷の談判に及ばんこそ然るべけれ、償金は償金、攘夷は攘夷なり、二者を混同すべからず。」

との意見を述べ、長行の意元と此に在りしと雖も、京都の意見も、償金拒絶に在り、後見職の命令も、亦た償金拒絶に在れば、今は此意見に従ふこと能はず、

「其は甚だ不都合に、假令償金を支拂はざるべからざるにも致せ、一應攘夷の談判に及びたる後ならでは、然るべからず。」

との旨を述べて、之れに反對す、茂徳、慶篤の二人、

「然らば先づ償金を與ふるの證書なりとも遣はし置かん、然らずんば攘夷の談判に及ぶべからず」

と述べて同意せず、長行尙ほ再三反對すれども、茂徳、慶篤の二人、終に同意すべきの色なし、正直、忠義の二人も亦た、

「償金は是非とも與ふべく、左もなくば先づ證書にても與ふべし、之れを拒絶せんこと然るべからず。」

と主張して止まず、衆論の歸するところ、長行の意見は終に排斥せられ、閣老連署の書面を與ふるに決し、五月三日を以て、償金を交付すべきの書面をニール大佐に贈る、大佐我が主張の貫徹せるを喜び、直に其書面を本國に送る、時に四月二十二日。償金問題は是れより愈々紛糾し來る。

○幕府償金交付の旨を答ふ

九 英國償金問題 (二)

一二日を経て、ニール大佐より文書を以て、差向き四萬弗を支拂はれんことを要求し來る、茂徳、慶篤の二人、閣老に對して、

「早々差し遣はすべし。」

と命すれども、長行之れを不可として肯んぜず、正直、忠義の二人は、

「早晚支拂ふべき金なるに、今差し遣はせばとて、何か苦しからん。」

と主張し、議論頗る沸騰す、寺社奉行以下の有司、亦た長行の面前に詰め掛け來りて、

「何故左様に御拒みぬぞ、速かに御支拂ひあらずんば、開戦は眼前にぬ。」

と迫る、左れども長行は償金拒絶の命を帯びて歸り來れるもの、獨り頑然として反對の論を固持し、議終に合はずして止む、茂徳、慶篤等長行の頑強を憤はること甚だし、爾來閣中の議論、日として熾んならざるはなく、遣らん、遣らじと争ひて、事容易に決せず、終に償金を支拂ふべき五月三日の期日、早や既に迫り來る。

○閣中の紛論

是れより先き一橋中納言慶喜、四月二十二日を以て、京都を發し、二十六日、尾張の熱田驛に着す、會々目付堀宮内の上京の途次、此地に來るあり、慶喜召し見て江戸の近狀を問ひ、且つ

「英國の償金は如何相成りしぞ。」

と問へば、宮内

「柳營に於ては償金を差し遣はすことに御評決相成り。」
と答ふ、慶喜大に驚きて、直ちに急使を發し、

○一橋中納言の急使江戸に向ふ

○閣老一人も出頭せざることもあり

○尾張中納言茂徳江戸を發して京都に向ふ

「償金は決して支拂ふべからず。」との旨を閣老に申送る、左れども意尙ほ安んぜず、重ねて遠州濱松より大急使を發して、「速かに償金拒絶、條約破却の談判を開始すべし。」との意を長行に通ず、是に於て長行急に交渉を開かんとす。正直、忠義等江戸と京都との情意相通ぜずして、其處置に窮し、病と稱して出でず、時には一人の閣老を見ざることも亦た之れあり、茂徳終に獨斷を以て太田備中守道淳を閣老に任ずるに至る。

今は東西の意志を融合するの要あり、茂徳、慶篤等相謀りて、「生麥事件は其曲我れに在り、先づ其償金を英國公使に渡し、然る後ち通商拒絶の談判を開くを順序とす、此儀京都に奏聞すべし。」との議を決し、茂徳其任に當る、乃ち五月三日を以て、早々江戸を發す。此日は償金を交附すべきの日なり、先づ此處置を付けざるべからず、長行英國に交渉する所あらんと欲し、正直、忠義に連署を求むれども、二人拒んで應ぜず、長行乃ち單獨を以て、

○償金延期の交渉

「英國公使に會見して、償金延期の旨を交渉し、且つ條約破却談判の期日を決定すべし。」との旨を、神奈川奉行淺野伊賀守、山口信濃守に訓令す、二人直にニール大佐を訪問して、其旨を通ずれば、ニール勃然として色を變じ、「一旦證書まで提出せられながら、今日に至りて俄然變改せらるること、不信も亦た太甚し、此上は我れに決意あり、閣老にもせよ、何人にもせよ、最早や面會の要なし。」と答へて、斷然交渉を拒絶し、示すに開戦の決意を以てす。

一〇 英國償金問題 (三)

淺野伊賀守、山口信濃守の二人、急使を馳せて、江戸に報すれば、閣老「左らば防禦の手筈を調べずては、叶ふべからず。」と思惟し、四日

「英夷一件、追々切迫に及びぬに付ては、模様により、今晚にも兵端を開き儀も之れあるべくは間、其心得を以て人数を出だし、警衛場所嚴重手當之れあるべく、尤も差圖に及びぬまで、卒忽の舉動之れあるまじく、萬一家來下々に至るまで、心得違ひの

○幕府の警戒

英國償金問題

もの之れあるに於ては、嚴重の處置致さるべくは、右の趣海岸御警衛の面々へ、早相觸れらるべくは事。」

との令を發して、海岸警衛の諸侯に警戒するところあり、今晚にも兵端を開かんも測るべからずと聞きては、市民復た恟々として、安き心もあらず。

攘夷の期限は此月の十日に在り、慶喜又も途中より急使を發して、其以前に通商拒絶の談判を開始すべき旨を長行に命ず。

後見職の命令背くべからず、長行急に談判を開かんとす、水戸の家老武田修理は、水戸の獨力を以て此大任に當るを欲せず、

「後見職の御歸着も眼前に、其以前に談判を開かんこと然るべからず、宜しく十日以後に開かるべし。」

と反對して、聞き入れず、長行爲めに躊躇すること一兩日。

左れども慶喜の命令黙止すべからざるを思ひ、八日、急に軍艦に乗じて品川を發し、其翌九日、神奈川に上陸して、旨を伊賀守、信濃守の二人に授け、英國代理公使に對して、談判を開くこと再三。

○武田修理
名は正生後
ち伊賀守と
稱し又耕雲
齋と號す

○小笠原閣
老の心機一
轉

○水戸中納
言慶篤の心
機一轉

ニール大佐は今償金の事には一言も言及せず、口を極めて日本の不信不義を攻撃す、
「日本は信義の國とこそ承はりつれ、此度の言動、何處に信義の實か存する、我れよ
り見れば、盡く不信なり、不義なり、余は日本の行爲を世界各国に訴へて、其背信、
悖義の舉動を攻めんと欲するなり。」
と陳べて、萬丈の氣焰、當るべからざるものあり、長行は伊賀守等より此狀況を聞きて、
心機忽ち一轉せり、

「我國は古來信義を重んじて、未だ曾て外國の侮を受けず、然るに償金の一事よりし
て、無上の惡聲を蒙むり、爲めに國辱を招き、國光を傷つけんこと、實に千載の恨事
なり、此上は先づ償金を彼れに與へて、我が面目を拂拭し、然る後ち通商拒絶の談判
を開かん、償金を與へんことは、尾州家、水戸家を始めとして、同僚一同の主張する
ところ、我が專斷に似て、專斷にあらず。」

と思ひ返し、終に獨斷を以て、償金を支拂ふと同時に、別に書面を以て、近日通商拒絶
の談判を開くべき旨を通告す、何ぞ計らん、水戸中納言慶篤は慶喜の書を得て、其意見
を一變し、此時既に

「英國へ生麥村一件に付、金子三十萬兩遣はすべき示談も、關東に於て之れありゆへども、京都の思召にも叶はず、島津三郎も不承知の由、夫故金子相渡さざる様、決定仕りゆ、以上。」

との書面を鷹司關白輔瀨に宛てて發送し居たらんとは。外人は忿懣せり、激家は激昂せり、事局は更に愈々困難に陥いれり。

一 英國償金問題 (四)

五月八日未の刻、慶喜神奈川驛に着し、奉行淺野伊賀守、山口信濃守を召して、英國交渉の状況を問へば、二人

「先月中、償金を支拂ふべき旨、御老中連署の證書を差遣はされゆひしに、當月三日の期日に至り、小笠原圖書頭殿より御差圖之れあり、我等兩人より延期の旨を申入れゆひしに、英夷の忿激以ての外に烈しく、直に開戦も仕兼ねん權幕にゆへば、唯今佛蘭西人を頼みて、尙ほ掛合中にゆ。」との旨を答ふ、慶喜始めて事の切迫せしを知り、

「然らば一切償金を相渡すべからず。」と命令すれば、二人

「若し左あらんには、今晚にも開戦に立ち至りゆはん、其時に至らば、假令ひ我等より差遣はさずとも、必定他より遣はす人のゆはん。」

と答へて、取り合ふべき色もあらず、慶喜重ねて、「此度愈々外夷に對して通商拒絶に及ばん筈なり、各々手厳しく談判に及んで、我が目的を貫かんやう粉骨ゆへ。」

と命ずれば、常に外人に接して、其事情に通ずる兩人、「御後見職には如何なる仔細を以て、攘夷の御請けに及ばせられゆらん、今時左様なる事の出来得られん筈はゆはざるに。」

と答へて、稍々激昂の色あり、慶喜具さに京都の事情を告げて、「攘夷は叡慮より出で、滿廷盡く奉行せんことを期すれば、將軍家に於ても餘儀なく御請けに及ばせ玉へり、若し此儀實行せざるに於ては、第一將軍家の御職掌も相立たざる次第、此邊の事情能く々熟考すべし。」

と諭せば、二人

「若し開戦の曉に至らば、皇國の前途如何に成り行くべしと思召されぬや、將軍の御身も御身にゆへども、御國の滅亡を招かん如きの事は、我等の甚だ懸念に堪へざるところにゆへ。」

と答へて、更に承諾すべき氣色も見えず、二人更に江戸の大勢、償金の支拂ひに決せることを語り、

「京都の形勢は如何にゆはんとも、江戸に於ては今時攘夷など申さんものはゆはず、萬一左様の儀を仰せられぬほど、御身の上こそ心元なうゆへ。」

と諷す、京都に比すれば、其形勢天地の差あり、對談一時に及びて、既に申の刻を過ぐ、二人又

「圖書頭殿には軍艦にて急に御上京相成るべき筈なりと承はる、今日あたり品川御出發の御都合にゆへ。」

と語れば、慶喜益々江戸の事の心元なく、九日歸府の豫定を變じて、直に神奈川を發し、川崎宿より近臣數人と與に押切船に乗じて、漕ぎ付け、其夜の二更を以て、江戸に

○一橋中納言京都と江戸の形勢大に相反するに驚く

着す。

二 英國償金問題 (五)

其翌九日、慶喜早々登城して、閣老を召集し、具さに京都の状況を語り、

「攘夷は當今の叡慮に出で、開港は最も堂上の意見に反す、大樹公事情餘儀なく攘夷の御請けに及ばせられて、我れに其全權を委ねさせらる、其御書此れに在り。」

と告げて、其證書を示し、

「此上は速かに條約拒絶の談判に及ばざるべからず、各々にも其心得を以て、力を盡さるべし。」

と命ずれば、閣老等

「若し今日攘夷を行はせ玉はんには、皇國は忽ち滅亡仕つりゆはん、左様な無謀の仰せは、御請け仕つりがたし。」

と答へて、命を奉ぜず、果然、神奈川奉行の言の如し、慶喜重ねて

「若し攘夷を行はずんば、天勅、君命、兩つながら相背くに至らん、斯くても御請け致

英國償金問題

○閣老一橋中納言の命に従はず

されざるか。」

と諭せども、閣老等冷然として、

「天勅にも致せ、君命にも致せ、攘夷は皇國の御爲めに然るべからずと存ずればこそ、

我等は御請け仕つらずと申すにては、御後見職に於て、強て攘夷を行はせ玉はんと

ならば、其は別段の事に由。」

と答へて應ぜず、イザと言はど辭職せんとするの色を示す。

京都と江戸との意見、全然背馳して一致せず、慶喜雙方の間に板挟みとなりて、復た奈

何ともすべからず。

慶喜、長行の尙ほ神奈川に在るを聞きて、之れを召還し、十二日を以て、重ねて評議を

開く。

慶喜は長行の専斷を以て、償金を與へたるを聞きて、其意外に驚き、長行は慶篤の償金

を與へざる旨鷹司 關白に報じたるを聞きて、亦た其意外に驚く、事務局多艱の時は、百

事豫期に反することのみ多し。

慶喜又長行の條約破棄の通告に對して、外人の激昂甚だしと聞き、

○一橋中納言小笠原閣老の専斷に驚く

「到底通商拒絶の事行はれずんば、先づ長崎、箱館は其儘に差措き、横濱鎖港の事を交渉すべし。」

と命ずれば、閣老等

「其談判は圖書頭に御一任あらせられぬへ、今日の形勢、攘夷などの到底實行し得べき

ものには及ばず、飽までも開國の方針を取つて進まんこと、御國の御爲めに由なり、御

後見職に於ては、此儀御建白の爲め、至急御上京ありて然るべし。」

と述べて、其命を奉ぜんとはせず、慶喜

「然らば書面を以て各々の意見を申出でらるべし、我れ熟讀の上、如何にもと存ずれば、

直に上京して建白すべし。」

と命ずれば、一同

「書面とは迷惑に由。」

と答へて逡巡す、慶喜

「迷惑と申すことあるべからず、急々書面にて差出すべし。」

と嚴命すれば、一同漸く承諾の意を表す、左れども意見書を提出せるもの、終に一人も

これあらず、後見職の命令、今は泡よりも輕し。

一三 英國償金問題 (六)

五月十日は既に來れども、攘夷決行の事に關して、江戸よりは未だ何等の報告も達せず。十六日、國事掛の諸公卿相謀りて、幕府に督促するに決し、傳奏の名を以て、書を尾張前大納言慶勝に贈りて、

「外夷拒絶の事は、當月十日を以て期限となせるにも拘はらず、今以て其報告なきは怪しむべし、速かに催促ありて然るべし。」

との旨を促がす、左れども慶勝未だ之れに報せず。

將軍家茂十一日を以て、大阪より歸り、十八日、參内して、親しく攝海防備の狀況を奏し、慶勝、容保亦た扈從す、此時、國事掛の諸公卿及び議奏、傳奏等又慶勝に向ひて、

「攘夷決行の報告、未だに達せざるは、如何なる仔細に由ぞ。」

と詰る、慶勝
「攘夷決行の事は、再三申遣はすと雖も、今に何等の報告にも接せず、重ねて急使を下

○攘夷決行
期限來る

○橋公恐懼
流言日

し置きゆひぬ、今日に及ぶも尙ほ宸襟を惱まし奉つること、恐懼の至りに堪へず、此上は大樹自身馳せ下りて、親しく指揮するの外はははす、速かに東下の勅許を賜へ。」
と答へ、更に書を鷹司關白輔熙に贈りて、此意を述べ、左れども將軍の東歸は、主上の望ませ給はざるところ、諸公卿

「大樹公去留の事に就ては、今議するに及ばず。」
と答へて、復た敢て迫らず。

江戸に於ては慶喜諸閣老に意見書の提出を命じてより、數日を経れども、終に一人の提出するものもあらず。

攘夷を行はんとすれども得ず、行はざらんとすれども又得ず。
時に慶喜の獨り東歸せしことに關して、種々の流言あり、或は

「一橋殿の將軍家を措きて、唯一人歸府せられしは、全く專斷の處置を行はん底意なり。」

と評するものあり、或は

「一橋殿の攘夷を御請けに及ばれしは、畢竟自から取つて代らん下心に相違あらず。」

英國償金問題

と疑ふものもありて、其命令更に益と行はれず、左なきだに窮地に立てる慶喜、之れを聞きて胸安からず、終に

「聖旨を奉じて、東歸仕りぬも、全く勝算之れある譯にては御座なく、綸言汗の如く、幕意又背く可からざる故、只々關東有司と共に、討死仕るべき心底に御座ぬ處、閣老并に大小の有司、同心仕りぬもの一人も之れなく、臣の胸中禍心を包藏仕りぬ由、横議を生じ、衆心不服にて、嫌疑に相艱み、勅旨貫徹仕りぬ事、中々以て相成らずぬ、抑々關東有司の情實、并に宇内の形勢相察せず、短才無智の身を以て、重大の攘夷奉命仕りぬ段、恐懼の至りに堪へず、天朝に對し奉つり、誠に以て恐入り奉つりぬ、且つ幕意に背きぬ段、重々相濟まざる儀に御座ぬ、之に依て謹で罪を待ち奉つりぬ、出格の御垂憐を以て、當職御免に相成ぬ様、天皇の御内奏伏して願ひ奉つりぬ、誠惶誠恐頓首々々。」との辭表を關白に呈し、水戸中納言慶篤も亦た攘夷目代の任を辭して、其邸に籠居す。

一四 長州の攘夷

○水戸中納言亦た攘夷目代を辭す

○長州世子國に歸り浪士亦た續々長州に向ふ

英國償金問題未だ全く落着せず、長州に於ける外船砲撃事件亦た起る。長州の世子毛利長門守定廣京都に在り、諸國浮浪の徒を招致して、邸内に置き、或は木屋町蹴上の商家を購ひて、之れを置く、定廣又祇園の梅尾亭若くは清水の曙亭に微行し、置酒して其徒を慰む、島津三郎久光の目して匹夫と言ふに反して、定廣の待遇甚だ渥し。

四月二十日、定廣の十個條の上書を呈して、國に歸るや、浮浪の徒何時しか姿を失して、京都に留まるもの甚だ少なし、人其何の故たるを知らず、計らざりき攘夷の爲めに密に長州に下りたるものならんとは。

長州侯毛利大膳大夫慶親赤間ヶ關を始め要所々々に砲臺を築きて、本藩の兵を配し、支藩の兵と與に守備せしむ。

五月十日申の刻、會々外國の商船瀬戸内海の方より來りて、田の浦の沖合に泊す、赤間ヶ關の守兵、之れを偵察して其米國の商船たるを知る。

此日は江戸にて攘夷を執行すべきの日なり、本藩の士及び領主府中侯毛利左京亮元周の家臣等相謀りて、

「幕府攘夷の期は今日に在り、我れ亦た撃攘せざるべからず。」
と決し、直に小舟を派して、米船の状況を窺ふ。

米船の錨所は豊前國田野浦に近きところに在り、砲臺を去ること遠くして、砲彈或は其地に達せざらんとす、乃ち軍艦を進めて之れを砲撃するに決し、夜に入るを待ちて發す。時に梅雨冥濛として、弦月光なく、夜色昏黒にして、西東を辨せず、天邊の啼鵲、時に不如歸を叫べども、米船尙ほ其地に在り。

○長藩米船を砲撃す

○激家公卿の大恐悦

長艦、米船の舳燈を目標として進み、近づく儘に砲門を開く、一發、二發、三發、四發、且つ込め、且つ放つ、轟々たる砲聲、天地に響きて、海若爲めに驚く。米船不意の襲撃に會うて震駭し、倉皇錨を抜きて、遁がれ去る。慶親乃ち書を上つりて、此由を奏聞すれば、激派の公卿手を額にして相慶し、直に「當月十日夜、亞米利加船、長門國豊浦郡府中に碇泊之れありぬ處、大砲數發相投じぬ趣、叙聞に達しぬ處、兼て布告之れありぬ拒絶期限相違なく、速かに掃攘に及びぬ段、叡感斜ならず、向後勉勵之れあり、皇國の武威を海外に輝かすべき様、御沙汰に此事。」

との賞状を賜ひ、尙ほ幕府に對して、

「今般長州に於て攘夷の事、叡感斜ならず、長州豊饒と雖も、疲弊量りがたく、之れに依つて助成として米十五萬俵、金五萬兩、幕府より差遣はしぬ様遊ばされ度く御沙汰の事。」

との旨を達す、激派狂喜の状、歴々睹るが如し。

慶親之れを榮として、爾來頻りに外船を砲撃するに至り、外事又更に一の紛糾を加へ來る。

一五 公知の暗殺

外事紛々たる折柄、更に禁垣内に於て一椿事あり、姉小路少將公知の横死、即ち是れなり。

公知は激派公卿中の錚々たるもの、三條中納言實美に亞ぐの勢力あり。

五月二十日、會禁中に於て重要な評議あり、公知亦た與かる、夜の二更に及びて始めて退出す、下僕提灯を携へて先づ進み、公知之れに次ぐ、家臣金輪勇は刀を捧げ、吉村

○姉小路少將刺客に殺さる

右京は杳を持ちて、俱に後より従ふ。朔平門外を過ぎて、將に猿ヶ辻に掛からんとす、三兇漢あり、突如として溝中より躍り出で、真先の一人、矢庭に刀を揮うて、家僕の提灯を研つて落す、下僕アツと叫びも敢へず、其儘宙を飛んで邸に還る。

一人亦た刀を揮うて、公知に研つて掛かり、一刀忽ちサツと胸部を掃ふ、公知軀小なりと雖も心剛なり、痛手に屈せず、太刀、太刀と、呼ぶこと二たび、金輪勇刀を携へたる儘、早や逃げ去りて、影もあらず。

兇漢得たりと、又疊み掛けて研つて掛かる、刀光暗を破つて陸離として晃く。公知笏を以てハツシと受く、笏切れて頭を傷つく、公知尙ほ屈せず、ムヅと兇漢の腕を攫めば、兇漢刀を棄てて逃げ走る。

他の二賊、右京と闘ふ、右京の勇氣當りがたく、亦た終に遁がれ去る、右京敢て追跡せず、公知を肩に掛けて、邸に歸る。

家人變を聞きて大に驚き、馳せて門外に出づれば、公知兇漢の刀を杖つきつと歩み來る、乃ち扶けて内に入る。

公知踰めきつと玄關に來り、刀を投げ捨てさま、一聲高く無念と叫んで、忽ちに息絶ゆ、家人秘して喪を發せず、翌二十一日、公知の名を以て、

「昨夜亥の刻頃、退出懸け、朔平門東の邊にて、武士體のもの三人、白刃を以て、不慮に狼藉に及び、手疵相負はせ、逃去りぬに付、直に歸宅療治仕つりぬ。

但し切付けぬ刀は、奪取り置きぬ、依て此段御届申入置きぬへば、急に御通達、嚴重御吟味願入存ぬ、以上。」

この旨を届け出づ、主上宸怒あらせ給ひ、傳奏野宮宰相中将定功を以て、必らず賊を穿撃すべき旨を命じ給ふ、幕府乃ち令を諸侯に下して、兇徒の物色に力む。

此夜、學習院の門扉に、左の張紙をなせるものあり、

轉法輪三條中納言

右の者姉小路と同腹、公武御一和を名とし、實は天下の爭亂を好みぬものに付、急速辭職隱居致さざれば、旬日を待たず、天誅を加へ、殺戮せしむべき者也。

既往に於ては専ら幕府に諛ひしものを暗殺せしに、今は乃ち幕府に反抗せるものを暗殺せんとす、激派の公卿、皆震駭せざるはなし。

朝廷急に土州、熊本兩藩士各十人を以て、實美の邸を護らしめ、尙ほ諸侯に命じて、九門の内外を警衛せしむ、即ち清和門は土州、寺町門は熊本、堺町門は長州、下立賣門は因州、石薬師門は阿州、南門は藝州、東門は米澤、北門は中津、日の門は大垣にして、唐門、西門、御所門は會津及び所司代の守衛と定む。

容保の館は黒谷に在り、禁闕を距ること遠くして、緩急相應すること能はず、禁門附近に兵を置かんことを請へども允されず、今回の事あるに及び、再び書を鷹司關白、中川宮及び傳奏に呈して、兵を禁垣内に置かんことを請ひ、直に允可せらる。

是に於て始めて九門内に其兵營を置くを得たり。

一六 兇漢の探偵

姉小路少將公知は激派の領袖なり、其暗殺せられしと聞くに及んで、諸國の志士は皆憤激せり、就中、其仇を復せんとまで絶叫せるは土州の志士なり。

土州の志士土方楠左衛門は常に公知の門に出入す、此日の朝、肥後の同志山田十郎と與に、公知の邸を訪へば、既に參朝して在らず、午後、重ねて訪問すれば、尙ほ歸邸せず

○土方楠左衛門とは伯爵土方久元の事

○山田十郎とは男爵山田信道の事
○跡見重威とは花蹊女史の弟

して又會はず、夜深に及んで、同志の一人跡見重威なるもの、馳せ來りて、
「姉小路殿は暗殺せられたり。」
との旨を報ず、楠左衛門大に驚きて、
「ナニ殺られしとや。」
と言ひも敢へず、蹶起して姉小路邸に馳せ到れば、三條中納言實美以下來り弔ふもの少からず。

楠左衛門、公知の携へ歸りし兇漢の刀を取つて一見すれば、確かに薩摩風の拵へなり、
「扱は下手人は此邊にこそ。」
と察し、密かに同志の士にも告げて、此方面を探偵せんとす。

土佐の參政吉田元吉を暗殺せし同國の志士那須信吾は薩州邸に潜伏して、能く薩人の事に熟す、二十二日の夜、密に姉小路家に到りて、彼の刀を檢し、忽ち愕然として、
「此刀は確かに見覚えあり、正しく薩州人田中雄平の常に帶せしものなり。」
と語る、其製を檢すれば、薩摩の刀工奥和泉守忠重の作にして、其柄に「藤原」縁に「鎮英」の二字を金にて篋入す、鎮英とは雄平の實名なり、加ふるに現場に遺留せる木履あ

り、亦た薩州人の好んで用ふるもの。
今は愈々疑ふべからず、此上は先づ雄平の踪跡を探索せんと決し、新吾及び土州の志士
井原應輔の二人其任に當る。

○仁禮源之丞とば子爵仁禮景範の事

新吾相識れる薩人に就て、それとなく雄平の居所を問ひ、其東洞院蛸藥師東側小森織
之助の持家に、仁禮源之丞及び其僕太平と與に寓居せる事を聞きて、其旨を報ず、當夜
の兇漢も三人にして、此處に同居せるものも亦た三人なり、一同
「此三人こそ、愈々當夜の兇漢に相違あらじ、疾く捕縛すべし。」

と意氣込む、土州の志士吉村寅太郎暫しと制して、

「兎も角も先づ雄平に相違なきや否やを突き留めん。」

と告げ、自から裸體に菰を被りて、非人の體に扮し、毎夜、其入口に露臥して、雄平の
出入を偵ふ。

二十五日、寅太郎の偵察其功を奏して、愈々雄平に相違なき旨を報ず、楠左衛門

「然らば愈々捕縛すべし、左れども町奉行の手にては、取逃がさんも知るべからず、會
津藩の手を借るに若くべからず、宜しく傳奏衆より證據を示して、其旨を通達すべし、

然らざれば容易に承引すまじ。」
と發言すれば、衆之れに従ひ、直に姉小路家より兇漢の刀及び木履を證據として、其旨
を國事掛に訴へ出づ。

一七 嫌疑者の引致

此夜、深更に及びて、傳奏坊城大納言俊克より、黒谷の館へ使を送りて、

「公用人一人即刻出頭あるべし。」

との旨を申來る、外島機兵衛何事にやと思ひて、即刻參邸すれば、俊克

「姉小路少將を殺害したるものは、薩州人田中雄平と申すものなり、雄平と同宿するも
の二人あり、必定其連累ならん、速かに搦め取るべし。」

と命ず、機兵衛

「それには證據のゆや。」

と問へば、俊克

「如何にも證據あり、兇漢の捨て去りし刀は、此月五日頃まで、雄平の帶せしものなる

ことは、土州人及び長州人の知るところ、現場に脱ぎ棄てし木履も、亦た薩州人の好んで用ふるところ、旁々其證據充分なり。」

と答へ、三條中納言實美も又た同様の事を告ぐ、機兵衛

「然らば兎も角も其由歸つて肥後守に申聞ければん。」

と答へて辭し去り、歸りて此旨を復命すれば、容保

「左らば直に逮捕せよ。」

との命を下す、物頭安藤九右衛門部下の足輕を率ゐて、公用人外島機兵衛、松坂三内、廣澤富次郎と與に、東洞院蛸樂師の小森織之助方に向ひ、番頭井深茂右衛門亦た半隊を率ゐて、不時に備ふ。

九右衛門足輕を以て、家の周圍を包み、機兵衛等刺を通じて對面し、具さに朝旨を傳へて、雄平、源之丞及び太平の三人を坊城邸に連れ歸る、傳奏、雄平等を會津藩に預けんとす、機兵衛容を正して、

「守護職は罪人を預かるべきものにはははず、且つ預かるべき場所とてもははず。」と固辭すれば、傳奏復た強ふること能はず、

○嫌疑者を捕ふ

「然らば町奉行所にて預かるべし。」

と命ず、町奉行附の與力、同心等深く恐怖し、會津藩兵の同行を求めて、護送し歸る。

雄平の宿所は、薩州邸を距ること僅かに一丁ばかりの所に在り、薩邸の人々それと聞き

て、馳せて蛸樂師の宅に到れば、雄平等既に會津藩士の爲めに引致せられて在らず、薩

邸の留守居役内田仲之助聞いて大に怒り、伊勢勘兵衛と與に馳せて黒谷に到り、

「一應の御掛合もなくして、擅まよに我が藩士を捕縛せられしは何故にゆぞ、其仔細を

承はらん。」

と詰る、意氣特に激す、機兵衛出で對面し、

「天朝の特命は捕縛せよと申すに在り、これに繩を打たんとも苦しからず、左れども武

士は相身互にゆ、弊藩武士道を重んじて、敢て苛酷の處置を行はず、篤と朝命の在る

ところを諗して、同行を求めたり、貴藩にして此命を受けらるゝも、其取らるゝ手段、

此外には出でぬまじ。」

と答ふれば、仲之助意始めて釋け、深く厚意を謝して辭し去る。

此日、町奉行所に於て雄平を鞫す、忽ちにして一椿事湧き起る。

○薩藩の激昂

嫌疑者の引致

一八 嫌疑者の自殺

町奉行の與力、同心、雄平等を拉し歸れば、町奉行永井主水正 尙志 直に白洲に引出して、尋問を行ふ。

雄平態度自若たり、何を問へども、首を掉つて、唯知らず、存ぜずと答ふるばかり、一言も口を開かず、兇漢の刀を突き付けて、

「然らば此刀に見覚えあらん。」

と詰れば、雄平の眼はギロリと晃めく、突と猿臂を伸ばして、其刀を取ると齊しく、ズブリと腹に突き立て、更に喉に突き立つ。

側に控へし與力、驚きて刀を奪ひ取り、醫師を招きて、治療を加へしも効なく、終に空しく息絶ゆ。

尋問は是れにて中止せられ、源之丞は薩邸に預け、太平は米澤藩に預く、數日を経て、太平も亦た逃亡す、幕府町奉行の怠慢を咎めて、尙志以下に閉門若くは謹慎を命ず。世上の嫌疑は薩藩に集まれり、湯派の公卿は憤懣し、諸國の志士は激昂す。

○田中雄平の自殺

朝廷特に在京諸藩の代表者十八人を寺町清淨華院に集めて、薩藩の處置を議せしむ、土方楠左衛門先づ口を開きて、

「場所柄をも辨へず、斯かる狼藉に及べるもの、其罪朝敵に同じ、宜しく薩藩を九門外に排斥すべし。」

と主張す、久留米の志士眞木和泉守之れに反對して、

「薩州は大國なり、正義の士亦た乏しからざるべし、今回の事たる、唯重役共の不心得と言ふに過ぎず、之れを以て薩藩の君臣一同に恥辱を與へんこと、然るべからず。」

と言ひしも、一座之れに耳を假さず、皆楠左衛門の説を贊す。是に於て薩藩の乾門の警衛を免じ、松江侯松平出羽守定安をして之れに代はらしめ、薩州人の九門内の通行を禁ず、長州人は是れより益々我物顔に振舞ふ。

去るにても雄平は果して眞の兇行者なるや否や。

一夜、雄平祇園新地の妓樓に遊びて、賊の爲めに其刀を偷み去らる、今回の兇漢此刀を以て公知を暗撃せしのみならず、特に木履と與に現場に棄て去りしもの、罪を他に嫁せんとするの猾策なるや疑ふべからず、雄平其冤を辨せんとすれば、刀を奪はれたるの

嫌疑者の自殺

○薩藩の不首尾長藩の大得意

○公知暗殺の真相

恥辱、世に顯はるべきを奈何にせん、是れぞ藩風を重んじて自殺せしものなるべしとは、當時既に傳説せしところ。
公知の攝海視察として兵庫に下りし時、幕臣勝麟太郎特に公知を軍艦に招きて、其装置の機巧を示し、且つ海軍の必要を説く、英才の公知爲めに大に發明する所あり、攘夷の遽かに行はれがたきを思ひ、京都に歸りて、窃かに其旨を奏上す、事漏れて浮浪の徒に疾まれ、終に此慘禍に逢へるなりとは、又當時窃かに傳説せしところ。
前後の形跡より察すれば、兇漢は狡智に富めるものなるを知るべく、三條中納言を恐嚇するの貼紙をなせる如き、亦た犯跡を眩ますの所爲たるや知るべし。

一九 圖書頭の上京 (一)

姉小路少將公知の横死に膽を冷せし諸公卿、今や更に一大恐怖に襲はれぬ。
六月二日、容保急召に依りて、早速参内すれば、傳奏最と遽たどしけに勅旨を傳へて、「小笠原圖書頭決するところありて、上京せんとす、早々兵を遣はして、途中に支ふべし。」

○朝廷の大狼狽

との命を傳ふ、恐怖の色面に溢る、容保事の由を知らず、徐かに
「決するところとは、何事にんぞ。」
と問へば、傳奏
「死を決して、京都を侵さんとするなり、既に海路上京の途に在り、早々手配あるべし。」
と命ず、承久の不祥事、復た起らんことを恐るゝものゝ如し、容保聞きて莞爾として笑ふ。
「圖書頭の上京を止むるに、何の兵力に及びんべきや、唯一介の使を派すれば、其れにて事は足りぬはん、圖書頭は決して命に違ふものにはんばず、萬一不慮の事ありとも、容保其爲めにこそ斯くてんへ、決して叡慮を勞せらるゝことあるべからず。」
と答へ、且つ
「去るにても何者より左様の儀を言上んやらん、甚だ不審にぬ。」
と言へば、傳奏却て容保の不審と言ふに、不審の色あり、
「然らば此書を一覽あるべし、昨日一橋中納言の使者梅澤孫太郎の關白殿下に呈する所

なり。」

と告げて、二通の書を示す、一通は一橋中納言慶喜の鷹司關白輔瀨に呈して、後見職辭職の理由を縷述せるもの、今一通は水戸藩士梅澤孫太郎の慶喜の命を以て、輔瀨に具陳せる覺書の箇條なり、乃ち

- 一、小笠原閣老威力を以て、公卿を取締り積りにて、歩兵千人程既に道中に在り。
- 一、神奈川奉行一橋公へ申上り事。
- 一、小笠原閣老京都より可笑しき書付來るとて、取合ひ申さず、公卿首刎云々。
- 一、小笠原閣老上京の儀は、開港説を申上げ、右御聞濟之れなき節は、公方様を御連れ、歸府取計ひ事。
- 一、關東申立通り出來申さざる節は、御所へ火を懸け、公卿方を縛り積り云々。
- 一、薩長へ軍艦差向け、京師を屠り事。
- 一、小笠原獨斷償金相渡し事、且又同人一人にて夷人と應接に及び事。
- 一、一橋公天下を奪ひ底意之れありと申觸らし事。
- 一、若老酒井飛驒守引籠らせし様、二條御城より御沙汰之れあり處、小笠原閣老大

立腹にて、其儘勤め置かせ、水野癡雲一同乗船致し、京師へ罷越し様申觸らし、此節横濱に滯船致し居り、舟中へ政府を開き、人選等の評議之れあり由。

- 一、小栗豊後、藥師寺等罷出で風説之れあり事。
- 一、一橋公鎖港説を唱へ、御下向なれども、關東には取合ふもの之なく、就ては右等の徒を掃攘して、萬世永久の交易を結ぶ故、夫迄は鎮靜致し呉れ様、夷人へ、小笠原閣老より談之れあり由。

とありて、一々皆意外の事にあらざるはなし、容保心の中にて、

「萬一此の如きの事あらば、江戸より疾くに將軍家に急報あるべきに、更に何等の報知なきを見れば、何かの誤傳ならん、左れども後見職の使者として、關白に具狀するからは、堂上方の憂慮あるも無理ならず。」

と思ひつゝ、重ねて

「此事甚だ不慮に、兎にも角にも圖書頭上京の儀は、決して御懸念あるべからず。」と述べて退朝し、直に急使を發して、其由を二條城に報ず。

II 圖書頭の上京 (二)

既にして江戸より報告あり、長行上京の理由漸く明白となる。
 初め長行償金拒絶、條約破棄の命を受けて、折衝の局に當る、然るに尾張、水戸の兩侯
 及び閣老等は皆償金支拂の意見を固執して譲らず、終に之れを交附すべき旨の文書を、
 英國代理公使に贈る。
 既にして長行償金延期の事を交渉すれども、英人日本の反覆を怒り、不信不義を怒つて、
 一切面會を峻拒す、長行條約破棄の談判を開かんとすれども、復た得べからず。
 是に於て長行先づ償金を與へて、面會の道を開き、然る後ち通商拒絶の談判を開始せん
 と欲し、終に獨斷を以て、償金を交附す。
 長行の償金を交附せるもの、獨斷は獨斷に相違なしと雖も、爾かも亦た尾水兩侯及び閣
 老等の意見に従へるもの、即ち江戸の意見を實行せしに外ならず。
 然るに水戸中納言慶篤の償金を交附せざる旨を上奏せしより、此事情を知らざるものは、
 皆長行の衆議を排して、獨斷專行せるものと思はん。

○向山榮五郎
黄村と號す

○小笠原閣
老上京の眞相

事、是に至りては、長行たるもの亦た大に其事情を辯明せざるべからず、長行乃ち外國
 奉行井上信濃守清直、目付向山榮五郎、水野癡雲等を隨へ、軍艦に乗じて海路上京する
 に決す。
 清直、榮五郎等は皆當時の俊才なり、長行の之れを從ゆるもの、大に外國交際の範例、
 宇内大勢の趨向を縷陳して、鎖港攘夷の局面を打破し、轉回せんと欲するに在り。
 此事固より重大の問題なり、長行の意、死を以て争はんとするに在りと雖も、京都を屠
 り、公卿を縛せんとするが如きは、其夢にだも想ひ到らざるところ。
 偶々幕府攘夷決行の期に際し、將軍從兵の少なきを念とし、歩兵騎兵數隊を西上せしむ、
 恰も長行上京の時に在りしを以て、圖らずも長行兵を率ゐて上京するとの流言虚説
 を生ぜしなり。
 去るにても此事若し門外漢ならば、或は誤解をも來し、疑惑をも生ぜん、苟くも後見職
 たるべき慶喜其人に在りては、事實の眞相を究めんこと易々たるべきに、事此に出でずし
 て、却て之れを關白に内報したるは、何故なるべきぞ。
 長行にして意を決して上京せんか、江戸の事情は盡く暴露せられん、慶篤の反覆も、

慶喜の窮窮も、皆有りの儘に告白せられて、復た彌縫し、矯飾すべき由なからんとす、左ればこそ長行の上京を沮止せんと欲して、此舉に及びしなれとは、當時人々の皆推想せるところ。
幕府の有司は早くも其事實を知りしと雖も、激派の公卿は何れも其安危を憂ひて、意を安んぜず、京都の恐慌、日を経るに従うて、愈々其度を加へ來る。

二一 圖書頭の上京 (三)

既にして長行大阪に著し、直に陸路入京すべきの報あり、激派の公卿聞きて色を失し、俄かに傳奏を以て、
「小笠原圖書頭着 阪の聞えあり、急ぎ其出京を差止め、枚方に於て何分の御沙汰を待たせられぬへ。」
との命を傳ふ、幕府乃ち急使を發して、其上京を止む。
長行既に枚方を過ぎて、橋本に在り、此地に於て始めて其命に接したりと雖も、小驛にして止宿すべき旅館なきを以て、餘儀なく進んで淀に到りて駐まる、激派の公卿之れを

○慶喜の鷹
司關白に呈
せし書翰の
別紙に別
紙奉申上
本文之趣
細梅澤孫
郎へ申含
事に御座
其際に認
風説等は
同人より
承知被遊
様奉願上
謹言とあ
り故に梅
孫太郎の
手に述べ

聞きて、

事も慶喜の
申含めし
のと思は
しならん
○激家公卿
の大恐慌

「圖書頭の淀に來りしは、強て上京せんととの所存に相違なし、今は愈々一大事なり。」
と恐れ顫き、閣老に對して其抑止を促がすこと益々急なり、容保會々尾張前大納言慶勝の旅館に在りて、此事を聞き、
「然らば容保より差止めぬはん。」
と述べ、侍臣小野權之丞を召して、其由を命ずれば、權之丞直に馬を驅つて、淀に馳せ向ふ、外島機兵衛、松坂三内、秋月梯次郎、廣澤富次郎の四人、亦た黒谷より馳せ到りて、切に其入京の不可なるを説く、長行深く容保の好意を謝し、且つ色を正して、
「我れは唯將軍家の御前に出で、天下の大事を論ぜんと存するのみ、此望みだに叶はば、假令ひ死を賜はるとも、敢て辭すべきにあらず、將軍家を差措きて、直に朝廷に建言するが如きは、我が思ひも寄らざる所なり。」
と告ぐ、辭理明白にして、復た一點の疑ひを容るべきなし、左れども朝廷に於ては尙ほ安き心もあらず、更に幕府に命じて、上京の理由を長行に糺さしむ。
六月五日、閣老水野和泉守忠精自ら淀の旅館に臨みて、長行に尋問する所あらんとし、

圖書頭の上京

容保の家臣田中土佐、野村左兵衛及び尾張の藩士水野彦次郎、水戸の藩士原市之進等亦た従ふ。

○小笠原閣
老尋問に答へず

土佐、左兵衛以下は別室に居り、忠精一人長行に面會して、上京の理由を糺せば、長行「重大の事件切迫せし爲め、將軍家の御前に出で、親しく卑見を縷陳せんと存するもの、其席に陪せらるゝは妨げずと雖も、唯今此席に於ては陳述致しがたし。」と答へて、其尋問に應ぜず、忠精止むを得ずして起つて歸らんとす、左兵衛、彦次郎等「若し此儘御歸りありては、使命を辱かしむるの恐れはまじきか、強て御尋問あらんこそ然るべけれ。」

と諫むれども、忠精

「此儀我が力に及びがたし。」

と答へて、其儘立ち歸る、長行自から送り出でよ、

「我れ此地に於て後命を待ちぬはんも、若し何の御沙汰なき時は、直に入京しべし。」と述べ、期するに若干日を以てす、忠精歸りて其由を復命すれば、將軍家及手書を長行に賜ひて、大阪に退きて命を待つべき旨を諭し、容保も亦た小野權之丞を遣はして勸告

○小笠原閣
老大阪に退

する所あり、長行止むを得ずして、大阪に引き退く。

三 將軍の下阪

一橋中納言慶喜上表して後見職を辭し、水戸中納言慶篤亦た目代を辭して籠居するや、鷹司關白輔瀧攘夷の遽かに行はるべからざるを憂ひ、近衛前關白忠熙と議して、之れを議奏、傳奏及び國事掛に謀る、朝議乃ち

「後見職其職を辭し、目代亦た其任を辭するに於ては、誰れか復た攘夷の局に當るものぞ、此上は將軍家をして東歸せしめ、速かに攘夷の舉を決行せしむるに若かず。」

と決して、直に其由を奏す、主上、將軍家の東歸を喜ばせ給はず、五月二十九日、密に宸翰を忠熙に賜ひ、大樹の京都に留まりて、公武一和、攘夷の實を舉げんことを望ませ給ふ。

忠熙乃ち宸翰を尾張前大納言慶勝及び容保に内示して、其意見を求む、容保は始めより將軍家の東歸を不可とするもの、直に幕府の諸有司に對面して、

「主上切に將軍家の滯京を望ませ給ふ、廷議假令如何に決定するとも、此際將軍家の

將軍家の下阪

御東歸あらせ玉はんこと然るべからず、攘夷の目代の如きは、別に其人を擇びて可なり。

との意見を陳述すれども、有司皆耳を傾けず、廷議將軍の東歸を促がすに決すると聞き、好機逸すべからずとし、頗に其歸府を勸めて止まず。

會々朝廷小笠原圖書頭長行の處分に關し、傳奏を以て、

「小笠原圖書頭以下今度上京の仔細、容易ならざる情態に相聞え、過日以來詰問之れあるべく、老中へ仰付けられ、最早其儀に及ばず、圖書頭以下急速罪科に處すべき御沙汰に付、一兩日中其處置之れあるべき事。」

との御沙汰あり、是れぞ慶喜の言に信を置きて、尋問の要なしとするもの、幕府の有司相議して、

「圖書頭の理非を糺彈し、罪案の正否を審判せんには、將軍家親しく御下阪あるに若くべからず。」

と決す、將軍家茂此議を容れ、六月三日、親しく參内して、其由を請ひ奉つれば、朝廷亦た直に許可あらせ給ふ。

○將軍の下阪

容保早くも有司の眞意、大阪より海路直に歸東するに在るを察し、辭理を盡して、下阪の不可なるを諫め、容保の家老横山主税等亦た登城して、西下の不要なるを論ず、左れども諸有司其他意なきを辯じて、敢て之れを容れず。

越えて八日、將軍家茂二條城を發して、大阪に向ふ、閣老以下諸有司皆之れに従ふ、發するに臨み、家茂特に容保を其居室に延見し、手づから延壽國資の刀を賜うて、積日勤勉の勞に報ゆ。

○小笠原閣老の處分

家茂大阪城に入るや、直に長行の職祿を剥ぎて城中に幽し、井上信濃守清直、水野癡雲等に謹慎を命じ、長行に上京の理由書を提出せしむ。

十二日、長行理由書を提出して、審かに其事情を辯ず、紛々たる評説の如きは、全然捕風捉雲の談に過ぎず。

二三 將軍の東歸

容保の爛眼誤まらず、幕府の有司、大阪より海路直に歸東せんと欲す。

主上切に將軍の滯京して、公武一和の實を擧げんことを望ませ給ふと雖も、三條中納言

○激家叡慮
を顧みず

幕府瓦解史下篇

六四

實美、徳大寺中納言實則以下激派の公卿は、皆速かに攘夷の實を擧げんと欲して、將軍家の速かに東歸せんことを望み、復た叡慮の如何を顧みるものなし。
主上再び宸翰を近衛前關白忠熙に賜ひ、尾張前大納言慶勝をして將軍家に代りて、攘夷の任に當らしめんことを仰せ含めさせ給へば、忠熙又之れを慶勝及び容保に内示して、將軍の東歸を止めしむ、容保乃ち其家臣小野權之丞、松坂三内を召して、
「汝等急ぎ大阪に下りて、將軍家の早々御歸京あらんことを勧め奉つれ、萬一御東歸あらせ玉ふに於ては、御袴の裾に縋りても止め奉つるべし、是れ皆宗家の御爲めなるぞ、疾く往け。」
と命ずれば、二人の感激言ふばかりなし、固く意を決して、大阪に馳せ下り、諸有司の間に奔走して、頻りに將軍家東歸の不可なるを説く。
折りしも外國奉行柴田日向守剛中等、江戸より馳せ下りて、有司に對面し、
「曩に小笠原圖書頭殿の條約破棄の旨を通牒せられてより、外國使臣の激昂大方ならず、通商の拒絶は、外交の通義に悖れる不法不當の行爲なり、宜しく鼓を鳴らして之れを攻むべしと主張せざるはなく、加ふるに去る五月十日、米國の商船、馬關海峡通過の

○將軍大阪
より海路江
戸に歸る

將軍の東歸

六五

際、長州人の之れを砲撃せしより、米國使臣亦た大に憤激して、償金を要求し、萬一荏苒期限を空過せらるゝに於ては、斷然戰端を開くべしと迫り、事態極めて切迫仕つり、江戸の市民此由を漏れ聞きて、意を安んぜず、負擔奔竄するもの、陸續踵を接して、其騒動鼎の沸くに異ならず、特に旗本の有司は、將軍家の久しく滯京あらせ玉はんこと、徒らに關東の威嚴を損するの外、何の得る所とてあらず、是が爲めに却て根本の紛擾を顧みられざること、其意を得がたし、此上は我等御迎ひとして西上せんと犇めき立ち、物議日を遯うて喧囂を極め、宜しく速かに御東歸ありて、人心を緩撫あらせ玉ふべし、然らずんば臍を嚙むとも及びぬまじ。」
との旨を縷陳すれば、左なきだに歸心矢の如き諸有司、今は何をか躊躇せん、下阪の主用たる長行の處置をも了せず、俄に後事を容保に託して、六月十三日、海路歸東の事に決す。
權之丞、三内の二人、聞いて大に驚き、倉皇馳せて大阪城に到れば、將軍家の駕既に城を發す。
二人駕に尾して船中に到り、閣老板倉周防守勝靜に調して、將軍家東歸の不可なるを極

諫す。

左れども頽瀾は既倒に回すべからず、事此に至りては復た奈何ともなすこと能はず、勝

静百万二人を慰諭し、終に手書を與へて遣り還へす。二人悄然として空しく陸に上れば、輪船早や既に波を蹴つて發す、一道の煤烟、曳いて

○宛然たる
「蒸汽」や出
て行く烟は
残る残る烟
は癪の種
の光景

二四 供御の増進

將軍既に江戸に歸る、容保の閣老より委託せられたる殘務十二ヶ條の其中に、

一、圖書頭助命の段、匏迄も御周旋願ひ奉り、決して同僚の私情を以て申上け、事に會て之なく、天下の爲めに懇願に御座、御家來へも御内々之れあり度事。

一、十五萬俵御増進の事。

の二項あり、小笠原圖書頭長行の處分に關しては、最も閣老の苦慮せるところ、途中より書を飛ばして、再び死刑に處せられざらんことを求め來る。

容保乃ち參内して、鷹司關白輔熙に謁し、閣老の調査書と長行の答辯書とを呈して、

「篤と此兩通の書を御覽あらせ玉へ、圖書頭に於ては、只將軍家に向つて意見を陳狀せん爲めに、上京せんと仕つれるまでに、是れ閣老の本分にして、毫も咎むべき所は、先きの傳説の如きは、全く根據もなき流言に過ぎず、幸ひに御疑念を霽らせ玉へ。」

と述べて、少しも飾るところなく、包むところなし。

事、既に朝廷に關せず、朝廷より之れを咎むべきの理なし、輔熙亦た容保の率直にして誠意ある辯解を聞き、

「實にも申さるゝ通りなり。」

と答へて、其意忽ちに釋け、中條中務大輔信禮を傳奏野宮宰相中將定功の許に遣はして書類を示し、且つ長行の咎むべき罪なき旨を通ずれば、定功亦た

「月夜に釜を抜かれしとは此事なり。」

と語りて、復た追究せず、一時滿廷を駭かしたる長行入京事件も、只泰山の鳴動したるばかり、終に一疋の鼠だに出でず。

十五萬俵御増進の事は、實に容保の提議に基づく。

供御の増進

○月夜に釜
を抜かる

初め容保の守護職として京都に赴任するや、供御の御料甚だ少なく、堂上の窮乏亦た甚だしきを見て、心竊かに恐懼に堪へず、速かに供御の御料を増進あらんことを幕府に進言す。

幕府の有司、京師の事情を知らず、此重要の問題に對して、左まで注意を拂はず、容保の再三建言するに及び、一時金帛米穀を獻納せんとするの議あり、後ち更に年々七萬俵を増進するに決して、其由を京都に内奏す。

國事掛の公卿、其額を寡少なりとして、體よく之れを斥く。

事、意外に出づれば、幕府一驚を喫して、爲す所を知らず、一時其議を中止するに至る。是に至りて公卿亦た悔色あり、勅旨を以て堂上一般の俸祿を増さんことを策す。

左れども少額を斥けて、多額を貪るの議を得んことを恐れ、躊躇して敢て發せず、此ところ「公卿も喰はねど高楊枝」の氣味あり。

○公卿も食はねど高楊枝

容保委はしく其内情を聞き知り、更に十五萬俵を増進せんことを提言す。

幕議未だ之れを實行するに及ばずして、會々將軍東歸の事あり、乃ち其處置を容保に託す、容保亦た參内して奏上すれば、此度は忽ちにして嘉納せらる。

容保奉公の誠意、始めて貫ぬく。

二五 長人の砲撃

長州人一たび米國の商船を砲撃して、朝廷の御感に預かりてより、爾來矢鱈に外船の砲撃を行ふ。

○長藩矢鱈に外艦の砲撃を行ふ

五月二十三日、佛國の商船一隻、馬關海峽を通過せんとするを見て、復た之れを砲撃す。越えて二十六日、和蘭の軍艦一隻、合島に碇泊し、其翌曉を以て、海峽を通過せんとす、長州の砲臺之れを見て、轟然空砲を放つこと二發、港内に繋留せる軍艦、亦た同じく八發の空砲を放つ。

蘭艦演習なりと思惟して、意を加へず、何氣なく其前面を過ぐ、長兵それと見るより、海陸一時に砲門を開きて、實彈を放つ。

蘭艦始めて驚き、急に戦備を修して、破裂彈を發射すること數十發、其間に辛くも海峽を通過して、内海に航走す、蘭艦敵彈を受くること二十一發、艦中爲めに死傷あり。

曩に砲撃せられたる米國商船、横濱に逃げ還りて、之を米國軍艦に報ずるや、艦長大

長人の砲撃

○米艦馬關砲臺を砲撃す

幕府瓦解史下篇 七〇
に怒りて、長州人の暴行を糺さんと欲し、二十七日、横濱を發して、長州に向ひ、六月朔日正午、馬關海峡に達す、長州の砲臺、其艦影を望み見て、忽ち號砲を發すること二三發。

○英佛の軍艦

南岸は航行自由なるも、砲臺の射界に入り、北岸は海底淺近なるも、砲臺の死角に當る。米艦乃ち北岸に沿うて、驀然港内に突入す、砲臺の長兵頻りに砲撃すれども、皆中らず。港内の長艦二隻、進み來つて砲撃す、米艦猛然として長艦の間に突入し、右を撃ち、左を射る、彼我相距ること七八間、砲彈、銃丸、交々飛んで霞の如し。米艦の一彈、忽ち長艦の機關を轟破すれば、長艦見るく波底に没す。米艦亦た數彈を蒙りて死傷あり、應戰少時にして、終に危地の外に脱す。此日、又英國商船を砲撃し、二日、佛國商船を砲撃して、其二隻を碎く。三日、英國軍艦、士官を上陸せしめて、其不當を詰る、長州の藩士、其粗忽を謝して、之れに一書を附す。英國士官之れを收めて歸る、長人途中に要撃して、英人を殺し、書面を奪ふ。英佛の軍艦、大に怒りて其罪を問はんとし、五日寅の刻、長府の沖合一里の地に來る、

○長州の砲艦を行ふ

長州の軍艦、又砲門を開きて砲撃す。英佛の砲彈は其距離一里半に達す、忽ち穴戸主膳、益田貢等の軍艦を撃碎し、更に陸上の城壘、民家を轟撃し、兵火諸所より起る、長兵力敵せずして退く。英佛の軍艦、急に陸戰隊を編制して、箱原港より上陸し、大砲を發射して、砲臺を碎き、長兵を破る、陸上爲めに焦土と化し去らんとす、長兵大に憤激し、亦た大砲を率ゐ來りて奮戦し、終に敵兵を斥く。

○長人小倉藩を怨む

英佛の軍艦、尋で此地を去る。長人今回の敗衄を以て、罪を小倉藩の應援せざりしに歸し、使者を遣はして詰問すること數回、終に之れを朝廷に訴ふ、廷議擬するに違勅の罪を以てす。小倉侯小笠原大膳大夫忠幹、家臣を上京せしめて、其救解を容保に乞ふ、容保「異船の通行を見て、直に砲撃するは、攘夷の本意にあらず、小倉藩の處爲は決して咎むべきにあらず。」として、其旨を二條右大臣齊敬に具陳す、廷議爲めに一變し、忠幹終に譴責を免かる。

二六 中川宮の上表

今は長州侯毛利大膳大夫慶親自から攘夷の先鋒を以て任じ、頻りに外船の砲撃を事とするの時に當り、突如として自から攘夷の先鋒たらんことを請はるゝ方あり、中川宮即ち其人。

中川宮は主上の御親任最も厚く、密に宸翰を賜ひて、其輔翼を求め給ふこと少からず。

近時三條中納言實美、徳大寺中納言實則以下激派の公卿、常に叡慮を矯め、聰明を掩うて、専横の處置を事とすること多し、主上最も之れを厭はせ給ひ、四月二十三日、又宸翰を宮に賜ひ、國事掛を廢して、過激の朝議を一掃せんことを託し給ふ、宮の感激言ふばかりなし。

薩州藩の乾門の守衛を免ぜられ、九門内の通行を禁ぜられしより、薩人皆嫌疑を避けて、京都を去り、更に公命を待つて入京せんとす。

是れより長州人は益々跋扈し、浮浪の徒は益々横行し、之れと結託せる激派の公卿は、益々時を得て、専恣横暴至らざるなし。

主上痛く宸襟を悩ませ給ひ、島津三郎久光を召して、守護職となし、容保と與に力を戮せて制馭せしめ給はんとす。

激派の浮沈も之れに繋がり、長人の利害も之れに繋がり、浮浪の徒の安危も亦た之れに繋がる。

激派の公卿之れを聞きて、愕然として驚き、長人及び浮浪の徒と相呼應して、熾んに反對の氣焰を擧ぐ。

近衛前關 白忠熙、二條右大臣齊敬、徳大寺内大臣公純、近衛左大將忠房等は専ら聖意を奉行せんことを期するも、鷹司關 白輔熙之れに反對し、實美、實則等亦た最も之れを拒む、主上大に逆鱗あらせ給ひて、

「朕の不徳の故を以て、汝等之れを拒まんとするか。」

とまで宣はせ給ふに至る、左れども聖意終に貫徹せず。

中川宮は薩州藩を親昵せさせ給ふ、亦た深く嫌疑を避けて出で給はず、激派の公卿之れを嘲りて、大因循家と曰ふ、因循家とは當時に於ける一種侮蔑の稱呼にして、激派の公卿及び浮浪の徒好んで其反對の人を稱するに用ひしもの。

中川宮の上表

七三

○激家の公卿勅諭を沮む

宮、近日の形勢を憂はせて、今は傍觀坐視するに忍びず、六月六日、突然「謹んで申上り、短才不徳の尊猷、國事御扶助、且つ歸俗の命を蒙りながら、寸功もなく、恐懼の至に、頃日の形勢、攘夷の期限も相立ちぬへども、未だ掃攘の形も相見え、因循日を送る、敷慮洞察し奉つりて苦心仕りぬ、之れに依て不肖の身を顧みず、恐入らへ共、攘夷先鋒の儀、仰せ蒙り度く懇願に、自然勅許の上は、普く天下の有志に布告し、其助力を乞ひ、共に戦死を遂げ、國恩の一端にも仕度く、速に勅諭謹んで待ち奉つりぬ、恐惶謹言。」

○中川宮の御本志
○敵は本能寺に在り

との表文を上つりて、攘夷の先鋒たらんことを請はせ給ふ、激派の公卿及び浮浪の徒、之れを聞き驚訝措かず、揣摩の説紛々として起る。宮は夙に攘夷の無謀なるを熟知せさせ給ふ、其先鋒たらんが如きは、決して宮の御本志にあらず、蓋し辭を攘夷に藉りて、先づ兵權を握り、然る後ち宮中の掃攘を行ひて、叡慮の貫徹を計らせ給はんとする事、其真意なるが如し、當時廷中の形勢、如何に黯澹たるかを察するに足る。中川宮既に宮中の廓清を行はせ給はんとするの御志あり、激派の公卿、是れより益々

○伊丹藏人と
丹重賢の事
○激家中川宮を陷擠せんとす

宮を忌み奉つる、偶々浮浪の徒、三條中納言實美に謁して、

「中川宮の御家來山田勘解由、伊丹藏人の兩人、近日西下せんとするの模様あり、必定薩摩に下りて、島津三郎と謀議を凝らすに相違ぬまじ、疾く召捕りて糺問あらせ玉へ、諸般の陰謀必らず露顯べし。」

と密訴すれば、實美俄かに國事掛と謀りて、兩人の捕縛方を傳奏に通ず。

六月二十二日、傳奏野宮宰相中將定功、使者を以て會津藩の公用人を召す、野村左兵衛直に定功の邸に到れば、雜掌木下右兵衛尉出でて對面し、

「只今御所より中川宮御内山田勘解由、伊丹藏人兩人の逮捕方を御藩に通達すべき旨御沙汰あり、早々御取計らひあるべし。」

と告ぐ、左兵衛

「其は如何なる罪状なるか、先づ其儀を承はらん、高貴の御邸に參じて、其御内もの

を捕縛せんこと、輕々しく實行すべき儀とも存ぜず。」

と言へば、右兵衛尉實にもと思ひて、

「其罪狀に就ては、我れとても存ぜず、貴殿も同道せられぬへ、其罪狀を承はらん。」

と告ぐ、左兵衛

「某は同道の要なし、御一人にて参られんこそ然るべけれ。」

と答ふれども、右兵衛尉強て同行を求めて止まず、左兵衛今は辭すべからず、右兵衛尉と與に參朝すれば、飛鳥井中納言雅典直に二人を延見す、これぞ今日坊城大納言俊克に代りて、傳奏となれるもの。

右衛門尉先づ左兵衛答辯の趣を述べて、勘解由、藏人の罪状を問へば、雅典

「彼等の振舞、常より疑ふべき節多し、特に今回俄かに西國に下らんとするもの、何等か深き策略あるべし、急ぎ人數を差向けて逮捕すべし。」

と命ず、左兵衛膝を促がして、

「兩人は高貴の御内に在、妄に捕縛すべきにはははらず、兩人西下すること事實なりとするも、何の爲めの西下なるやを確かめず、唯策略あらんとの嫌疑を以て捕縛するが如きは、決して穩當の儀とも存せず、一體是れまで斯様の時には、如何にして逮捕あらせぬや。」

と問へば、雅典

「是れまでは町奉行に命じたり。」

と答ふ、左兵衛

「如何さま左にてぞははん、守護職にて捕縛するは、順序を失ふに似たり、此儀は承引仕つりがたし。」

と述べ、雅典の再三強ふるをも聽かずして、辭し去る。

國事掛乃ち守衛兵に命じて、二人を捕縛せしめ、嚴しく西下の理由を訊問すれば、

「我等は楠廷尉の墓を弔はん爲め、湊川に赴かんと存するもの、此儀何と致しぬぞ。」

と答ふ、國事掛聞いて呆然たり。

國事掛及び守衛兵等、是れより會津藩の意の如くならざるを忌む。

二七 攘夷の奨勵

激派の公卿は、實に噴火坑口に於て舞踏せるものゝ如し。

近日、長州人の外船に向つて、頻々砲撃を加ふるや、激派の公卿、攘夷の實此に擧がれるものと思惟して、手の舞ひ、足の踏むところを知らず、皆大白を泛べて、快哉を叫ば

攘夷の奨勵

○又々月夜
に釜を抜か

ざるはなし。

六月七日、諸藩に對して攘夷の實を擧げしめんと欲し、傳奏を以て、

「外夷拒絶期限の事、先達天下へ布告相成の上は、列藩に於て異船攘斥の心得勿論に處、傍觀に打過ぎる藩之れある趣、深く宸襟を惱まされ、既に長州に於て兵端相開きんに付ては、皇國一體の儀に間、直に應援掃攘之れあり、皇國の恥辱に相成らざる様、鬪藩一致、決戦盡力、愍慮貫徹致る様御沙汰事。」

と達し、續いて肥前、津和野、小倉、中津の諸藩に對して、

「去月以來、長州赤間ヶ關へ夷船襲來、戰爭に及ぶの由、言上之ある間、諸藩應援の儀は、兼て仰出され之れあり處、去る五日、六日、夷虜上陸接戰、長州殆ど切迫の旨、其聞え之れあり、愍慮を惱まされ、長州の危急は、皇國の危急、自國、他國を論すべきにあらず、急速援兵を出だし、精力を盡し、神州の武威を輝かすべき旨、御沙汰事。」

と達す、是れ皆激派の公卿相謀りて、命を下せるもの。

實にも長州の安危は、皇國の安危なり、皇國の安危を顧みずして、妄に外船を砲撃し、

及び砲撃せしめたるものは、抑も何人ぞや。

各國の公使は皆激昂せり、各々幕府に向ひて嚴談し、且つ賠償を要求すること、頗る急なり。

激派の公卿、幕府の窮困せるを見て、日本の不利なりとは思ひ到らず、幕府をして更に益々窮困せしめんと欲す。

○正親町少將監察使となる

六月十六日、正親町少將公董を以て監察使となし、長門、周防及び鎮西に赴きて、攘夷の狀況を視察せしむ。

尾張前大納言慶勝此形勢を見て、天下の事復た爲すべからざるを嘆ず。

是より先き慶勝の實弟中納言茂徳江戸留守たり、償金問題に關して、親しく上奏せん爲めに、江戸を發す。

○尾張大納言當主の入京を止む

慶勝之れを不可なりとし、人を途中に遣はして、之れを止む、茂徳乃ち病と稱して、名古屋に入る、藩臣、茂徳の措置を失するを見て服せず、藩中自から二派に岐かる。

慶勝此内顧の憂に加ふるに、更に難局の患を以てし、意甚だ安んぜず、是に於て病と稱して出でず。

容保大勢の危急を説きて、協力を請ふこと再三、慶勝終に應ぜず、六月二十一日、倉皇として國に歸る。容保今は全然孤立の姿となる。

二八 守護職の權限

容保、京都を以て政事の中心となさんと欲するの意あり。然るに今や將軍も去り、尾州老公も亦た去りて、跡に残れるものは、唯容保一人ばかり、自から顧みて孤影熒々の感なくんばあらず。然れども凡百の責任は、繋つて其雙肩に在り、今に及びて益々我が職責の重く且つ大なるを覺ゆ。容保の守護職として京都に赴任するや、條件の定むべきものありしと雖も、多くは後日を期して敢て定めず。四周俱に謀るの人なく、百事決を己れに取るの今日に於ては、愈々條件を定め置くの要あり。

是に於て尾張前大納言慶勝の出發せる翌二十二日、容保特に家老田中土佐を江戸に遣はし、書を閣老に贈りて、

- 一、尾州前大納言様、將軍様御目代として亦々京地へ差置かれ下され度き事。
- 一、大小御目付、御勘定奉行、奥御右筆の類をも差置かれ下され度き事。
- 一、御所より仰聞けられ筋、御入費相掛りも、大概の儀は伺はず、手切りの取計ひ致度き事。
- 一、關東へ相伺ひ儀、遲滞なく御答下され度き事。
- 一、關外の全權御任せ下され、以來所司代始め地役人とも、選舉賞罰は勿論、黜陟等御委任下され、其餘非常の節、京地御固め、近國の諸侯方、大阪、奈良、伏見奉行始め役々共、守護職の差圖を得、相勤め儀様、御沙汰下され度き事。
- 一、守護職附高家衆兩人程差置かれ下され度き事。
- 一、同附屬の與力同心差置かれ下され度き事。

との七項を要求す。

此月十六日、將軍家茂の江戸に歸るや、閣老青山信濃守忠良を罷め、姫路侯酒井雅樂頭

守護職の權限

忠績を以て閣老の上座とす。
是に於て忠績及び松平豊前守忠義、水野和泉守忠精、板倉周防守勝靜、井上河内守正直の五人閣老たり。

土佐江戸に著して後ち、諸閣老を歴訪して、要求の貫徹を計る、閣老相議して、其採否如何を定む、第一項慶勝を以て目代となすの件は、
「尾州老侯を目代となすの件は、適當の要求なりと雖も、老侯に於て承諾なき上は致方なし。」

として、之れを許可せず、第三項の朝廷より命ぜらるゝ事は、守護職の一手限り之れを取計はんとの件は、

「事の財政に關するものを、守護職に一任するは不可なり。」
として、之れに反對するもの最も多く、是れ又許可せず、其他の諸項は大抵請ふ所に依りて許可せらる。

第一、第三兩項を許可せられざる上は、聊か骨拔きの感なきにあらざると雖も、第五項の委任を得て、守護職の権限は多少の擴大を加へ來る。

○守護職の
権限擴張せ
らる

容保今は其身殆ど關東の目代たり、是に於てか激派の注目は其一身に集まる。

二九 容保の排斥 (一)

將軍も東歸し、尾州老侯も亦た東歸せしと雖も、容保尙ほ大兵を擁して、京都に在り、他人は與みし易しと雖も、容保は與みし易からず、他人は計り易しと雖も、容保は計り易からず、容保一人の留まらんことは、他人の五人十人留まらんよりも、尙ほ心憂し。三條中納言實美等密に大和行幸、幕府親征の祕策を運らせりと雖も、容保にして京都に在らば、必らず之れを阻まんことを憂ひ、

「會津だに京都に在らずば、天下の事復た意の如くならん、之れを排斥する由もがな。」
と思ひて、種々に苦心を凝せども、兎角に未だ其良策を得ず。

久留米の志士眞木和泉守は、當時九州第一の英才なりと稱せらる、時に實美に對して、何事か獻策する所あり、實美

「奇策々々、眞に天來の奇想なり。」
と絶叫しつゝ、ハタと手を拍ちて感嘆すること暫し、一も二もなく其議に従ふ、其策す

容保の排斥

○激家容保
を恐る

るところ何事ぞ。
 先に將軍家茂大阪より再び上京すべき旨を上奏しながら、其地より急遽東歸し、爾來未だ攘夷の實を擧げず、一日、三條中納言實美朝議に臨みて、屹度威儀を正しつよ、
 「大樹擅まよに大阪より東歸し、爾かも今日に至るまで、未だ攘夷を實行せざることに、怠慢も亦た甚だし、宜しく使者を發して、攘夷の實行を促がすべし。」
 と提言し、且つ

「此使者に充つべきもの、松平肥後守こそ最も然るべけれ。」

と説く、是れぞ和泉守の策せる容保排斥の秘計なる、衆皆之れを贊して、廷議立ちどころに決す、是に於て六月二十五日、傳奏を以て容保を召し、先づ

「大樹二百年來の廢典を興して、上洛之れあり、萬事恭順、君臣名義改正の儀は、深く敬感の處、去る九日、賜暇下阪之あり以前、奏聞の件々、始末分明ならず、殊に蒸汽船にて遽に歸府、且つ第一攘夷期限の儀に於て、不都合の次第一にあらずに付、屹度御糺し之れあるべくも、深く思召在らせられぬ間、追て御沙汰の儀も之れあるべくも事。」

○眞木和泉守の秘計

との御沙汰書を示し、且つ容保に對して、

「大樹東下以後の關東の形勢如何、御不安心に思召されぬ間、事情熟察言上あるべく、

且つ攘夷の儀、敬慮貫徹致すべく、周旋御沙汰の事。」

との旨を達す、寢耳に水とは實にも此事なり、容保は誠忠無比の士なり、此御沙汰に接して、恐懼措く所を知らず、

「若し勅命に隨うて東下せんか、漸く基礎を定めたる公武一和の實は、忽ちに水泡に化し去らん、去りとて之れを辭し奉つらんには、或は如何なる嚴譴を蒙むらんも亦た知るべからず。」

行かんにも行きがたく、止まんにも止みがたく、如何にせばやと苦心焦慮すること數刻、既にして容保猛然として意を決す、其決するところ果して如何。

○會津中將の苦心

三〇 容保の排斥 (二)

「我れは是れ守護職なり、留まりて公武の一和に力を致さん、使命を奉ぜんものは、自から其人あらん」とは、容保の固く決意するところ、二十七日、終に一篇の書を上つり

容保の排斥

て、之れを辭し奉つる、其大要

「大將軍の歸府後、未だ幾ばくならずして、忽ち朝譚を蒙むるが如きは、臣の意外とす
るところ、未だ欽命を奉ずべき所以を知らず、且つ攘夷の事たる、水戸、一橋兩黃
門俱に其任に膺りたるも、未だ之れを斷行し得ざるもの、必ず深き理由のゆはん、止
むを得ずんば、臣の關東に建言せる如く、姑く長崎、箱館二港を許して、横濱のみを
鎖さんこと然るべきか、臣今や守護職の大任を奉ず、須臾も輦轂の下を離るべからず、
關東の使節の如きは、宜しく餘人に御下命あらせ給ふべし。」

と言ふに在り、左れども實美等は容保を排斥せんが爲めに、特に容保に命ぜるもの、固
より之れを許さんやうもあらず。

○會津藩士の奔走

容保亦た廷議の許さざらんことを察し、諸臣に命じて權門に奔走せしむ。
諸臣各々部署を定め、野村左兵衛は三條中納言實美の邸に、小野權之丞、小室金吾は鷹
司關白輔瀨、近衛前關白忠熙の兩邸に、大野英馬は徳大寺中納言實則の邸に、廣澤
富次郎は豊岡大藏卿隨資の邸に、秋月梯次郎は長谷三位信篤の邸に到りて、各々大に之
れを争ふ、諸公卿は唯

「今回特に肥後守に仰付けられしは、重大の事件なるに由るなり。」

と答ふるのみにして、其請ふところを可とも言はず、否とも言はず、獨り信篤のみは、
「至急の御用なれば、肥後守の御請け次第、直に天前に召されん御都合なり、既に賜品
の御用意さへ調へり、速かに御請けあらんに若かず。」

と答へて、勅命を奉せんことを促す。

廷臣の意向此の如し、容保の辭退は今に到底許可せられざらんとす、容保此形勢を見て、
頗ぶる苦心せしに、圖らざりき意外なる内勅、忽ち天上より降り來らんとは。

○主上激家の肺肝を看破せさせ給ふ

主上睿明にして、夙に公武の一和に大御心を注がせ給ひ、常に激派の爲すところを悦ば
せ給はず、今回の廷議、將軍の行爲を咎むるのみならず、特に容保を其使節として遣は
さんとするを見て、早くも別に深意の伏するを看破せさせ給ふ。

左れども廷臣多數の強て請ひまつるところ、無礙にも斥け給ひがたく、止むを得ずして、
一旦御裁可を下させ給ふ。

容保此命を受くべきか、受けざるべきか、容保若し辭すれば、廷議其請ひを許すべきか、
許さざるべきか、主上

容保の排斥

勅 ○二通の秘

「肥後守は決して御請けすべきものにはあらず、左れども廷議又直に之れを許すべきものとも思はれず、今に於て早く其處置をなさんに若かず。」
と思召され、急に傳奏飛鳥井中納言雅典、野宮宰相中將定功の二人を召して、二通の秘勅を下させ給ふ。
二人恭しく拜讀すると齊しく、忽ち愕然として色を失ふ。

三 容保の排斥 (三)

二通の秘勅とは何ぞ、一は傳奏に下し賜へるものにして、一は乃ち容保に下し賜ふべきもの。
雅典、定功の二人、先づ己れに下し賜へる勅書を拜讀すれば、
「會津は必らず東下を聽従せざらん、然らば敢て再命すること勿れ、今に於て守護職を遣はすことは、毫も欲せざる處、人の矯狂せるが爲めに、止むを得ず此に至る、其聽かざるは實に幸とす、朕敢て再命せざることを、豫め汝等に知らしむるなり、然るに近日の風、強て立論せるもの有て、朕が力之れを支ふる能はざるも料り難し、若し之

扈 ○激家の跋

○主上會津
中將を信賴
せさせ給ふ

れあらば、即ち以て僞勅とし、私に此勅を寫して會津に與へ、是れ眞勅たるを知らしむべし。」
とありて、激派跋扈の狀、歴々として睹るが如し。
二人恐懼戰栗措く所を知らず、私に書を上つりて、容保に賜ふの勅書を御停めあらんことを懇請し奉つる。
主上傳奏の之れを拒むものと思召されけん、直に容保に賜ふの秘勅を取り返させ給ひ、更に左の御内書に添へて、近衛前關白忠愍に下させ給ふ、
「今會藩を東下せしめんとするものは、過る日、言せし如く、勇武の藩なるに因て、此に居れば、姦人の計策行はれがたきが故に、之れを他に移し、事に託して、守護職を免せんとするなり、關白も亦之を疑へり、是則ち朕が尤も會津を頼みとし、遣はすを欲せざる所にして、事有るに臨んで、其力を借らんと欲するなり、今は僞勅甚だ行はるゝが故に、今後何等暴勅の下るも測り難し、眞僞の間、會津能く察識せんことを要す。」
忠愍亦た之れを拜讀して、恐悚に至りに堪へず。

容保の排斥

偶々容保の家臣小野權之丞、反對運動の爲めに近衛邸に来る、忠烈直に延見して、
 「唯今召さんと存せしところ、幸ひの入來なれば、申し聞かさん、此度肥後守に對して、
 關東下向の御沙汰ありしと雖も、是れ眞の歎慮にあらず、主上深く會藩の勇武を頼ま
 せ給ひ、永く輦轂の下に在らんことを望ませ給ふなり、關東への下向は無用なり。」
 と告ぐれば、權之丞の喜び大方ならず、

「實は其儀に就て參殿仕りしところ、唯今の仰せを承はりて、感謝の至りに堪へは
 ず。」

と答ふ、忠烈更に襟を正して、

「其方に授くべきものこそあれ、是れなるは肥後守に下し賜ふべき内密の宸翰なり、其
 方大切に守護し歸りて、肥後守に相渡すべし。」

と告げて、恭しく内勅を授く、權之丞の欣榮譬へんに物なく、急ぎ捧持して、黒谷の
 旅館に歸り來れば、容保今しも公用人等を召して、朝命に對する方策を講ずるところ、
 一同の面上皆愁色あり、權之丞
 「御内勅に由。」

と言ひつと、一封の御書を捧ぐれば、一同思はずハツと打ち驚く、宛から強度の電氣に
 打たれし如し。

三三 容保の排斥 (四)

○御内勅會
 津中將に降
 る

御内勅と聞くより、容保突と起ちて、身體を清め、衣服を改め、家老を召して、廣間に
 出で、恭しく内勅を受けて、押し戴くこと二たび、頓て捧讀すれば、

「今日其方召設け由もの、關東の事情檢知、并に大樹處置の勘咎の兩端にて、其方使と
 して下向申付る由に由、尤も攘夷の次第、左も之あるべきに由へども、此頃守護職の
 其方、使として下向の儀、朕に於て好まず由へども、當時の役人并に堂上の風として
 申條言張り由次第、逆も愚昧の朕申出由とも、詮なき事故、申す通りに相成由次第に
 由間、左様承知、領掌の可否は存分に任せ、返答あるべく、決して下向強て申渡由
 所存には之なく由事。」

但し簡様の儀、申由と存知由へば、各々又蜂起由はん間、中庸の商、嘉祥なるべく
 由事、秘々。」

容保の排斥

○會津君臣の感泣

○會津中將の上奏

とあり、聖慮惻愍、誠に感銘の至に堪へず。

容保の守護職として京都に上りてより、鞠躬盡瘁、日夜公武の爲めに心力を勞すること日あり、爾かも奉公の至誠、或は天閥に達せざるやを是れ虞る。

天眼照らさざる所なく、聖聰達せざる所なし、夙に會津の勇武を知り、容保の忠誠を嚮はせ給ひて、事ある時は、之れを藩屏とし、股肱として頼ませ給はんとす、武門の光榮、面目、何物か之れに加ふべき、

「扱も有りがたき大御心かな、死すとも何どか忘却仕つらん。」

容保思はずも感涙に咽べば、居並ぶ臣下亦た皆泣く。

今は何を躊躇せん、容保重ねて表を上つり、

「臣の守護職の命を拜するや、誓うて京師を以て、墳墓の地となさんとす、此地を離るるが如きは、臣の素志にあらず、況や長藩既に戦端を開くの今日、外夷攝海に迫らんも亦た測るべからず、輦轂の下、最も不虞を戒しめざるべからず、一日も此地を離れんことは臣が職掌の許さざるところ、願はくは禁裏付小栗下野守に對して御下命あらせ給はんことを。」

○會津中將始めて激派の毒計を知る

との旨を奏すれば、廷議今は之れを強ふるに由なく、終に容保の請ひを許し、改めて小栗下野守正寧に東下の命を下させ給ふ。

是に於て計りに計りし眞木和泉守の獻策、全く晝餅に歸す、爾かも容保未だ其内情を知らず、一日、正寧黒谷に來りて、容保に向ひ、

「長州人の君を忌むこと甚だしく、如何にもして除去し參らせんと謀り由、今度の事も亦必定彼等の計略に由はん、君若し此地を去り玉はど、天下の事如何に成り行きはんも測るべからず、吳々も御自重あらせ玉へ。」

と語れば、容保始めて激派の毒計なりしを悟る。

至誠奉公の四字は、居常容保の精神とし、本領とするところ、事毎に唯至誠如何と顧みて後ち、實行するを常とす、左れば虎視眈々たる激派も、機の乗すべきなく、終に今回の計略を運らして、失敗するに至りしなり。

三三 鹿兒島の戦争 (一)

長州の外艦を砲撃して後ち、未だ日久しからず、更に英艦の鹿兒島に來寇せし一椿事あり

○英國の要
求三事

り。
生麥事件の起るや、英國代理公使、幕府に對して、下手人を處刑せん事、償金を支拂はん事、薩藩に對して遺族扶助料を要求するに付、其立會として大官を乗艦せしめられん事を求む。

幕府償金は之れを支拂へりと雖も、他の二事は或は拒絶し、或は未だ行はず。

六月十九日、英國代理公使急に此問題を解決せんと欲して、公書を幕府に贈る、其要旨は、

「生麥事件に關して、曩に三事を要求せしと雖も、唯其一事を實行せらるゝに止まり、他の二事は之れを實行せられず、特に大官乗艦の一事は、終に之れを拒絶せられたり。

英國政府は永く此問題を不問に附すること能はず、將さに薩州に對して、罪人の處刑、扶助料の支出の二事を要求せんとす、我が軍艦の拔錨は明後二十一日午後二時に在り、貴國を速かに一士官を乗艦せしめられん事を。」

と言ふに在り、閣老大に驚きて、其處置を議し、兎も角も英國軍艦の出發を引き留むる

に決し、其翌二十日、水野和泉守忠精、井上河内守正直の二人、一橋中納言慶喜を訪うて、其意見を叩く、慶喜

「英國軍艦我が希望を容れて、其出帆を中止すれば可なり、若し強て出發する時は、如何せらるゝ所存なるか、薩州は公邊の御續柄なれば、其儘捨て置かんこと然るべからず、宜しく軍艦を派し、外國奉行、御目付等を遣はして、英國と兵端を開かんこと、皇國の御爲めにも然るべからず、島津家の爲めにも利あるべからず、諸事穩便に計はんこそ然るべけれど、旨を諒されしべし、長州の暴舉を見ては、薩州とてもヨモ快舉とは存ずまじ、公邊より篤と利害を諒されなば、必らず其命に従ひしべし、但し彼れより理不盡の振舞あらば、之れに對して防戦せんことは勿論なり、右に就ては英國軍艦の出帆を差止め、若し聽かずんば、四五日の間、其出帆を延引せしめらるゝこと肝要なり、それには有馬遠江守を横濱に差遣はさるべし。」

と答ふ、二人歸りて、閣老及び若年寄と謀り、慶喜の意見に従つて、有馬遠江守を横濱に派す。

遠江守乃ち馬を驅つて横濱に到り、二十一日、英國公使を訪うて交渉する所あり、公

使、

「然らば今日の出帆丈けは見合せはん、左れども明日午前十時には、必らず出帆すべし、宜しく其れまでに手配せらるべし。」

と答へて、其態度頗る強硬なり、明日午前十時までに手配せんことは到底不可能なり、遠江守尙ほ再三交渉すれば、

「明日は是非とも抜錨すべし、但し海上二三日は猶豫あらん。」

との旨を微言す、遠江守今は奈何ともすべからず、又も馬を飛ばして馳せ歸り、二十三日の曉、江戸に着す。

閑老、遠江守の復命を聞きて、薩州に派遣すべきものを選任すれども、何れも皆辭して應ずるものなし。

○英國艦隊
鹿兒島に向ふ

彼是する間に、英國艦隊既に横濱を抜錨せりとの報あり、今は一刻も猶豫すべからず、慶喜薩藩の家老喜入攝津を邸に招き、急に歸國して幕府の意を傳へんことを命ずれば、攝津謹んで了承し、其翌二十三日、幕府の軍艦に乗じて、薩摩に向ふ。

攝津未だ歸らず、英艦早や既に薩海に入る。

三四 鹿兒島の戦争 (二)

是れより先き薩藩に於ては、英國政府の幕府に迫りて、償金を要求し、更に自國に對して、遺族扶助料を要求する所あらんとすと聞くや、其來襲必ず近きに在るを察し、急ぎ鹿兒島灣内の要所々々に、數ヶ所の砲臺を築きて、防備に充つ。

○英國艦隊
鹿兒島灣に入る

六月二十七日に至りて、果然、英國の軍艦七隻、山川灣より突入し來りて、谷山七ツ島附近に泊す。

沿海諸郷の騒動、鼎の湧くに異ならず、汗馬に鞭うち、輕舸を飛ばして、急を藩廳に報ずるもの頻々相踵ぐ。

鹿兒島に於ては豫てより待ち設けるところ、狼煙一發、警を報ずれば、諸郷の兵士、各々戎器を携へて、城下に入り來るもの、項背相望む。

二十八日、英艦更に進んで、前の濱に來り泊す。

薩州侯島津修理大夫茂久、其父久光と謀り、軍役奉行を旗艦に遣はして、其來意を問へば、提督ウ井ルモット、國書を呈して二事を要求す、即ち

○島津茂久
後ち忠義と
改む

○英國の要
求

「生麥に於て英人を殺害せるものを糺問し、且つ我が面前に於て刑戮を加へらるべし。被害者の遺族に給與すべき養育金二萬五千磅を支拂はるべし。」
と言ふに在りて、回答の期日を限るに三日を以てす、茂久提督其他の上陸を促せども、彼れ敢て應ぜず。
年少氣銳の薩人、聞きて其無狀を憤り、二十九日、遂に短兵突入の策を決す、乃ち英艦の薪水及び魚菜を求むるを幸ひ、之れを贈る爲して、英艦に闖入せんと欲するに在り、是に於て壯士七十人、身を市人に扮して、各脇差一本を携へ、魚菜を小舟に積み、英艦に漕ぎ寄す。
英艦早くも其舉動を疑うて、固く艦中に入るを許さず、折角の策略も、終に水泡に歸し去る。
茂久使者を遣はすこと再三、提督終に上陸せず、依りて書面を贈りて、

「人を害するものを誅するは、我が國法なり、之れを刑せんこと敢て異議なし、然れども下手人踪跡を失して、未だ其所在を知るを得ず、若し之れを獲ば、必ず其刑場を檢せしめん、但し諸侯の行列を妨ぐるは、我國の法禁なり、其罪科の如きは、江戸政府

と貴國と議して、之れを定むるを要す、遺族扶助料の如きは、前件を議定したる後に於て決すべし。」

との旨を答ふ、左れども提督敢て之れを肯んぜず。

七月朔日、天候險惡にして、風勢頗る強く、二日に至りては、暴風猛雨交々臻り、激浪怒濤躍つて陸岸を拍つ。

薩藩の汽船天祐、白鳳、青鷹の三隻、難を避けて重富の海岸に在り、英艦五隻進んで此三汽船を捕ふ、其意之れを質として、扶助料を迫らんとするに在り。

船長五代才助百方争へども、聽かず、直に之れを曳きて櫻島に向ふ。
薩藩の諸士、陸上より望み見て、憤慨止まず、各々切齒して開戦を迫る。

時將さに午ならんとす、開戦の令忽ち下りて、
「夷艦を撃ち攘へよ。」

との命あり、諸士聞いて皆踴躍す、其意氣亦た風雨の如し。

三五 鹿兒島の戦争 (三)

○英艦薩州の汽船を捕ふ
○五代才助後ち友厚と曰ふ

○戦闘愈々起る

忽ちにして轟然たる砲聲、天地に轟く、是れぞ砂揚場砲臺より發射せるもの。續いて辨天波止場砲臺よりも、祇園洲其他の砲臺よりも、皆一齊に砲門を開く、其聲殷殷として百雷の如し。

事、不意に出づれば、英艦の驚駭言ふばかりなし。

既にして櫻島の袴腰砲臺、亦た其背後より英艦バーサス號を撃つ。

○英艦錨索を断ちて走る

バーサス大に狼狽して、錨を抜くの違なく、倉皇錨索を断ちて遁走し、諸艦亦た皆匆々走り去る。

須臾にして英艦又艦列を整へ來り、各と砲臺に向つて猛撃を加ふ。

一艦は屹然として動かさず、専ら諸艦を指揮するものと如し。

他の六艦は何れも回轉しつゝ砲撃す、其威力頗ふる猛烈、我が砲口を撃ち、砲車臺を毀つ、祇園洲砲臺最も多く敵彈を蒙る。

薩藩の諸士、皆殊死して戦ふ、未の刻の頃、我が一彈敵の旗艦に落下すれば、艦長ジョン・ステリング、提督ウ井ルモット以下、皆枕を並べて斃る。

○英國提督艦長の戦死

英艦意氣爲めに沮喪すれども、尙ほ砲撃を繼續すること一刻。

○英艦の退去

未の下刻、敵の榴彈、上町に落下して、火を發し、猛風之れを煽りて、見るく民家を焼き盡すこと數百戸、集成館亦た災に罹る。

薩兵の苦戦益々甚だし、茂久、久光等各と諸陣を巡視して之れを勵まし、士氣復た振ふ。

英艦終に志を得ず、申の刻、櫻島小池村の海上に退き泊す。

三日の午前、風歇み、雨又止む、英艦去つて烏島、沖小島等の砲臺と砲彈を交換し、此

夜七ツ島附近に泊して、艦體を修繕し、四日、横濱に向うて去る。

此役、薩人の戦死するもの、家老川上龍衛以下僅かに十數人に過ぎず、左れども各砲臺

六十餘門の大砲は、殆ど毀損せられて、復た用を爲さず。

英艦は提督、艦長以下の死傷數十人、諸艦の毀損を免かれたるもの、僅かに一艦のみ、

特にバーサス號の錨索を断ち、錨を棄てて遁走せしは、軍事上に於て最も恥辱とするところ。

英艦の先きに長州と戦うて、横濱に歸るや、意氣頗ぶる揚々たり、今は乃ち意氣特に銷沈して振はず。

既にして英人大舉して再び攻撃せんとす、久光交戦の不可なるを察し、金を幕府に借り

て、之れを償ひ、事始めて平かなるを得たり。
凡そ敵艦の錨を奪ふ時は、之れを四方に布告して、我が戦捷を誇るを例とす、英人の錨を請ふに及び、薩藩之れを送り返して、何の報償をも求めず、英人深く邦人の高義を感ず。

英艦去りて後ち、茂久狀を具して戦捷を報ずれば、朝廷直ちに

「去る二日、英艦渡來の處、發砲血戦に及び、趣、歡聞に達し、布告の御趣意を奉じ、二念なく攘斥の段、歡感斜ならず、彌々勉勵之れあり、皇國の武威、海外に輝くべきやう御沙汰の事。」

との御沙汰書を賜うて、其功を賞す。

左れども其れは其れ、此れは此れ、激派公卿の姉小路少將暗殺事件を以て、薩藩を敵視すること尙ほ依然たり。

三六 將軍の奏聞書

攘夷の行ふべからざる事は、幕府の夙に熟知せるところ、其一旦朝命を奉じたるは、唯

一時の權宜のみ、方便のみ、決して真心に出づるものにはあらず。

將軍家茂辭を攘夷に藉りて、歸東せりと雖も、其江戸に歸るの日は、即ち攘夷決行の時にあらずして、却て攘夷延期の時たるや論なし。

果せるかな、小栗下野守正寧の朝命を奉じて歸東すると行違ひに、幕府の使番牧野綱太郎亦た幕命を齎らして西上す。

七月十二日、綱太郎黒谷の旅館に來りて、閣老連署の書翰を呈す、容保披きて之れを見れば、

「攘夷一條、御東下後、早々御取掛り相成るべきの處、當時の人心にては、逆も出來がたく、水戸殿、一橋殿へも御相談之あり、急速攘夷は逆も御六ケしく、萬國の形勢篤と御熟慮之あり、兩公上へ御建白之あり、右に付ては別紙の通り上より關白殿へ御差出しに相成申、就ては貴所様にも御主意柄篤と御了解の上、方今の時勢實に皇國の御一大事故、篤と御熟慮、一方ならず御周旋、何卒御成功相成様、祈願奉り。」
とあり、別紙は即ち將軍親書の奏聞書にして、容保其寫しを見れば、
「今度攘夷の義、水戸中納言、一橋中納言と申談じ、歡慮貫徹仕り様、仰出され、

將軍の奏聞書

○幕府攘夷の延期を請はんとす

謹承仕り、然るに右兩家へ申談じ處、方今海外萬國の形勢、皇國人心の居合方等、熟視詳察仕り、當今の場合、攘夷の儀、輕舉暴動にては、必勝の成算なきのみならず、却て夷狄の術中に陥り、皇國の御恥辱と相成りては、何とも恐入り奉り、内政相整ひ、人心一致仕り、機に臨み、國の力を以て、掃攘仕り、敵慮徹底相成り、仕るべく存じ奉り、就ては攘夷の儀は、一切御委任成下され様願ひ奉り、之に依て水戸、一橋兩家より差出し、書面相添へ、敵覽に入れ奉り、恐惶謹言。

と書き做さる、攘夷の無謀にして行ふべからざるは論なきところ、其主意に於ては、固より敢て間然する所なし。

然れども攘夷の行ふべからざるが爲めに、廟謨を一變せんと欲せば、後見職若くは閣老たるもの自から上京して、大に獻策し、斡旋する所なかるべからず。

然るに事此に出でず、單に使番に命じて、將軍の奏聞書を齎らさしむるに過ぎず、彼の井伊大老直弼の宿次奉書を以て、條約訂結の認可を乞へるの行爲と殆ど擇ぶところなし。斯くては徒らに廷議の沸騰を促がさんばかり、幕府の意旨は到底貫徹すべくもあらず、

容保眉を擧めて、

「關東の有司等、京都の事情に通ぜざるも、程こそあれ。」

と嘆息し、其儘奏聞書を止めて、敢て進達せず、十六日、綱太郎の歸東するに當りて、閣老に與ふるの手書を託し、尙ほ家臣野村左兵衛を遣はして、一橋中納言慶喜及び閣老の上京を促がす。

三七 親征論の勃興

長州の外艦を砲撃せしより、他の諸藩も亦た必ず續々之れに倣はんとは、激派公卿の大に期待せしところ、

「條約破棄すべく、諸港閉鎖すべく、外艦亦た其跡を絶つべし。」

と思惟せしに、對岸の小倉藩を始めとして、他の諸藩は敢て斯かる無謀の舉をなすものなく、皆圓然として音もあらず、激派の公卿は此形勢を見て、其意外に驚けり、

「諸藩は因循なり、姑息なり、大に之れを鞭撻せざるべからず。」

と決し、七月十七日、監察使として東園中將基敬を紀伊に、四條侍從隆詞を播磨に遣は

○激家攘夷を勵ます

し、且つ
「海岸防禦の儀、度々御沙汰の處、往々不備の聞え之ありに付、今度紀州加太浦、播州明石浦へ監察使を立てられ、是まで傍觀畏縮の藩之ある趣に、爾後右様の輩之ありにば、屹度御沙汰、官位を召上げられ、列藩に於ても其心得之あるべく御沙汰事。」

との勅令を下して、大に列藩を威嚇する所あり、越て二十三日、傳奏飛鳥井中納言雅典、野宮宰相、中將、定功の連名を以て、

「別紙の趣、心得の爲め、幕府へ御通達之あるべく、且つ親藩御一列中へも、早々御傳達之あるべく、仍て申入也。」

との書面に、右の寫しを添へて、容保の許に贈り來る。

外藩の諸侯へは、朝廷直接に之を令し、親藩、譜代の諸侯へは、幕府をして之れを傳達せしむ、畢竟公武の疎隔を計るべき激派公卿の術策ならんとは、容保の早くも看破せしところ。

容保の此寫しを江戸に送るや、幕府の有司何れも眉を顰め、諸藩亦た長人に倣うて、外

○幕府攘夷を制す

艦を砲撃するに至らば、國家の累をなさんこと、更に甚大なるべきを慮かり、直に諸藩に對して、

「海陸御警衛の儀に付ては、此程相達し置き儀も之あり、殊に此度京師より仰出され、趣も之あり、萬一非常の節、傍觀畏縮の輩は、官位召上げられ、趣も、仰出され、猶此上海陸警衛充實致させ、隣國應援等兼て手筈行届、様致さるべく、尤も兵事は彼是の曲、直相正し、儀に付、無謀妄動等は勿論、進退攻守とも、指揮を相守り申すべき事。」

との命令を發し、巧みに婉曲の辭を以て、京都の勅令を打消す、其苦心の跡歴々見るべきものあり。

幕府は五月十日の期限、疾くに過ぐれども、攘夷を實行せず、將軍家茂既に江戸に歸れども、又擊攘を執行せず、朝廷外艦の攻撃を命ずれば、幕府乃ち別に命令を發して、諸侯の輕舉を戒しむ。

激派の公卿、今は愈々幕府の攘夷を實行せざるを知りて憤激し、
「此上は朝廷自から攘夷を執行すべし。」

親征論の勃興

と意氣捲く、春來の問題たりし大和行幸の議、是に於てか俄然として其勢力を加へ來る。

三八 御親征問題 (一)

御親征問題は激派の公卿及び諸國の浪士等相呼應して、唱道するところ、終に一大事變
激發の導火となる。

○御親征論
の濫觴

是れより先き、長州の世子毛利長門守定廣將に歸國せんとし、二月十六日を以て、諸國
の志士を嵯峨の天龍寺に招攪す、土州の志士平井收二郎亦た招かれて席に在り、忽ち

「我れ一議あり、將軍家の上洛後、第一に決定すべきは、攘夷の期日を公布するに在り、
之れを實行するには、天子御親征の英斷に出でざるべからず、左れども御親征は容易
にあらず、寧ろ叡山の行幸を以て其前提となさん。」

と發言すれば、肥後の志士轟武兵衛、

「行幸を以て外夷御親征の地歩となすは、最も良計なり、左れども叡山は險難の地、鳳
輦を進むるに便ならず、宜しく賀茂、石清水に行幸あらせて、親しく攘夷の成功を祈
らせ給ふに若かず。」

と説く、滿座皆此議を贊成すれば、定廣

「然らば明日、關白殿下に謁して建議する所あらん。」

と述べ、其翌十七日、直に賀茂、八幡行幸の議を獻じ、尋で二十八日、再び上書して、
御親征の議を獻す。

激派の公卿、此議を贊して、百方奏請するところあり、終に三月十一日を以て、賀茂へ
行幸あらせられ、尋で四月十一日を以て、石清水八幡へ行幸あらせ給ふ。

尋で長藩外艦砲撃の先鞭を着けしと雖も、他の諸藩皆袖手傍觀して、敢て之れに倣は
ず、英國の償金は交附せられ、各港の貿易は繼續せられて、攘夷は終に實行せらるべく
も見えず、

「此上は天子御親征、一舉に攘夷を執行するに若かず。」

と決意し、六月十七日、長州の志士桂小五郎、久留米の志士眞木和泉守等翠紅館に會して

一、攘夷の權を攬る事。

一、親征の部署を定むる事。

一、攘夷使、諫官を置く事。

御親征問題

○桂小五郎
とは木戸孝
允の事

○御親征の建議

一、土地人民の權を收むる事。
 一、蹕を浪華に移す事。
 との五事を決定し、鷄鳴に至りて散ず、會々長州の家老吉川監物、益田右衛門介の二人藩主大膳大夫慶親に代りて上京し、堺町門警衛の任に當る。
 小五郎等乃ち二人をして慶親の名を以て外夷御親征の議を獻ぜしめ、和泉守亦た別に朝廷に建策するところあり。
 激派の首領三條中納言實美首として之れを贊成し、屢々聖斷を下さんことを上奏し、中山大納言忠能、正親町三條大納言實愛も亦た上書して關白に迫る、是に於てか御親征の聲復た盛んに起る。
 抑々天子御親征とは、表面外夷の御親征に在るに似たりと雖も、實は
 「主上先づ大和國へ行幸、神武天皇の御陵并に春日の祠へ御參詣あらせ給ひ、尋で蹕を浪華に移して、畿内五國を定め、更に伊勢に進めて、大廟を拜し、終に大旆を函根に進めん。」
 と計るものにして、鳳輦一たび京都を出でさせ給はば、直に京中を燒夷して、背水の陣

○外夷の御親征

を布かんと欲す。
 外夷の御親征は、即ち關東の御親征にして、其密計今や漸く鋒芒を露出し來る。

三九 御親征問題 (二)

主上常に激派と、長人と相結託して、我意の振舞を事とするを厭はせ給ふ。
 曩に石清水の行幸さへ好ませ給はざりしところ、大和の行幸の如き、更に御心に染ませ給はず、

「此上は薩摩を召して、長州の專横を制するに若かず。」

○召命薩摩に降る

と思召され、六月下旬、密に近衛前關白忠熙を以て、御内意を島津三郎久光に下させ給ふ。
 左れども姉小路少將横死の事ありて、日尙ほ久しからず、久光輕々しく上京するの不利なるを思ひ、公然の召命あるにあらざれば、鹿兒島の地を離るよこと能はざる旨を内奏す、是に於て忠熙及び左大將忠房の父子連名を以て、
 「御親征の儀は、叡慮に出づるにはあらで、眞木和泉守が長藩人と謀りて、此議を企て、

○眞木和泉の獻策五ヶ條

三條中納言以下の堂上等、信用するもの多く、中川宮と余等とを嫌忌すること甚し、和泉の獻策に五ヶ條あり、其一は攘夷の權を執り、不測の辭を以て、敵心を威服し、勅使を下の關に下して、叡旨を諸侯に傳ふべし、其二は親征の部署を定め、在京の兵士を閲し、錦旗革車を作り、假に服色を改めて、戎衣と爲すべし、其三は攘夷使、諫官を置き、公卿三人、諸侯三四人を擧げて、其次官と爲し、以て天下の耳目を新にすべし、其四は土地人民の權を收め、假に稅則を二等に定め、戸部の撰を重くすべし、其五は變輿を大阪に駐め、攝海の兵備を嚴にし、其他要衝の地十ヶ所に關門を設け、許多の大砲軍艦を製造すべしと、余等固より此計の成らざるを知れども、實に憂慮に堪へざれば、速に上京ありて、彼等を挫壓せられんことを望む。」

との書面を贈る、是れ又主上の御思召なりと傳ふ、左れども久光尙ほ持重して、未だ命に應ぜず。

薩藩の士の京都に在るもの、近衛家に就て、公然召命を下されんことを請うて止まず。忠熙父子乃ち中川宮を始め、二條右大臣齊敬、徳大寺内大臣公純等と謀りて、其旨を鷹司關白輔熙に通ず、輔熙浪士の反抗せんことを虞れて、自から其可否を斷ぜず、

「眞木和泉と申すもの、國事掛に信用あり、一應彼の者に尋ねて、御挨拶申さん。」と答へ、和泉守を召して、其意見を問ふ、和泉守は久光召命の眞意を知らず、

「御親征の儀に就て、召させられぬ儀ならば、何の故障もなまじ。」と答ふれば、輔熙始めて意を安んじ、議奏の諸卿と議して奏聞す。

主上は始めより切望せさせ給ふところ、直に御嘉納あらせ給ひて、公然久光の召命を下させ給ふ。

事、不意に出づれば、長人は愕然たり、浪士は駭然たり、其恐慌の狀、宛から自家の眉毛に火の付きしかと思はるとばかり。

四〇 御親征問題 (三)

久光は常に浪士を呼ぶに匹夫を以てするもの、此人若し京都に召されなば、如何なる壓迫を自家の頭上に加へんも知るべからず。

久光の進退問題は、實に浪士の死活問題なり、何事は扱て置きても、先づ久光の上京を妨害し、久光の召命を取消さざるべからず。

○浪士の死活問題

諸國の浪士は、皆一齊に紛起し、各々縁故を辿り、手蔓を求めて、久光排斥の運動に熱中し、狂奔す。

水戸の藩士原市之進、梅澤孫太郎の二人は、鷹司關白輔熙に謁して反對の意見を述べ、更に轉じて二條右大臣齊敬の邸を訪ひ、

「島津三郎上京の儀に就て、専ら御盡力あらせられしやに承はる、是れ如何なる御思召に由や、三郎は諸藩の憎怨を受くること最も甚だし、彼れ若し上京すれば、諸藩の群議忽ちに沸騰し、終には内亂を惹起さんも知るべからず、此儀御承知の御事に由や。」

と詰り懸かる、辭色頗る厲し、齊敬温乎として怒らず、言葉徐かに、

「久光上京の儀に關しては、事情切迫の次第も之れあり、一列協議の上にて、關白へ申入れたるまでの事、採否の權は關白に在り、若し異存あらば、殿下に申入るべし。」と答ふれば、二人

「殿下へは疾くに申上げ由ひしに、當御殿へ申上げよとの御沙汰に依りて、斯くは參殿仕りたる次第、島津三郎御召寄せの儀は、吳々も御見合せあらんことこそ願はしう

由へ。」

と陳ず、齊敬

「久光の召命下りてより、既に二日を経たり、今更之れを變更せんこと、勅命を弄するに似たり、是れ天威を輕んずるものにあらずや、斯くても然るべしと存するや。」

と言へば、西山公以來大義名分を重んじ來れる水戸藩士、復た一言もなくして辭し去る。長州藩士及び眞木和泉守等の面々は、頻りに激派の公卿に迫りて、久光の召命を撤回せんことを求む。

朝命重きか、長命重きか、激派の公卿何の思慮にも及ばず、一も二もなく之れを贊して、皆一齊に鷹司關白輔熙に迫る。

輔熙は夙に長州關白の稱あり、長人にして久光の上京を喜ばずんば、之れを其儘捨て置かんこと、固より本意とするところにあらず。

左れども久光の召命は、中川宮を始め、近衛前關白忠熙、二條右大臣齊敬、徳大寺内大臣公純等一列の協議に依りて決定したるところ、今更勝手に之れを變更せんこと叶ふべからず、

○西山公と
は水戸黃門
光圀の事

「此上は御前に於て評定を遂げ、衆議に依りて可否を決するに若かず。」
と思惟し、終に七月十七日を以て、御前會議を開く、久光の進退は今や益々一大問題となり來れり。

四 御親征問題 (四)

○御前會議

御前會議は愈々開かる。

一方は近衛前關白忠熙を始め、二條右大臣齊敬、徳大寺内大臣公純、近衛左大將忠房等にして、主上の平生御信任最も厚き人々。

一方は鷹司關白輔熙を始め、廣幡大納言忠禮、三條中納言實美、三條西中納言季知以下、世に激家と稱する人々。

甲は即ち薩派にして、乙は即ち長派、雙方の旗幟自から判かる。

主上親しく臨御あらせ給へば、頓て可否の議論は始まれり、

「三郎召すべからず、之れを召さんことは衆意に反す。」

とは長派の熱心に唱ふるところ。

「綸言汗の如し、一たび發したる勅命は、輕々しく變ずべからず。」

とは薩派の強硬に主張するところ、雙方固く執つて相下らず。

長派は始めより陣形を整へて來る、此時、輔熙及び議奏の面々、

「島津三郎の上京は、諸藩の最も好まざるところ、若し強て召させ玉はど、群議忽ち

鼎沸せんこと疑ふべからず、目下諸藩有志の京中に屯在するもの五百人に餘れり、三

郎愈々上京するに於ては、如何なる暴舉に及ばんも測り知るべからず、悲しい哉、

輦轂の下は忽ち流血杵を漂はすの慘狀を呈しはん、斯かる大亂を賭しても、召さざ

るべからずとの意か。」

と威嚇すれば、事情を知らざる忠熙等、皆愕然として驚く、此光景を見て取れる實美、

透かさず御前に向ひ奉つりて、

「島津三郎御召寄せの儀は、天下一大事の基に、速かに御取消しあらせ給はんことを

願ひ奉つる。」

と奏聞すれば、主上大に逆鱗あらせ給ひて、嚴かに

「毎々朕が申出でし儀を、押返しし儀、畢竟綸言汗の如しと申して、一度出でよ、容易

に返すべからざるものなるを、右等毎度違勅に及びぬと申すは、其方共不届と申すもの也、以ての外なる儀に、若し此以後たやすく勅を返すに於ては、朕に於ても位をすべる間、關白并に其方共も辭職辭表致し覺悟之あるべく、其段承知か、左あらば此度申す旨に任すべく、

との旨を仰せ下し給ふ、宸怒の御心、楮表に溢る。

關白以下此叡慮を拜すれども、敢て再思せず、何れも俯伏して、

「叡慮畏まり奉つりぬ。」

と奏し奉つる、これぞ即ち勅命を取消させ給へとの意。

長派の意見は貫徹せり、同時に至尊の勅命は取消されたり、薩派の諸卿は恐懼するに反して、長派の諸卿は意氣自から揚々たり。

尋で議は御親征の問題に移れり。

四二 御親征問題 (五)

御親征の件は、長派の苦心慘澹として經營するところ、輔瀝及び議奏等、

「攘夷の期限は、疾くに經過すれども、關東未だ會て實行仕つりぬはず、此上は聖駕御親征あらせ給ふの外は、此儀如何に。」

と陳ぶれば、忠瀝、齊敬等、

「御親征の儀は最も重大の事件にして、輕々しく決定すべきにあらず、抑々軍事は武臣の任なり、當時在京の諸侯亦た少からず、宜しく先づ之れを召されて、其意見を問はせ給はんこと然るべし。」

と陳す、激派の面々、互に顔を見合せて、

「今時、去る悠長の事が。」

と言ひつゝ冷笑す、主上此議を御嘉納あらせ給ひて、

「其儀最も然るべし、疾く召して諮詢すべし。」

と宣はせ給へば、激派の諸卿今は止むを得ずして、之れに従ふ。

越えて十九日、鷹司關白輔瀝使を馳せて、因州侯池田相模守慶徳、備前侯池田備前守茂政、米澤侯上杉彈正大弼齊憲、福山侯阿部主計頭正方、阿波世子蜂須賀淡路守茂詔等を召し、

○在京の諸侯を召さる

「幕府攘夷の勅を奉ずると雖も、苟且因循、今に及んで實行せず、長州藩既に其端を開くも、諸藩未だ之れに次ぐものならず、此上は主上御親征、親しく大令を發し給ふの外はあらず、宜しく其方略を議して、奏聞あるべし。」
と告げて、其意見を問へば、慶徳

「攘夷の事假りに是なりとするも、主上を始め奉つりて、諸公卿皆兵事を知り玉はず、何とて外夷を攘はれればきや、苟くも御親征あらせ給はんには、先づ武道を講習あらせ給はざるべからず、會津は守護の任として其兵最も多く、某等在京諸藩の兵も亦た少しとせず、宜しく諸藩に御命令あらせ給ひて、其武装を見、其砲聲に慣れ、然る後ちにて御親征の事を議し玉ふべし、今日は未だ其機なりとも存じぬはず。」

と答ふ、實にも砲聲に驚き、烟臭を厭はんやうにては、戰場に臨むべからず、輔瀝之れに従ひて、御親征の議忽ち一頓挫を來す。

長州人の痛憤言はん方なし、益田右衛門介、藩士寺島忠三郎を柳原中納言光愛の邸に遣はして、

「益田右衛門介特に上京して、國家の爲めに御親征を請ひ奉つるも、終に御許容を蒙

○御親征論の一頓挫

むらず、所詮此儘歸國仕つりがたし、此上は關白殿下に参りて、屠腹するの外はは

ず。」
と告げ、例に依つて又も威嚇を試む、光愛大に驚き、急ぎ輔瀝に謁して、其事を述べ

ば、輔瀝
「我れは右衛門介の意見を道理と存ずれども、一同評議の結果、諸侯に謀りしに、因州備前其他皆御親征を可とするものなし、叡慮を伺ひ奉つれば、主上許させ給はず、諸侯に詢れば、彼等又贊せず、今は我が力に及びがたし、假令右衛門介屠腹するとも、我れに於ては奈何にも詮術なし。」

と答へて、當惑の色、一面に呈はる、光愛其由を通ずれども、右衛門介敢て屠腹すべき氣

色もなし。
長人及び浪士の運動は俄に激烈を加へ來れり、十九日の夜、浪士四五人、徳大寺内大臣

公純の家臣滋賀左馬允を襲うて之れを殺し、他の浪士七人、亦た二條右大臣齊敬の諸大夫北小路治部少輔の宅を襲ひしも、不在の爲めに其志を達せず。

是れより近衛、二條、徳大寺の諸家に對し、或は投書を爲し、或は張紙を爲して、脅迫

○切腹は御勝手

○浪士の暴擧

すること頗々たり。
激派の公卿又た之れと通謀して、中川宮及び容保等を排斥せんとす。
容保排斥の密計は、早くも馬揃天覽の事に依りて經畫せらる。

四三 馬揃の天覽 (一)

主上會津の武力を閑し給はんと思召さるよこと日久し。
因州侯池田相模守慶徳、御親征の議を不可として、先づ會津及び在京諸藩の閥兵を行はせ給はんことを獻言するや、主上直に之れを嘉納あらせ給ひ、七月二十四日、傳奏飛鳥井中納言雅典を以て、
「来る二十八日、御所建春門前に於て、馬揃觀覽、雨天順延の旨仰出されぬ。」
との旨を容保に降し給ふ。
激派の公卿、平生容保を忌憚すること最も甚だし、在京諸侯を召して、御親征の議を諮詢するに際しても、故らに容保を除きて召さず、故に容保未だ其事由を知らず、家臣を遣はして、

「馬揃とは如何なる御趣旨に由や。」
と質せば、雅典

「一口に言へば、訓練の小なるもの、即ち甲冑を著し、軍器を帶し、陳形を張りて、進退分合の形を演ずるに在り。」

と説明す、即ち今の演習の小の小なるもの、家臣歸りて此旨を報すれば、平生謹嚴の容保忽ち眉を擡めつと、

「天子武を閑し給はんこと、固より不可なる所なし、去りながら此人心不安の時に當り、御所の御傍に於て、戎器を執りて、武事を演ぜんこと、決して祥事にあらず。」

と思惟し、更に野村左兵衛を遣はして、
「御所の御近間に於て、兵器を弄せんこと、假令ひ操練と雖も、甚だ恐れ多し、御再思ありて然るべきか、若し止むを得ずんば、簡單に操練の形容をなすに止めははん、戎衣を用ひんこと然るべしとも存せず。」

と請へば、傳奏

「主上痛く此儀を樂ませ給ひて、只管其日の至るを待たせ給ふ、異議なく御受けありて

○發銃拔きの操練

然るべし。」
 と強ゆ、容保此上は止むを得ずと思惟して命を奉じ、且つ練兵に關する必要の條項を列記して、承諾を求む、傳奏之れを見て、小銃を空發し、及び大砲に裝藥填丸の狀をなすを禁ず、其狀頗る嫌忌するものゝ如し。
 容保又家臣松坂三内を豊岡大藏卿隨資の邸に遣はして、
 「何故に小銃の空發を禁ぜらるゝや、斯くては操練の精神を失ひはん、寧ろ爲さざるに若かず。」
 と言はしむれば、隨資
 「會津藩士は勇悍なり、或は勢ひに乗じて、實彈を發せんことを恐るゝなり。」
 と答ふ、容保は始めより宮闕附近に於て、戎事を演ずるを欲せず、何とて實彈を發射するが如き不謹慎の事をなすべきや、隨資の答ふところは、一時の遁辭、實は悠長なる長袖者流の本色、銃聲を恐れ、烟臭を嫌ふが爲めなりと聞くに及んで、何れも
 「斯かる勇士の、能くも御親征の議を主張せらるゝものかな。」
 と評しつゝ、皆啞然として大笑せざるはあらず。

容保乃ち甲冑操練の作戰經畫、及び之れに關する規則を定め、家臣山崎小助に命じて、令を諸隊に傳ふ。
 諸士皆意氣躍如として、當日の來るを待ち構ふ。

四四 馬揃の天覽 (二)

既にして二十八日は愈よ來る。
 今日馬揃天覽の日なり、會津の諸隊、盡く武裝して集合地點に集まる。
 左れども朝來降雨あり、豫ての仰出されに依りて、明日に延引すべき旨の命あり。
 二十九日も又雨降る。
 諸隊再び集合地點に集まりしも、又順延の命に接して引き去る。
 晦日も又復た雨降る。
 今日も亦た順延の命ありしに、巳の刻の頃に至りて、突然
 「今日馬揃御覽遊ばさる、早々其用意に及ぶべし。」
 との命あり、御所に詰め居たる會津藩士鈴木多門大に驚き、

○不意に天覽の命令下る

「一旦順延と仰出され、今に至りて斯く俄かに御變更あらせむとも、即時に用意を整へんこと叶ふべくもはらず、御延引の儀こそ願はしうはへ。」
と請へども、傳奏

「此儀は主上の御思召に出づるもの、延引の儀は決して相叶はず。」

と答へて、其意に應ぜず、多門馳せ歸りて、此趣を報ずれば、原政之進

「然らば我れ今一應伺ひ見ん。」

と言ひも敢へず、直に馳せて御所に到り、

「只今斯く急に仰出されむとも、早速用意の整ふべきものにははらず、左れども強ての

御命令とあらば、御受け仕つらざるにあらず、唯操練夜に入りはべく、暗夜と言ひ、

特には雨夜にはへば、所詮分明に天覽あらせ給はんこと叶ふべからず、斯くては折角

の催しも詮なき次第にははん。」

とて、其徒勞に屬せんことを説く、傳奏尙ほ應ぜず、更に

「雨天に拘はらず、馬揃御覽遊ばされ度く思召しは間、人数減少致しむとも苦しからず

に付、即刻練出しは様仰出されむ。」

との御沙汰書を賜ふ、今は退引ならず、政之進馳せ歸りて此由を報ずれば、容保自若として駭かず、

「今日相催ほせよと仰せ出されたるか、然らば疾く諸隊に觸れ示して、諸事豫て申

付くる通りに致せ、操練夜に入りては、天覽も御六づかしからん。」

と告げて、即時に命令を諸隊に傳ふ。

會津の兵營地は、黒谷、眞如堂、百萬遍、鞍馬口等に在り、此突然の急命に接すれども、

敢て慌てず、咄嗟に武装を整へて、集合地點に到る。

集合地點は凝華洞なり、容保既に來りて此處に在り、身には甲冑を著して、上に陣羽織

を纏ふ、是れぞ即ち恩賜の御衣を以て仕立てたるもの。

諸兵盡く集まりて、準備全く調ふ、操練今や是れより始まらんとす、時に申の刻を過

ぐ、蕭條たる秋雨尙ほ止まず、冥濛たる暮色早や既に來る。

四五 馬揃の天覽 (三)

此日、建春門の北數十歩の所に、高く天覽所を設く。

馬揃の天覽

○凝華洞とお花畑の事

○初度の操練

二階は主上及び親王の御座とし、階下は准后、御息所、宮家の御席とし、少しく下りて二十餘間の假屋を設け、之れを關白、公卿、殿上人及び在京諸侯の陪覽席と定む。容保馬上に塵を采つて、一聲號令を下せば、諸隊肅然として整列し、再び命令を下せば、諸隊再々として動く。降雨を衝きて活動し、泥濘を踏んで馳騁す、一進一退、臂の指を使ふが如く、一緩一急、造父の馴馬を駕するが如し。場中を一週し了れば、天全く昏る、諸所に篝火を焚きて、暗を照らす、火光甲冑に映じて、燦々として晃めく、光景悽慘、眞に實戰に臨むの概あり、戌の刻に及んで、傳奏を以て左の御沙汰あり、

「雨天の上、夜に入りて、人數ども嘸大儀に半、依て今日御用捨遊ばさる、夜中物の綾目も相分らず、一方ならず残念に思召は、猶近日御覽遊ばされは、日取の儀は追て仰出されは。」

容保乃ち敬禮を行ひ、諸隊を率ゐて、肅々として退く。此日、大雨にも拘はらず、且つ一旦順延の命ありしにも拘はらず、不意に天覽の命あり

○又しても浪士の密計

しもの、全く肥後の志士 轟 武兵衛の

「會津は雨天順延の命に接して、必ず油斷仕つりはん、機乗すべし、宜しく不意に馬揃を命じ玉ふべし、若し命に應ぜざるか、假し命に應ずるとも、充分に人數を揃ふる能はざらんには、武備不整頓の罪を鳴らして、京都守護職を免じ玉ふべし。」

と説きて、激派の公卿を動かしたる結果に外ならず。

然るに容保咄嗟に大兵を集めて、雨を衝き、夜を冒して、演習を行ひ、些の遺算なく、缺點なし、主上益々容保の信頼すべきを思召され、八月二日、命じて容保を召させ給ふ。容保時に感冒の氣味あり、中條中務大輔信禮代つて參内すれば、傳奏飛鳥井中納言雅典を以て、

「一昨日、馬揃順延の旨、御沙汰の處、御覽あるべき仰出されに依つて、早速陣列相整へ、叡覽に備へ、御満足に、從來軍備熟練御感に、之に依つて目錄の通下賜は事。」

との御沙汰あり、大和錦二卷、白銀二百枚を賜ふ、容保天恩を拜謝し、其賜金を士卒に頒つ、士卒亦た皆感激せざるはなし。

馬揃の天覽

○優渥の恩賞

○主上の信
頼益々厚し

此日、雅典の雜掌本多左京、黒谷に來り、密に公用人に面會して、
「此度馬揃叙覽の儀、雨天にハはど、日送りの筈にハ處、俄に御模様相替り、形の如き
大軍出陣、聊か遲滯なく、火急に差出ハ儀、兼て武備十分に行届き、事に臨み、差支
なき段、深く御頼母しく思召されハ儀に付、此段極内々に申入れ置ハ様、中納言殿申
付けられハ間、各々方迄申入れハ間、御申上げ成されハやう。」
との密命を傳ふ、武兵衛等激派の公卿と謀りて、容保を陥れんと欲し、却て主上の御
信任を受くるの機會を得せしむ。
是に於てか益々密策を弄して、容保を排斥せんことを力む。

四六 再度の天覽 (一)

雨中の馬揃、夜中の操練は、主上の特に御遺憾に思させ給へるところ、八月三日、重ね
て左の御沙汰あり、
「此間の馬揃夜に入り、一通りならず御残念に思召されハ間、明後五日、叙覽仰付けら
れハ間、卯の上刻、御花畑本地へ到着、巳の刻、相始めハ様仰出されハ。」

○再度の操
練

且つ特に空銃を發することを許さる、容保の光榮言ふべからず、今次は最も壯觀、最も
莊嚴に執行して、天覽に供へ奉つらんことを期す。
五日は幸ひに晴天なり、容保寅の中刻を以て、騎して凝華洞に到る、身には紺糸絨の鎧
を着して、上に恩賜の大和錦をもて造りたる陣羽織を被り、頭には金の鍬形打つたる龍
頭の冑を戴きて、金の太刀を佩き、金の采配を執る、威風特に凜然たり。
定刻に至れば、諸隊皆悉く集まる。
第一の螺聲と與に、軍装を結束し、第二の螺聲と與に、隊伍を編制し、第三の螺聲と齊
しく、全軍縦隊を作つて、凝華洞を發し、南門前より右折して、唐門前を過ぎ、宮闕の
周圍を一周して、建春門前の北方に駐まる、此處ぞ即ち天覽の處。
建春門前の南方は、敵軍の假設陣地にして、我軍の之を撃退するに擬するもの。
既にして主上天覽所に臨御あらせ給ひ、親王以下悉く隨從させ給ふ。
容保時に一聲號令を下せば、全軍旗銃弓槍を後方に伏せ、何れも皆甲を脱して軍禮を行
ふ、儀容森然又肅然。
容保使番を馳せて、天覽所に遣はし、中條中務大輔信禮に就て、操練開始の旨を奏し

再度の天覽

奉つる。

忽ちにして白地黒横筋の幌武者、馬を馳せて、諸隊に向ふ、是れぞ使番の軍令を傳ふるもの。

諸隊は早や活動を始む。

第一先鋒は井深茂右衛門之れを率ゐ、第二先鋒は内藤近之助之れを率ゐて、中央の地に進み、遙かに敵の陣地に面して、陣を布く。

中軍續いて其後方に陣すれば、遊撃砲隊亦た進んで、其左側に備ふ。

中軍は即ち元帥たる容保自から之れを統ぶるもの、軍事奉行西郷十郎右衛門以下之れに從ふ。

銃隊眞先に在り、弓隊之れに次ぎ、甲士之れに次ぎ、徒士又之れに次ぐ、元帥中央に在りて、持筒、長柄及び持弓、小性其左右を衛り、供番其後に備へ、軍事方、番頭、軍事奉行、輿力、金鼓方等又其後に控ゆ。

馬前には白地に黒葵章の纏、同じ長幟十旒、五色の信號旗、金の參内傘の馬表、日輪と稱する小馬表及び加茂皇大神、正八幡の二旗を樹つ。

參内傘の馬表は、藩祖正之の其參内せし時に用ひたる傘に摸して製作し、子孫に傳へて、勤王の須臾も忘るべからざるを遺訓したるものなり、子孫及び臣下の此馬表に對するもの、皆靡然として盡忠報國の志氣を起さざるはなし。

諸軍の陣形全く整ふ。

忽然として中軍より螺聲を發すること三たび、全軍之れに應じて大鬨を發すること又三聲。

既にして鉦聲起れば、全軍一齊に坐し、將士亦た馬を下りて、胡牀に踞す。活劇今や將に起らんとし、全軍の意氣頓に振ふ。

四七 再度の天覽 (二)

須臾にして進撃の令下る。

先鋒の兩隊長、馬を陣頭に進めて指揮すれば、銃隊馳せて敵前に進み、咄嗟に横陣を布くこと二列。

前列先づ銃を發すれば、後列起つて前列の間に進み、又同じく銃を發す。

再度の天覽

前列又進んで發銃すれば、後列も亦た前の如くに進んで銃を放つ。

兩隊線懸りに進むこと數回、物頭機を見て、サツと扇を揚げつゝ、本隊を磨く。

鏐々たる鼓聲と齊しく、先鋒の本隊、躍如として起ち、將長は馬に跨り、甲士は槍を

操つて、曳々聲を發して前進す。

鼓聲の起ること三度、鬨聲の起ること又三度、步調、聲調、緩急相應じて進む。

本隊既に近づく、二列の銃隊サツと合して、一列となり、白布を以て銃を肩に釣りつゝ、

折り敷く。

本隊愈々來れば、銃隊一齊に起つて、本隊に合す。

螺聲愈々急にして、步調更に急なり。

忽ちにして敵前に近づくこと數十歩、銃隊ドウと丸を發すると齊しく、銃を背に廻はし

て、サツと刀を抜く。

甲士銃隊を踰えつゝ、烟中より突貫して敵を衝く。

忽然として建春門の南隅より、一發の號砲起る、是れ敵軍の優勢を示すもの。

我軍忽ち敗れて、旗幟を伏せ、銃卒を中に圍んで、圓陣を作り、將長、甲士、交々殿戰

して退く。

中軍遙かに望み見て、急螺聲々、進軍の令を下せば、全軍鬨を發すること曳々、其聲遠

く碁に響く。

信號旗一振り、二振り、振らるゝと見る間に、左右の兩隊ドツと前進し、遊撃砲隊又左

側より敵の右側面を砲撃す。

先鋒の兩隊、亦た大呼して軍を返し、金鼓を鳴らし、旗幟を翻へし、中軍と合して一列

となり、奮然として敵陣に迫る。

敵兵少しく退く(假設)

銃隊一齊に射撃すれば、甲士槍を揮うて突貫す。

敵軍尙ほ頑強に防ぎ戦ふ(假設)

隊長鉦を鳴らすこと聲々、急に軍を收めて、繰引きに元の陣地に還る。

中軍更に令を下し、第一先鋒を以て、第二先鋒とし、第二先鋒を以て、第一先鋒と定む。

兩隊咄嗟に位地を變ず、隊伍井然として紊れず、乃ち鉦を鳴らして休憩を命ず。

須臾にして前進の令又降る。

先鋒の兩隊、又各と銃隊を進め、線懸りに進んで、戦ひを挑む。既にして又線引きの法に依りて、且つ戦ひ、且つ退く、是れぞ即ち敵兵を誘致せんとするの策。

銃隊退きて本隊に合すれば、中軍より幌武者二騎、轡を並べて、馳せて敵前に進み、忽ちにして輪乗すること數回、是れ急撃の時期を報ずるの合圖なり。それと見たる中軍、螺を鳴らし、旗を振りて、前進を令すれば、先鋒亦た鼓を過ち、螺を吹きつゝ奮進す。折りしも號砲又轟然として起れば、兩隊兵を交へず、又も圓陣を作つて退く。我軍二たび戦うて、二たび敗る。

四八 再度の天覽 (三)

中軍それと見るより、急に令を下して、左右兩翼に應援を命ず。遊撃砲隊は左側に進み、弓隊は右側に進み、各と砲を發し、矢を放ちて、敵軍を防ぐ。先鋒の將長、麾を揮うて反戦を命ずれば、四隊鋒を列ねて、敵に迫り、甲士亦た槍を揃

へて突貫せんとす。

敵は尙ほ優勢なり、號砲又も起れば、四隊又忽ち崩れて却走す。

此時、中軍の鼓聲、螺聲、雜然として起れば、全軍大鬨を發しつゝ、猛然として進み、

諸隊又一齊に返り撃つ。

各と銃を發し、矢を放ち、槍を揮うて突貫す、其勢ひ猛且つ烈。

勝ち誇りたる敵軍、忽ち逡巡すれば、我軍の士氣俄然として振ふこと百倍。

鉦聲起りて、軍容頓に整ひ、螺聲響きて、將校皆馬に跨る。

容保馬を陣頭に進めて、サツと采を揮ること一再、是れぞ即ち追撃の令。

隊長又采を揮れば、全軍曳々大鬨を發すると齊しく、驀然として總進撃を行ふ、其狀宛

がら怒濤の寄するが如く、壯觀、偉觀、譬へんに物なし。

主上 此光景を御覽あらせて、突と御簾を上げさせらるゝこと六七寸、半ば玉體を露は

しつゝ、熱心に御覽あらせ給ふ、龍顏殊に麗はし。

我軍今や大に勝てり、中軍忽ち鉦を鳴らして、軍を收む。

諸隊井然として整列し、聲を揃へて凱歌を發すること三たび、意氣堂々として元の陣地

練 ○諸藩の操

に復す。容保使番を馳せ、再び中條中務大輔信禮に依りて、操練の結了を奏し、諸隊肅々として凝華洞に還る。

此日、阿波、因州、備前、米澤の諸藩、警衛の任を承はる、亦た各々操練を行つて、天覽に供し奉つる、左れども其盛觀、會津に及ばざること遠し。

頓て容保に對して、甲冑の儘、參内すべしとの命あり。

容保乃ち建春門より參内し、御車寄なる帷幕の中に入る、容保は胡牀に凭り、家老横山主税は圓座に坐して侍し、其餘の從士は帷幕の外に控ゆ。

時に日全く昏る、御車寄の外には、大提灯を兩側に立て列ね、其次には篝火を焚く、火光煌々として白晝の如し。

既にして容保導かるゝ儘、階下に進みて恭しく拜跪す、是れ武臣に謁を賜ふの古例なり。

御簾の前には、二人の兒左右に並ぶ、傳奏飛鳥井中納言雅典、

「今日操練觀覽に入れ、苦勞に思召し、何れも熟練、御感に也。」

との勅説を傳へ、水干、馬具、黄金三枚を賜ふ。

容保天恩を拜謝して退き、今日の光榮を其祖廟に報告す。

馬揃の天覽首尾よく終る。

容保の杞憂空しからず、宮禁外に武事を演じて後ち日久しからず、更に實彈を發して、宮闕を侵し奉つれる一大不祥事こそ起りけれ。

四九 中川宮の排斥

馬揃天覽の機に乗じて、容保を陷害せんとせし激派の公卿、更に術策を弄して、中川宮をも排斥せんとす。

宮は主上の御信任最も厚し、平生薩州に親みて、長州を喜ばせ給はず、穩和の意見を懐かせて、激派の言動を好ませ給はず、激派及び長州の爲めには、實に眼上の瘤なり。

三條中納言實美、益田右衛門介、眞木和泉守等、内外相呼應して御親征論を鼓吹し、終に旨を矯めて、詔勅を發せんと欲す。

顧みて宮の威望を憚かりて、敢て發せず、其過失を擧げて排斥せんと計り、飛耳張目、

頻りに宮の御舉動を窺ふ。宮早くも其奸謀を察して、小心翼翼、其言動を慎ませ給へば、激派の公卿復た乗すべきの機なし。

「此上は宮の攘夷の先鋒たらんことを請はせ給へるを幸ひ、鎮西の鎮撫使として京都を遠ざけんに若くことなし、長州は小倉の己れを援けざりしを怨み、朝命を得て之れを討たんと欲すること久し、宮の長州を過ぎらせらるゝを機とし、之れを要して小倉を討たんか、誠に一舉兩得の策なり。」

と決し、八月八日の夜、徳大寺中納言實則、烏丸侍従光徳の二人を、宮の御邸に遣はして、

「此度鎮西の鎮撫使として、中國、九州に御差遣あらせ給はん御内勅に、速かに御受けあるべし。」

との旨を傳ふ、宮

「鎮西は動搖せざるに、何の爲めの鎮撫なりや。」と問はせ給へば、二人

「攘夷の處置をなさしめんとの叡慮に外ならず也。」

と答ふ、宮一旦御請けありしと雖も、忽ちに激派の術策なるを看破せさせ給ひ、翌日

「攘夷の先鋒は、尊猷の請へる所なりと雖も、筑紫の鎮撫の如きは、能する所にあらず。」

との旨を以て、之れを辭させ給ふ。

左れども激派の公卿は、飽までも宮を敬遠せんと欲し、十三日、重ねて長谷三位信篤を宮の御邸に遣はして、九州鎮撫使任命の勅旨を傳ふ、宮

「此上は参内の上、親しく叡慮を伺ひ奉つりて後ち、御受けせん、但し今は御神事中なり、法服にして謁見せんは憚りあり、御神事の終るを待ちて参内すべし。」

と答へて、信篤を還へし給ふ。

此日、突如として大和行幸の詔勅出づ、宮其輕舉に驚きて、内情を探らせ給ひ、早くも激派の專斷に出づるを知つて、慨然として匡救の御志あり、今や宮の天顔に咫尺して後ち決せんと答へ給へるもの、蓋し大に深意の在るあり。宮の参内謁見せさせ給ふの日、果して如何なる風雲をか捲き起し來る。

○激家中川宮を遠げんとす

五〇 御親征の發令

激派の公卿及び志士等の計りに計りし大和行幸の議は、八月十三日を以て、突如として發表せられ、殆ど迅雷耳を掩ふに違あらざるの觀あり。

久しく行き悩みたる御親征論の斯く俄かに決定したるもの、抑々故あり。

先きに幕府の上表して攘夷の御猶豫を請ひ奉つるや、容保其朝議を激せんことを虞れて、敢て捧呈せず、家臣野村左兵衛を江戸に遣はして、一橋中納言慶喜の將軍家名代として上京せんことを促がす。

慶喜既に後見職の辭職を奏請せるの故を以て、之れに應ぜず。

然るに朝議其辭職を許さず、且つ速かに上京せんことを促がす。

是に於て慶喜亦た意を留職に決し、近日上京すべき旨を容保に報ず。

容保乃ち鷹司關白輔廬に就て、其由を内奏し、鶴首して慶喜上京の日を待つ。

激派の公卿及び長藩の志士等、此事を聞きて、大に心を焦らち、

「一橋にして上京せんには、形勢復た如何に變化するやも知るべからず、先んずれば

人を制す、其上京するに先だちて、早く大和行幸の議を執行するに若かず。」

と決して、頻りに密策を弄す。

其事漸く民間に漏るれば、何れも變亂不日に起らんことを憂ひて、民心又もや恟々たり。

容保人を八方に派して、其眞偽を探らしむれば、此處には錦旗製作の命を蒙むれる事實

あり、彼處には刀槍製造の注文を受けたる實證あり、特に加賀、薩摩、長門、肥後、土

佐、久留米の六藩に課するに、軍用金十萬兩を以てせられしとの風説あり、

「扱は愈々事實に相違なからん。」

と思ふ間もあらせず、果然、八月十三日に至りて、傳奏飛鳥井中納言雅典より、

「今度攘夷御祈願として大和國行幸、神武帝山陵、春日社等御拜、暫く御逗留、御親征

軍議在らせられ、其上神宮行幸の事。」

との御沙汰を容保に傳へ、尙ほ在京諸侯へも傳ふ。

公武協和の道、今や愈々斷へなんとす、上下皆愕胎たり。

會津の諸臣は何れも憤慨せざるはなく、激昂せざるはなし、相率るて容保の前に出て、

「此上は京都守護の要とてもははず、疾く御辭職あらせ玉ふべし。」

御親征の發令

と諫むれども、容保は先きの日、内勅を拜受してより、深く聖慮のあるところを察し奉る、

「是れも亦た激家の術策なり、決して眞の勸慮にあらず。」

と信すれば、諸臣に對して、

「待て、暫し待つべし、今慌つるところにあらず。」

と慰撫して、泰然として動かさず、急使を江戸に發して、此旨を報ず。

刀、既に室を脱す、此末如何にして收まるやらん。

五一 天誅組の活躍 (一)

大和行幸の詔勅愈々下る、諸藩の志士之れを拜して權呼止まず。

先に長州に脱したる中山前侍從忠光、此頃還つて京都に在り、土州の志士吉村寅太郎、

參州刈谷の志士松本謙三郎等之れを擁して先鋒たらんと欲し、密に忠光を訪うて其意を

語れば、是れも亦た奮然として諾し、其翌十四日、一書を三條中納言實美、東久世少將

通禧、烏丸侍從光徳に贈りて、

○松本謙三郎奎堂と號す
○中山忠光大和行幸の先鋒たらんとす

「今や御親征の廟謨此に決す、何の喜びか之れに若かん、左れども形勢の變化測るべからず、若し曠日彌久せば、此千載一遇の好機を逸せん、請ふ先づ大和一國を定めて、變興を迎へ奉らん。」

との旨を告げ、檄を傳へて、同志を方廣寺大佛の境内に集む。

○中山忠光以下大佛に會す

此夜、來り會するもの、寅太郎、謙三郎を始めとして、土州の志士池内藏太、上田宗兒、那須信吾、安岡嘉助、島浪間、伊吹周吉、土居佐之助、森下儀之助、田所騰次郎、安岡奔太郎、森下幾馬、前田繁馬、楠目清馬、鍋島米之助、島村省吾、澤村幸吉、參州刈谷の志士兵戸彌四郎、伊藤三彌、因州の志士磯崎寛、石川一、筑前の志士吉田吉藏、肥後の志士竹志田熊雄、肥前島原の志士尾崎濤五郎、保母健、常陸下館の志士澁谷伊與作、久留米の志士鶴田陶司、酒井傳次郎、小川佐吉、中垣健太郎、荒卷羊三郎、江頭種八、半田門吉等總て三十四人、皆

「我等先づ大和一國を定めて、乘輿を迎へ奉つり、更に征旆を函嶺に進めて、關東討伐の先驅とならん、生きては勤王の魁となり、死しては忠義の鬼となるべし。」

十五日、八軒屋に達して上陸し、江戸堀常安橋の船宿坂田屋に投ず、同士陸續として來り集まる。

此日の黄昏、二隻に早舟を僦うて、之れに分乗す、舟子多く武器を載するを見て怪しむ色あり、寅太郎

「我等は長州に差下さるべき勅使の先手なり、早々出帆すべし。」

と命じて、安治川口を下る、船番所の小吏來り檢して、氏名を問ふ、寅太郎聲に應じて、

「上杉謙信。」

と呼ばれば、池内藏太亦た

「武田信立。」

と叫ぶ、小吏辟易して復た問はず。

既にして天保山のほとりに到る、時は維れ中秋、仰いで天を見れば、月明かに星稀れに

して、烏鵲南に飛ぶ、曹孟徳にあらずと雖も、誰れか槩を横へて詩を賦するの概なから

ん、謙三郎聲高らかに

追風に月のいざよふまも待たず

と口吟すれば、忠光又

はや乗りぬけよ木津川の口

と廣く、喝采の聲、満舟に湧き、士氣爲めに大に振ふ。

是に於て一同更に警を切つて、家國に盡さんことを誓ひ、命じて「天誅組」と曰ふ、

忠光徧ねく軍令書を頒ちて、固く亂暴狼藉を戒しむ。

既にして舟、海上に出づ、寅太郎舟子に向ひて、

「船中俄に泉州への御用出來せり、疾く堺に向へよ。」

と命ずれば、船首一轉、忽ち左手に向つて駛す。

五二 天誅組の活躍 (二)

舟の飛ぶこと矢の如し、夜半過ぐる頃、堺の濱に達して、舟を岸上の楡樹に繋ぐ、十六

日の天明、旭橋畔の濱地上陸して、櫛屋町の旅亭扇屋より取寄せたる行厨を喫し、終

りて各々甲冑を着し、戎器を携へ、堂々隊伍を組んで發す。

奈良街道を目口筋に出で、高野街道を河内に入り、南河内郡の狭山に達して、法安寺に

○天誅組と稱す

○天誅組泉州に上陸す

此度は北條相模守氏恭の領地なり、吉村寅太郎、磯崎寛の二人、忠光の命を以て、氏恭を召す。

氏恭病と稱し、家老二人を法安寺に遣はして、其所用を質す、忠光二人を延見して、言葉厳かに

「此度主上御親征、躬自から醜夷を攘はせ給はんとす、忠光畏くも勅を奉じて、大和に入り、義兵を募りて、乗輿を迎へ奉つらんと欲す、相模守にも早々人数を率ゐて、馳せ參ぜらるべし、我等は是れより富田林に赴きて、水郡善之祐の宅に宿すべし、可否共に彼方へ返答あるべし。」

と告げ、直に衆を率ゐて發す。

○水郡榮太郎後ち名を長義と改め檢事に任ぜらる

河内の志士水郡善之祐、其子榮太郎、長野一郎、竹林八郎、田中楠之助、島川清三郎、辻郁之助、杜本傳兵衛、東條昇之助、内田耕平等東道たり、榮太郎時に年纒かに十三。未の刻、富田林の附近二十山村に着し、善之助の陣所に入る。急に菊花章の旗一旒及び同じ幟一本を作り、夜に入りて成る。

忠光乃ち大和に向はんとす、會と氏恭の家老二人、馬を驅つて馳せ來り、

「貴諭の趣了承仕つる、主上御親征の御砌は、氏恭何時たりとも御供仕つりぬはん。」

と答ふ、忠光一馬を借りて之れに跨り、復た衆を率ゐて發す、時正に子の刻、月光皎々として晝の如く、雁陣亦た天に横はつて飛ぶ。

十七日の味爽、三日市の本陣に達して小憩し、夜の明くるを待ちて、更に川上村の觀心寺に到る。

此寺は楠木家の菩提寺にして、其妻孥の避難所に宛てたる所、後村上天皇亦た一時行在所に宛てさせらる、寺域廣濶にして、中に天皇の御陵あり、楠公の首塚あり。

忠光衆を率ゐて、恭しく御陵を拜し、更に首塚に詣で、

「建武中興の大業は、公の先驅に依りて成る、忠光不敏と雖も、亦た勤王攘夷の先驅たらんと欲す、英靈願はくは冥助を垂れ玉へ。」

と黙禱し、終りて甲冑一領を獻ず、寺僧亦た飯を一同に饗す。

此日、備前の同志藤本津之助、大津の同志池田健太郎の二人、京都より來り會す。津之助は吉村寅太郎、松本謙三郎の二人と與に總裁として重望あるもの、志氣爲めに振

○天誅組楠公首塚を拜す

○藤本津之助鐵石と號す

忠光更に進んで河内、大和の國境に抵る、山上より俯瞰すれば、五條の代官所眼下に在り。衆皆見て踴躍し、襲撃の議立ちどころに決す。

五三 天誅組の活躍 (三)

抑々五條の代官は鈴木源内と言ひ、元締長谷川岱助、手附木村祐次郎、手代恒川正次郎等と與に、權威を振ひ、重斂を行ひて、下民を虐ぐることを少からず。特に十津川の郷士田中主馬造、野崎主計、前田雅樂等の上京を扼止せることあるを以て、志士の之れを憎惡すること最も甚だし、是に於て衆皆「イデヤ義舉の手始めに姦賊源内を誅して、軍神の血祭となさん。」と勇み立ち、直に部署を定めて、山を下る、暮色既に蒼然たり。洋銃隊長池内藏太、和銃隊長半田門吉は、表門より向ひ、槍隊長吉村寅太郎、副長上田宗兒は裏門より向ふ、忠光亦た馬を裏門の前に立て、戰を督す。

○五條代官は奈良奉行の配下なり

○鈴木源内殺さる

○平岡鳩平とは男爵北島治房の事

内藏太、門吉の二人、幕地として表門より突入し、左右に分れて奮進す。宗兒亦た呐喊して裏門より闖入すれば、源内大に驚き慌て、塀を越えて逃走せんとす。宗兒は文武に長じ、最も槍術に達す、イキナリ躍り懸つて引き据ゆれば、島浪間馳せ來りて、其首を斬る。内藏太及び森下幾馬、田所騰次郎等亦た長谷川岱助、木村祐次郎等を斬殺し、金穀家財を收めて、廳舎を焼き拂ひ、進んで眞言宗櫻井寺に陣す。此日、大和の志士伴林六郎、平岡鳩平、乾十郎、青木精一郎、林豹吉郎、井深宣庵、植村定七、安田鐵藏等馳せ加はり、水戸の志士岡見留次郎、備中松山の志士原田龜太郎等も亦た來り投じて、兵勢益々振ふ。十八日、源内以下の首級を五條の町はづれに梟し、且つ其傍に

同	大和國宇智郡五條代官	鈴木源内
同	元締	長谷川岱助
同	手附	木村祐次郎
同	手代	恒川正次郎

天誅組の活躍

同 用人 黒澤儀助
此者共、近來違勅の幕府の逆意を受け、専ら有志の者を押付け、朝廷と幕府と同様に心得、僅か三百年以來の恩義を唱へ、開闢以來の天恩を忘却せしめ、然も是が爲に皇國を辱め、夷狄の助となる事をも辨へず、且收斂の罪も少からず、罪科甚大なり、之に依て誅戮を加ふる者也。

と書したる札を建て、近村の里正を召して、討幕の理由を告げ、且つ貢租の半額を免ず、會と學習院出仕平野次郎京都より馳せ來りて、「車駕の此あたりに行幸あらせ給はん」と不日に在り、決して輕忽の舉動あるべからず。」

との旨を告ぐ、左れども既に五條代官所を襲うて、之れを殲くせり、騎虎の勢ひ復た止むべきにあらず、忠光意見書を草して、鶴田陶司に附し、次郎と與に上京して、朝廷に捧呈せしむ。

○天誅組の立場は屋根に登りて楯根し子が取られしが如し

十九日、更に三在村の代官内原庄司を襲ひて、之れを逸し、將に益々一大活躍を試みんとす、何ぞ計らん京都の形勢、早既に俄然として變動せんとは。

五四 會士の提携

大和行幸の議は、土州人に依りて提唱せられ、大和舉兵の事、亦た主として土州人に依りて實行せられしと雖も、是れ唯土州の志士之れを爲せるのみ、土州老侯山内容堂の意志にはあらず。

容堂は夙に攘夷の行ふべからざるを知りて、公武一和の爲めに心力を盡せること少からず。

然るに其家臣武市半平太、平井收二郎、間崎哲馬、廣瀬健太等の京都に在るものは、激派の公卿と結び、諸藩の志士と交はりて、専ら攘夷の説を唱へ、其藩論自から二派に岐かる。

容堂志士の行動に快からずと雖も、激派の公卿と提携せるを以て、容易に之れを制馭すること能はず。

會と收二郎、哲馬、健太の三人、人材登庸に關する中川宮の令旨を強請して、己等を登庸せしめんと計る、容堂其行爲を怒つて、藩地に召喚し、六月八日を以て自盡を命ず。

會士の提携

○土州の君臣意見を異にする

左れども土州志士の尙ほ京都に在りて奔走せるもの、武市半平太、吉村寅太郎、土方楠左衛門以下數十人あり。

八月十日、容堂の家臣下許武兵衛、生駒清次の二人、會津の公用人廣澤富次郎等を三本木の寓居に訪ひて、

「我等隠居容堂の命を受けて、當地に來り、天下の形勢を察して、微力を盡さんと存するなり、弊藩過激の徒にして此地に在るものは、盡く藩地に歸還せしめんと欲すると雖も、彼等根據を激家堂上之間に有するを以て、容堂の力を以てするも、意の如くする能はざるの憾なきにあらず、左れども今は此地に留まるもの、武市半平太、吉村寅太郎等僅かに十數輩に過ぎず、彼等は微祿卑賤のものなりと雖も、自から容堂の意見、一藩の定論なりと稱して、激家を欺瞞せるが故に、容堂の意志亦た此に在りと信ぜられんも知るべからず、然れども二百年來、大藩を保ち、優封を擁して、高枕晏臥せるもの、皆徳川家の恩澤にあらざるはなし、容堂の幕府を助けて、尊王の實を擧げんと欲するの志、今も初めに異なる所なし、願はくは此意を諒せられんことを。」と述べ、情意懇慫にして、他事あるべくも見えず。

○會士の提携

容堂資性豪宕卓落なりと雖も、思慮周密にして、識見群に拔んず、會藩の諸士皆目して當代第一の人物と稱す。

寅次郎等今や計らずも武兵衛等の來訪に接して、容堂の意中を聞き、隠として一敵國の感あり、互に時事を談じて、將來を約す。

容堂と容保とは俱に公武の間に周旋して、其交情最も親善なりしと雖も、其家臣と家臣と互に臂を把つて懇談せしは、實に之れを以て嚆矢とす。

御親征の詔勅發表前に於て、會津、土州の提携其緒に就き、更に其發表後に於て、會津、薩摩の提携全く成る、是に於てか一大政變俄然として起る。

五五 君側の掃清 (一)

政局旋轉の時機、今や愈々來れり。

八月十三日、大和行幸の詔勅を煥發せらるるや、薩藩の士は之れを見て奮起せり、

「是れ僞勅なり、激家の專斷なり、決して主上の聖慮に出づるにあらず、今にして匡正せずんば、終に天下の大事を釀成するに至らん、左れども我が在京の兵力甚だ乏し、

君側の掃清

○高崎左太郎とは男爵高崎正風の事

會津と提携して事に當らん。」

と決し、高崎左太郎其交渉の任を帯びて、三本木なる會津藩公用人の寓居に來る、秋月梯次郎、廣澤富次郎、大野英馬、柴太一郎の四人出で、其來旨を問へば、左太郎

「近來教旨として降下せらるるところ、多くは皆奸臣の專斷に出づるの僞勅なること、諸君の既に知らるゝ所ならん、主上之れを憂ひさせ給ひ、屢々中川宮に謀らせ給ふと雖も、兵力を有する武臣の援助あるにあらずんば、其目的を達すること能はず、居常深く御遺憾に思させ給ふ、然るに今や又長州人及び眞木和泉の徒、三條中納言等と結託して、大和行幸の詔勅を發し、因りて以て天下に號令せんと欲す、是れ亦た決して主上の歡慮にあらざること明けし、弊藩今は袖手傍觀すること能はず、斷然君側の奸を除かんと欲するなり、貴藩は職京都の守護に在り、兵力も亦た強し、願はくは協同事に任せられんことを、貴藩にして若し應ぜられずんば、弊藩獨力之れに當らんの

み。」

と述べて、意氣特に激昂す、清側の急務なるは、會津藩士も亦た認むるところ、梯次郎「シテ如何なる方略を以て、其目的を達せらるゝ御所存なるか。」

○會薩の提携

と問へば、左太郎

「中川宮は御聰明に在はしまして、深く機微を察し給ふ、九州鎮撫使を御辭退あらせ給へるも、亦た激家の奸謀なるを看破せさせ給へる結果に外ならず、左れば宮に依りて我等の精神を天聰に達し奉つらんこと最も然るべし、其他今日の狀態を苦慮せらるゝ公卿亦た少からず、斷じて行はよ、決して其成らざるを憂ひず。」

と答ふ、梯次郎等

「此策最も可なり、但し我等は寡君の指揮を請うて、進退せざるべからず、此儀諒承せらるべし。」

と告げ、直に馳せて黒谷に到り、容保に謁して、事情を具申すれば、容保

「曩きに我れに賜はりたる内勅に依りて判すれば、今日の詔勅も亦た僞勅たること疑ふべき餘地なし、此上は共同して清側の事に當らん、是れ實に聖慮を安んじ奉つる所以の道なり。」

と告げ、且つ薩藩の士と與に中川宮に候せしむ。

是に於て梯次郎、富次郎の兩人、左太郎及び内田仲之助、井上彌八郎と與に中川宮に到

君側の掃清

○中川宮の御同意
○中川宮先きの命ありしも御髪伸びるまで尙ほ御法體にて在はします

り、武田相模守に依りて宮に謁し、具さに意見を陳狀すれば、宮大に悦ばせ給ひて、「好し、然らば九州鎮撫使辭任に託して謁見し、委細奏聞を遂ぐべし、但し主上には目下御神事申なり、法體にして咫尺奉つらんこと憚りあり、來る十六日早曉を以て參内し、相模守を以て内勅を傳達すべし。」と答へさせ給ひ、身命を抛ちて、宸襟を安んじ奉つらんと決意し給ふ。

五六 君側の掃清 (二)

宮中に於ては愈々御親征の準備に着手せざるべからず。

十四日、鷹司關白輔瀨特に因州侯池田相模守慶徳、備前侯池田備前守茂政の二人を召して、

「大樹先きに攘夷の期限を、五月十日と定めて上奏ありしと雖も、今に及んで尙ほ其實行を見ず、長州の如きは夙に勸旨を奉じて、外艦撃攘の端を開きしと雖も、隣藩小倉を始め皆袖手傍觀して、敢て之れを援けず、主上の軫念特に淺からず、幕府への御委任のみにては、到底攘夷の實を擧げがたきを思召され、天下の士氣を鼓舞作興せん

が爲めに、愈々大和行幸の儀を仰せ出ださせ給ふ、願ふに鳳輦を石清水八幡のあたりまで進めて、御親征の實を示させ給はんには、諸藩の意氣靡然として忽ちに奮興せん、各々亦た宜しく聖旨を奉體して、其貫徹を計らるべし。」

○兩池田侯の御親征反對

との旨を告ぐ、二人は始めより御親征の議を不可とするもの、「斯かる大事件は、在京の諸侯を召して、御諮問あらせ給ふべし、特に上杉彈正大弼は老練着實の聞えり、同人を召して御諮詢あらせ玉ふべし。」

○米澤侯の御親征反對

と答ふ、是に於て米澤侯上杉彈正大弼齊憲を召して、其意見を問ふ、齊憲「卒爾ながら我等は決して至當の御處置なりとも存じ奉つらず、大樹公未だ違勅の聞えあらざるに、卒然御親征を仰せ出されはんには、最早關東を御見棄てありしも同然にして、先般武職御委任の勅命と矛盾するにも立ち至りはんか、抑々攘夷は重大にして、公武合體、天下一致の上にあらずんば、決して其成功を期すべくもはらず、特に未だ何等の敵とてもあらざるに、至尊先づ御親征あらせ給はんこと、古來未だ其例のあらざるところ、恐れながら御稜威甚だ輕きに似たり、此儀何と思召されはんぞ。」と陳すれば、輔瀨黙々として、何の言葉をも發せず、齊憲更に百尺の竿頭一步を進めて、

君側の掃清

「天子御親征の儀は、或は人心鼓舞の策にもはんか、去りながら唯八幡あたりまで出御あらせ給へるのみにて、何の人心を鼓舞するに足りぬべき、抑征夷の任は將軍あり、我等列藩の在るあり、若し之れを措きて、鳳輦を勞し奉つらば、關外の任は如何にせさせ玉ひ、藩屏の責は如何にせさせ玉ふぞ、是れ我等の甚だ遺憾に堪へざるところ、此儀御延引あらせ玉はんこそ然るべけれ。」

と陳辯すれば、慶徳、茂政の二人亦た、

「彈正大弼の申す通り、御親征の儀は決して然るべしとも存せず、切に御延引あらんことこそ望ましけれ。」

と諫争す、輔熙

「申さるところ其理に當れり、左れども學習院の議論強くして、之れを抑止しがたし。」と述べて嘆息す、學習院とは國事掛の事なり、茂政

「左程學習院を御心に懸けさせ玉はど、國事掛の諸卿を此御席へ召さるべし、某等篤と論辯理解仕らん。」

と言へば、輔熙直に國事掛及び議奏、傳奏の諸卿を召す。

文武兩班の大議論

文武兩班の大議論は、此に始まり。

慶徳、茂政、齊憲等交々口を開きて、御親征の不可なるを論争す、其言ふところ明確、其論ずるところ正當、列座の諸卿皆忽ちに口を緘す。

三條中納言實美獨り最後まで應戦せしと雖も、辭遂に屈す。

左れども廷議之れを容れず、其翌十五日に至り、愈々八月二十五日を以て、御發輦の期と定む。

慶徳、茂政、齊憲等此舉を以て激派公卿の謀略に出づるものなりとし、大和行幸の供奉を辭して、横濱攘夷の先鋒たらんことを請ふ。

事に表裏あり、諸侯に對して告ぐるところは、單に石清水八幡のあたりまで行幸あらせ給ふに過ぎずと雖も、後宮に對して告ぐるところは然らず、輔熙

「主上此度大和へ行幸あらせ給ふに於ては、或は五六年の間、還幸あらせ給はざるやも測るべからず、國家多事の秋としては、誠に止むべからざるところ、宜しく親王を保護し奉つりて、天運の長久を祈らるべし。」

との内意を傳ふれば、妃嬪何れも愕然たらざるはなし、宮嬪お八百の方は、高松三位保